

シ ラ バ ス  
講 義 概 要

2019 年 度



大阪市立大学法学部

## 2019年度 法学部専門教育科目開講科目表

### 1 講義科目

科目名	単位数	科目ナンバー	開講期及び担当教員		履修可能 最低年次	開講基本 原則	直近開講 年度	他学部 履修	ページ 番号
			前期	後期					
《 基礎法学 》									
法 哲 学	4	JAFUN2201			2	隔年	(18)	可	
法 社 会 学	4	JAFUN3302			3	隔年	18		
日 本 法 制 史	4	JAFUN2203	安竹		2	毎年	18		1
日 本 近 代 法 制 史	4	JAFUN2204			2	1/3	(17)		
東 洋 法 制 史	4	JAFUN2205			2	1/3	(18)		
西 洋 法 制 史	4	JAFUN2206	前期集中(田口)		2	隔年	(17)		2
ロ ー マ 法	4	JAFUN2207		(飛世)	2	1/3	(16)		3
《 公 法 》									
憲 法 第 1 部	4	JAPUB1101		(篠原)	1	毎年	18	可	4
憲 法 第 2 部	2	JAPUB2202	阿部(和)		2	毎年	18		5
行 政 法 第 1 部	4	JAPUB2203		高田(倫)	2	毎年	18		6
行 政 法 第 2 部	4	JAPUB3304	(寺田)		3	毎年	18		7
租 税 法	4	JAPUB3305	(宮本)		3	隔年	(17)		8
刑 法 第 1 部	4	JAPUB2206	徳永		2	毎年	18		9
刑 法 第 2 部	4	JAPUB2207		三島	2	毎年	18		10
刑 事 訴 訟 法	4	JAPUB2208	松倉		2	毎年	18		11
刑 事 政 策	4	JAPUB2209	金澤		2	隔年	17		13
《 私 法 》									
民 法 第 1 部	4	JAPRI2201		(金丸)	2	毎年	(18)	可	14
民 法 第 2 部	4	JAPRI3302	(野々上)		3	毎年	18		15
民 法 第 3 部	4	JAPRI2203	高橋(眞)		2	毎年	18		16
民 法 第 4 部	4	JAPRI1104		坂口	1	毎年	18		17
民 法 第 5 部	2	JAPRI2205			2	隔年	18		
商 法 第 1 部	2	JAPRI2206	(藤田)		2	毎年	(18)		18
商 法 第 2 部	4	JAPRI2207		高橋(英)	2	毎年	18		19
商 法 第 3 部	2	JAPRI2208			2	隔年	18		
金 融 商 品 取 引 法	2	JAPRI3309	(北村 他)		3	毎年	(18)		20
民 事 訴 訟 法	4	JAPRI2210		岡成	2	毎年	18		21
民 事 執 行 ・ 保 全 法	2	JAPRI3311			3	隔年	18		
倒 産 法	2	JAPRI3312	前期集中(高田(賢))		3	隔年	18		22
《 社 会 法 》									
労 働 法	4	JASOC3301		(山川)	3	毎年	(18)	可	23
社 会 保 障 法	4	JASOC3302		川村	3	毎年	(18)		24
経 済 法	2	JASOC2203	不開講		2	毎年	[18]		
知 的 財 産 法	2	JASOC3304	[松村]		3	毎年	[18]		25
《 国 際 関 係 法 ・ 外 国 法 》									
国 際 法	4	JAINT2201			2	隔年	18	可	
国 際 組 織 法	4	JAINT2202		桐山	2	隔年	17		26
国 際 経 済 法	4	JAINT3303	(平)		3	隔年	17		27
国 際 私 法	2	JAINT3304			3	隔年	18		
英 米 法	4	JAINT3305			3	隔年	18		
ド イ ツ 法	4	JAINT3306			3	隔年	18		
フ ラ ン ス 法	4	JAINT2207			2	1/3	(17)		
ア ジ ア 法 ( 中 国 法 )	4	JAINT3308		王	3	隔年	17		28

科目名	単位数	科目ナンバー	開講期及び担当教員		履修可能 最低年次	開講基本 原則	直近開講 年度	他学部 履修	ページ 番号
			前期	後期					
《 政治・行政学 》									
政治学	4	JAPOL2201	稗田		2	毎年	18	可	29
比較政治学	4	JAPOL3302			3	隔年	(18)		
政治過程論	4	JAPOL3303	前期集中(品田)		3	隔年	(17)		
政治学史	4	JAPOL2204		宇羽野	2	毎年	18		
日本政治外交史	4	JAPOL3305			3	隔年	(18)		
欧州政治外交史	4	JAPOL2206	野田		2	毎年	18		
国際政治	4	JAPOL2207		永井	2	毎年	18		
行政学	4	JAPOL2208		手塚	2	毎年	18		
公共政策論	4	JAPOL3309		(上川)	3	隔年	(17)		
政治学特講(東アジアの国際関係)	2	JAPOL3310	永井		3	—	18		
《 共通 》									
法学入門	2	JACOM1101	阿部(昌)他		1・編3※	毎年	18	一部可	37
法曹実務入門	2	JACOM1102		原田 他	1	毎年	18	不可	38
政治学概論	2	JACOM1103		手塚	1・編3※	毎年	18	一部可	39
法学政治学計量分析	2	JACOM3304	(吐合)		3	毎年	(18)	不可	40
法曹発展科目(刑事法)	2	JACOM3305	[杉本(吉)]		3	毎年	[18]	不可	41

## 2 演習系科目

科目名	単位数	科目ナンバー	開講期及び担当教員		履修可能 最低年次	開講基本 原則	直近開講 年度	他学部 履修	ページ 番号
			前期	後期					
《 基礎演習 》									
基礎演習	2	JASEM1101	安竹		1※	毎年	18	不可	42
基礎演習	2	JASEM1101	重本		1※	毎年	18		
基礎演習	2	JASEM1101	徳永		1※	毎年	18		
基礎演習	2	JASEM1101	坂口		1※	毎年	18		
基礎演習	2	JASEM1101	高橋(英)		1※	毎年	18		
基礎演習	2	JASEM1101	桐山		1※	毎年	18		
基礎演習	2	JASEM1101	永井		1※	毎年	18		
《 法政2年次演習 》									
法政2年次演習	2	JASEM2202		守矢	2※	—	—	不可	49
法政2年次演習	2	JASEM2202		稗田	2※	—	—	不可	50
《 専門演習 》									
専門演習(法社会学)	4	JASEM3303	阿部(昌)		3	—	—	不可	51
専門演習(日本法制史)	4	JASEM3303	安竹		3	—	—		
専門演習(憲法)	4	JASEM3303	阿部(和)		3	—	—		
専門演習(行政法)	4	JASEM3303		高田(倫)	3	—	—		
専門演習(刑法・刑事訴訟法)	4	JASEM3303	三島		3	—	—		
専門演習(刑事法)	4	JASEM3303	金澤		3	—	—		
専門演習(刑法)	4	JASEM3303	徳永		3	—	—		
専門演習(民法)	4	JASEM3303	高橋(眞)		3	—	—		
専門演習(民法)	4	JASEM3303	坂口		3	—	—		
専門演習(商法)	4	JASEM3303	小柿		3	—	—		
専門演習(民事訴訟法)	4	JASEM3303	岡成		3	—	—		
専門演習(社会保障法)	4	JASEM3303	川村		3	—	—		
専門演習(国際法)	4	JASEM3303	桐山		3	—	—		

科目名	単位数	科目ナンバー	開講期及び担当教員		履修可能最低年次	開講基本原則	直近開講年度	他学部履修	ページ番号
			前期	後期					
専門演習(国際私法特別1)	2	JASEM3304	国友		3	—	—		64
専門演習(国際私法特別2)	2	JASEM3304		国友	3	—	—		65
専門演習(英米法)	4	JASEM3303	勝田		3	—	—		66
専門演習(ドイツ法特別1)	2	JASEM3304	守矢		3	—	—		67
専門演習(ドイツ法特別2)	2	JASEM3304		守矢	3	—	—		68
専門演習(アジア法(中国法))	4	JASEM3303	王		3	—	—		69
専門演習(政治学)	4	JASEM3303	稗田		3	—	—	不可	70
専門演習(政治学史)	4	JASEM3303	宇羽野		3	—	—		71
専門演習(欧州政治外交史)	4	JASEM3303	野田		3	—	—		72
専門演習(国際政治)	4	JASEM3303	永井		3	—	—		73
専門演習(行政学)	4	JASEM3303	手塚		3	—	—		74
《 演習論文 》									
演習論文(法社会学)	2	JASEM3305		阿部(昌)	3	—	—		75
演習論文(日本法制史)	2	JASEM3305		安竹	3	—	—		76
演習論文(行政法)	2	JASEM3305		高田(倫)	3	—	—		77
演習論文(刑事法)	2	JASEM3305		金澤	3	—	—		78
演習論文(民法)	2	JASEM3305		坂口	3	—	—		79
演習論文(商法)	2	JASEM3305		小柿	3	—	—		80
演習論文(国際法)	2	JASEM3305		桐山	3	—	—	不可	81
演習論文(英米法)	2	JASEM3305		勝田	3	—	—		82
演習論文(ドイツ法特別2)	2	JASEM3305		守矢	3	—	—		83
演習論文(政治学)	2	JASEM3305		稗田	3	—	—		84
演習論文(欧州政治外交史)	2	JASEM3305		野田	3	—	—		85
演習論文(国際政治)	2	JASEM3305		永井	3	—	—		86
演習論文(行政学)	2	JASEM3305		手塚	3	—	—		87
《 外国語演習 》									
外国語演習(英語)	2	JALNG2201	川村		2	毎年	18		88
外国語演習(英語)	2	JALNG2201	勝田		2	毎年	18		89
外国語演習(英語)	2	JALNG2201		野田	2	毎年	18		90
外国語演習(英語)	2	JALNG2201		吉井	2	毎年	18	不可	91
外国語演習(ドイツ語)	2	JALNG2202	守矢		2	毎年	18		92
外国語演習(フランス語)	2	JALNG2203	国友		2	毎年	18		93
外国語演習(中国語)	2	JALNG2204	王		2	隔年	17		94

- (注) 1 開講期及び担当教員欄の( )は非常勤講師、[ ]は特任教授によりおこなわれることを表す。  
2 履修可能最低年次欄の「※」は、該当する年次の学生のみ履修できることを表す。  
3 「法学入門」および「政治学概論」は原則1年次生および当年3年次編入生のみ履修可とするが、2019年度以降入学生で教職課程の登録を行った学生は、1年次で両科目とも修得できなかった場合に限り、2年次以降の履修を認める。  
4 開講基本原則欄の「1/3」は3年に1回の開講、「—」は開講原則未定を表す。  
5 直近開講年度欄の( )は非常勤講師、[ ]は特任教授によりおこなわれたことを表す。「新」は新設科目を表す。  
6 特別研究の開講科目は掲示を確認すること。  
7 網掛け欄は2019年度不開講科目である。

(他学部生の履修について)

- 履修可能最低年次は、他学部生にも適用する。
- 「法学入門」および「政治学概論」は、教職課程の登録を行った学生のみ、年次にかかわらず履修を認める。

授業コード	J011045010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	日本法制史		
英語科目授業名	Legal History of Japan		
科目ナンバー	JAFUN2203		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	安竹 貴彦		
科目の主題	江戸幕府後期から明治前半期にかけての法や裁判と、それに携わる人々を概観する。		
授業の到達目標	現行の法・制度は不変ではなく、試行錯誤の成果でありかつ途上でもあることを認識するとともに、批判的に再吟味する視点を養う。		
授業内容・授業計画	<p>江戸幕府（主に18世紀半ば以降）や明治前半期（但し明治15年くらいまで）の裁判組織や訴訟制度あるいは刑罰体系などを主な素材としますが、必要に応じて古代や中世、あるいは他の地域についても言及します。「近世と近代の連続性」と「近代化の過程」が、全体を通じたキーワードです。</p> <p>また、大坂町奉行所や明治初年大阪府における裁判や法・制度の独自性についても論じてみたいと思います。それは同時に、大坂という地域を通して中央を見るという試みともいえます。</p> <p>第1回 近世法の特徴（1） 近世における私的刑罰権の容認とその制限  第2回 近世法の特徴（2） 明治初年における私的刑罰権廃止の過程  第3回 江戸幕府の裁判組織（1） 概説その1  第4回 江戸幕府の裁判組織（2） 概説その2  第5回 江戸幕府の裁判組織（3） 組織を形成する「実務」法曹（1）  第6回 江戸幕府の裁判組織（4） 組織を形成する「実務」法曹（2）  第7回 江戸幕府の裁判組織（5） その他の補助者たちとその役割  第8回 江戸幕府の吟味筋（1） 犯罪事実の認定過程（1） 被疑者の捕縛  第9回 江戸幕府の吟味筋（2） 犯罪事実の認定過程（2） 自白の録取と強要  第10回 江戸幕府の吟味筋（3） 刑罰決定  第11回 江戸幕府の吟味筋（4） 法的安定性と具体的妥当性の調和  第12回 江戸幕府の刑罰（1） 概説（一般予防主義的刑罰と特別予防主義的刑罰）  第13回 江戸幕府の刑罰（2） 大坂・紀州藩・高野山などとの比較  第14回 江戸幕府の出入筋（1） 概説その1（吟味筋との違いを中心に）  第15回 江戸幕府の出入筋（2） 概説その2（内済と身代限を中心に）  第16回 江戸幕府の出入筋（3） 概説その3（出入筋を担う人々-公事宿、扱人など）  第17回 大坂町奉行所の出入筋（1） その特徴（江戸との比較）明治初年の裁判組織（4）  第18回 大坂町奉行所の出入筋（2） 幕府の統一の試みとその挫折  第19回 吟味筋と出入筋の境界  第20回 明治初年の裁判組織（1） 概説その1（司法と行政の分離の過程（1））  第21回 明治初年の裁判組織（2） 概説その2（司法と行政の分離の過程（2））  第22回 明治初年の裁判組織（3） 裁判を担う人々（1）  第23回 裁判を担う人々（2）と新たな養成制度  第24回 明治初年の断獄（近世との連続性と拷問の廃止に向けた動き）  第25回 明治初年の刑罰（1） 概説その1（近世との連続性と統一への歩み）  第26回 明治初年の刑罰（2） 概説その2（特別予防主義の導入とその困難）  第27回 明治初年大阪府の裁判と刑罰（1）（大阪府の成立と近世との連続性）  第28回 明治初年大阪府の裁判と刑罰（2）（牢と徒刑場）</p>		
事前・事後学習の内容	参考書として『日本法制史』（浅古 弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫 編、青林書院、2010）を使用。毎回、該当ページをレジュメ等に明示した上で、その部分に目を通してという前提で講義を進めます。また配布史料には極力ふりがなを付すようにしますので、これも講義の前後に目を通してください。その他、明治初年に関する講義の参考書として、牧英正・安竹貴彦『大阪「断刑録」-明治初年の罪と罰』（阿叻社、2017）に目を通していただくと、より理解が深まるかと思えます。		
評価方法	期末試験で行います。		
受講生へのコメント	「史」がつく科目ではありますが、年号や人物・項目を記憶する（あるいは「記憶すればよい」）ものではありません。常に現行の法・制度と比較を少しでも意識しながら講義に参加してください。		
教材	講義は、随時関連するレジュメ・資料を配布して進めます。また、参考文献は配布するレジュメに記載、あるいは講義中に紹介します。学情センターなどを活用して沢山読むようにしてください。上記『日本法制史』『大阪断刑録』ともに購入を強制するものではありません。		
その他	時々講義中に皆さんに質問を發します。歴史的知識の有無を問うような質問ではありません。積極的に回答してください。また、講義への質問や要望・感想などを書いていただくために、小紙片を時々配布します。これにも積極的にご協力ください。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J011070010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	西洋法制史		
英語科目授業名	Legal History of Europe		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	田口 正樹		
科目の主題	現在の課題と将来の方向について質のよい思考を行うためには、歴史的認識を養うことが一つの方法である。この講義では、西洋の歴史的基層をなす古代から中世中期までの時代を対象として、そこにおける国制（広い意味での憲法）の展開と、国制と法との関連をたどり、それを通じて西洋をより深く理解することをめざす。		
授業の到達目標	西洋古代から中世中期までの国制の変遷を説明できる。各時代の国制と法との関連を説明できる。		
授業内容・授業計画	<p>全体を時代別に、1. 中世中期、2. 中世後期、3. 近世の3章に分けて講義する。それぞれの時代について、まず政治史の動きに簡単に触れたのち、国制の特徴と歴史的展開について説明し、あわせて国制と法との関連を論じる。講義の中では、教科書の関係箇所を参照するほか、日本語訳された史料を配布して、史料を通して理解を深められるようにする。各回の予定は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の紹介</li> <li>I 中世中期（11-13世紀） <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 中世中期の西洋世界</li> <li>3. 教会改革の展開</li> <li>4. カトリック教会の発展</li> <li>5. 中世都市の成立</li> <li>6. 中世中期ドイツの国制（1）：王権と貴族支配</li> <li>7. 中世中期ドイツの国制（2）：諸侯身分とラントフリーデ</li> <li>8. 中世中期フランスの国制（1）：王権の覚醒</li> <li>9. 中世中期フランスの国制（2）：諸侯領の展開</li> <li>10. 中世イタリアの国制と法</li> <li>11. 中世イングランドの国制と法</li> <li>12. 中世中期における法の発展</li> </ol> </li> <li>II 中世後期（14-15世紀） <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 中世後期の西洋世界</li> <li>14. 中世後期のカトリック教会（1）：アヴィニヨン教皇庁</li> <li>15. 中世後期のカトリック教会（2）：大分裂・公会議・政教協約</li> <li>16. 中世後期フランスの国制（1）：百年戦争と国制</li> <li>17. 中世後期フランスの国制（2）：諸侯領と国家統合</li> <li>18. 中世後期ドイツの国制（1）：領邦の発展</li> <li>19. 中世後期ドイツの国制（2）：都市の盛衰</li> <li>20. 中世後期ドイツの国制（3）：王権と選挙侯</li> <li>21. 中世後期ドイツの国制（4）：二元的国家統合</li> </ol> </li> <li>III 近世（16-18世紀） <ol style="list-style-type: none"> <li>22. 近世の西洋世界</li> <li>23. 宗教改革と国家</li> <li>24. 近世フランスの国制（1）：絶対王政と中間団体</li> <li>25. 近世フランスの国制（2）：絶対主義国家の変質</li> <li>26. 近世ドイツの国制（1）：領邦絶対主義の展開</li> <li>27. 近世ドイツの国制（2）：帝国国制の意義</li> <li>28. まとめと展望</li> </ol> </li> </ol>		
事前・事後学習の内容	教科書の該当ページを事前に読んでおく。講義中に配布された史料も参照しつつノートを整理する。		
評価方法	到達目標の達成度を筆記試験で評価する。		
受講生へのコメント	――		
教材	教科書として、服部良久他編著『大学で学ぶ西洋史[古代・中世]』（2006年 ミネルヴァ書房）および小山哲他編著『大学で学ぶ西洋史[近現代]』（2011年 ミネルヴァ書房）を使用する。その他、講義中に史料・地図などを配布する。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J011080010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	ローマ法		
英語科目授業名	Roman Law		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	飛世 昭裕		
科目の主題	「法」と「法学」とを育んだローマ（西洋）の歴史と文化など社会の特色を理解しつつ、西洋文明の「法」と「法学」の本質について、ローマ法を素材として探求する。		
授業の到達目標	ローマ法を題材として、「法」と「法学」の本質について、自己の見解をまとめ、提示できるようになる。		
授業内容・授業計画	<p>「法律 lex」は古今東西様々な社会で観られるが、我々が学ぶ「法学 jurisprudencia」とその対象である「法 jus」とは、ローマという特殊な社会で形成され、さらに西洋社会の中で育まれてきたものである。そしてまた、「法学」は人間の生み出した「ルール」に基いた「判定」とその「判断基準」の不断の創造の中で自覚され、独特の発展を遂げたものであるといえよう。そこでこの講義では、現行法を批判的に観る視点の一つを養うために、「法」と「法学」とを育んだ西洋古典古代の社会の特色を理解しつつ、ローマ法を素材として「法」とは何か、「法学」とは何かを改めて考えてみる機会を提供することができれば幸いと考えている。講義内容はローマ国制史、法学史、ローマ法史を軸として③に掲げる目次に従って行いたい。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2回 I 序論 法と比較文化「法学前史 ギリシアとローマ」  第3回 I-1 モデルケース 「アキレウスの盾」  第4回 2 野田良之の「比較文化論」  第5回 3 「アゴーンの訴訟観」  第6回 4 ジェルネ『競技と法』  第7回 5 ホメーロス23巻『パトロクロスの葬礼競技』  第8回 6 「アゴーン」の仕組み  第9回 7 ホメーロス18巻『アキレウスの盾』  第10回 8 仲裁の系譜 ヘシオドス「神統記」「仕事と日々」  第11回 9 アテナイにおける民衆法廷の成立 アイスキュロス『エウメニーデス』  第12回 10 アテナイ国制史  第13回 11 アテナイの民衆法廷 アリストテレス『アテナイ人の国制』  第14回 12 ギリシアの法と訴訟（まとめ）  第15回 II 法学の成立 ローマの成立とローマ法  第16回 II-1 ローマの共和政  第17回 2 古ローマ法 一法（jus）と儀礼  第18回 3 神官法学  第19回 4 十二表法（Leges XII Tabularum）  第20回 5 法律訴訟（legis actio）  第21回 6 法学の発展（世俗法学の成立）  第22回 7 法の層（市民法と名誉法）  第23回 8 方式書訴訟（formula）  第24回 9 帝政期のローマ  第25回 10 古典期ローマ法  第26回 11 ローマ法学  第27回 12 古典期後のローマ法  第28回 まとめ ユスティニアヌス法典</p>		
事前・事後学習の内容	予習については、教材を予め授業の2週間ほど前に配布するので、それを予め目を通しておいてもらいたい。またさらに、関連する歴史の事項と実定法、とくに民法と民事訴訟法に関連する事柄についても確認しておいてもらいたい。復習については、授業で説明された事柄について、指示された復習、とくに小レポート課題②に関連する事柄について、考察をすること。		
評価方法	期末定期試験のほか、授業期間中に課す二回の小レポート、定期試験で持込を許す『公認持ち込み用紙』も提出の上評価の対象とする。評価の割合は、定期試験（50%）、二回の小レポート課題（40%）、持込用紙（10%）。		
受講生へのコメント	「法」や「法学」を、現行実定法とは少し距離を置いて、歴史や言語など文化に関する事項に関心をもち、改めてその起源から考えて、向き合ってみようという探究心をもっている学生の参加を心から歓迎する。		
教材	授業の教材は、講義資料・レジュメを予め配布する。テキストは特に指定しない。参考書として以下のものをあげておく。なお、基本的な参考書は第1回ガイダンスで説明するが、村上淳『「権利のための闘争」を読む』（岩波セミナーブックス 4）（岩波書店 1983年）クヌート・ヴォルフガング・ネル『ヨーロッパ法史入門 一権利保護の歴史-』（東大出版会 1999年）、ウルリッヒ・マンテ『ローマ法の歴史』（ミネルヴァ書房 2008年）、木庭顕『ローマ法案内-現代の法律家のために』（羽鳥書店 2010年）をとくに挙げておく。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J021010010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	憲法第1部		
英語科目授業名	Constitutional Law 1		
科目ナンバー	JAPUB1101		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	篠原 永明		
科目の主題	日本国憲法の解釈論のうち、主として第三章の基本権保障の議論を取り扱う。		
授業の到達目標	基本権に関する判例・学説について、基本的な知識を習得することを目標とする。また、基本権の理解を深める前提として必要な限りで、統治機構に関する基本的な知識の習得も目指す。		
授業内容・授業計画	<p>講義の行程は概ね次の通りである。詳細は開講時に改めて告知する。なお、授業の進捗状況に応じて変動する場合講義の行程は概ね次の通りである。詳細は開講時に改めて告知する。なお、授業の進捗状況に応じて変動する場合がある。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2回 統治機構①：国会・内閣の組織  第3回 統治機構②：国会の権限  第4回 統治機構③：内閣の権限  第5回 統治機構④：有権者団の権限  第6回 統治機構⑤：裁判所の組織・権限  第7回 統治機構⑥：違憲審査制  第8回 統治機構⑦：統治機構の議論のまとめ  第9回 基本権論概説  第10回 防御権①：防御権の思考構造  第11回 防御権②：「表現の自由」の基礎理論  第12回 防御権③：「表現の自由」に関する判例の分析  第13回 防御権④：「職業選択の自由」の基礎理論  第14回 防御権⑤：「職業選択の自由」に関する判例の分析  第15回 平等原則①：「法の下での平等」の思考構造  第16回 平等原則②：「法の下での平等」に関する判例の分析  第17回 政教分離①：「政教分離」の基礎理論  第18回 政教分離②：「政教分離」に関する判例の分析  第19回 法制度の形成①：「財産権」の制度形成  第20回 法制度の形成②：「財産権」に関する判例の分析  第21回 法制度の形成③：選挙制度の制度形成  第22回 法制度の形成④：選挙制度に関する判例の分析  第23回 法制度の形成⑤：婚姻・家族制度の制度形成  第24回 法制度の形成⑥：婚姻・家族制度に関する判例の分析  第25回 個別法律の解釈と基本権①：集会の自由と「公の施設」の提供  第26回 個別法律の解釈と基本権②：生存権と社会保障給付  第27回 個別法律の解釈と基本権③：私人間効力論  第28回 基本権保障の議論のまとめ</p>		
事前・事後学習の内容	事前学習としては、自身の持っている基本書及び指定した判例を熟読し、メモを作成して頂くこと。事後学習としては、講義での解説やレジュメを踏まえ、自身のノートを作成することを勧める。事前学習としては、レジュメ及び百選の指定箇所（加えて各自が購入している教科書の関係する箇所）を通読しておくことが求められる。		
評価方法	評価は期末試験のみによって行う。		
受講生へのコメント	<p>講義は、憲法に関する説明を主目的としている。ただ、その途中で民法、行政法、民事訴訟法等の議論に触れざるを得ない場合がある。最低限の説明はこちらでも行う予定ではあるが、履修者の側でも入門書などで自主的に知識を補う必要がある。国民主権や基本的人権といった原則・考え方は、高等学校の公民科などでも既に習っていると思われる。履修に際しては、当時の教科書や資料などを読み返して、大まかなところを思い出ししておくとうまくある。</p> <p>講義は、憲法に関する説明を主目的としている。ただ、その途中で民法や刑法、あるいは訴訟法といった他の法律の用語や議論に触れざるを得ない場合がある（特に第1部では判例を数多く扱うが、その際、憲法問題は単独で現れるのではなく、各種法律をめぐる紛争がその背後に控えている）。最低限の説明はこちらでも行う予定ではあるが、履修者の側でも入門書や用語集などを使って自主的に補う必要がある。</p>		
教材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習用六法（出版社は問わないが、開講の時点で最新のもの）</li> <li>・教科書は特に指定しないが、基本書を1冊必ず手元においておくこと。</li> </ul>		
その他			
履修可能最低年次	1年次生以上		



授業コード	J021120010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	憲法第2部		
英語科目授業名	Constitutional Law 2		
科目ナンバー	JAPUB2202		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	阿部 和文		
科目の主題	日本国憲法の解釈論のうち、いわゆる統治機構論を主に取り扱う。		
授業の到達目標	日本国憲法、特に第四章以下の解釈論について基本的な知識を習得することが目標となる。 我が国の公的な意思決定がどのような原則や手続に従って行われるのか、更に（第一部との関係では）国民主権・立憲主義や第三章で保障された権利がどのような組織や手続によって具体化されるのか、が主なテーマとなる。		
授業内容・授業計画	講義の行程は概ね次の通りである。詳細は開講時に改めて告知する。なお、授業の進捗状況に応じて変動する場合がある。 第1回 カイダンス、総説（統治機構の基本概念） 第2回 立法権①（国会の地位と組織） 第3回 立法権②（議員の地位、議院の組織と権限、会議の基本原則） 第4回 行政権①（行政の概念、内閣の組織・権限） 第5回 行政権②（議院内閣制） 第6回 司法権①（裁判所の組織、司法権の独立） 第7回 司法権②（裁判所の権限、公開原則） 第8回 違憲審査制①（制度の諸類型、違憲審査の対象） 第9回 違憲審査制②（憲法判断の手法、違憲判決の効果） 第10回 戦争放棄・防衛 第11回 財政 第12回 地方自治 第13回 憲法と国際法、法令の時間的効力 第14回 憲法保障・憲法改正		
事前・事後学習の内容	各回の予習箇所は、初回にレジュメで告知する。事前学習としては、そこで指定されている教科書の箇所、および百選の指定判例の事案・判旨の部分を通読しておくことが求められる。 なお、授業で使用するレジュメは、事前にMoodleでも配布する予定である。		
評価方法	評価は期末試験のみによって行う予定である。		
受講生へのコメント	既に第一部を履修している場合は、その内容を適宜思い出せるようにしておくことが重要である。「基本的人権の尊重」などの原則は統治機構にも当然及ぶものであり、また第三章で保障された権利は、本講義で扱う国家の様々な活動の中で尊重され、実現されることを想定しているためである。 講義は、日本国憲法に関する説明を主な内容とする。ただ、その途中で、他の法律の条文に触れざるを得ない場合がある。特に第二部では、国会法・内閣法・裁判所法などの政治システムに関する（形式的意味の憲法とは別の）法律を頻繁に取り上げることになる。こうした法律についても、学習用六法やe-govなどインターネット上の法令集を活用して参照するように努めてほしい。		
教材	①大石眞『憲法講義I 第3版』（有斐閣、2014年） ②『憲法判例百選II 第六版』（有斐閣、2013年） 以上のほか、学習用六法（出版社は問わないが、開講の時点で最新のもの）を用意しておくこと。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J021030010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	行政法第1部		
英語科目授業名	Administrative Law 1		
科目ナンバー	JAPUB2203		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	高田 倫子		
科目の主題	本科目は、いわゆる行政作用と（一部の）行政組織法をその主題とする。		
授業の到達目標	本科目は、上記主題について基礎的な知識を習得することをその到達目標とする。		
授業内容・授業計画	<p>教科書・レジュメに沿って講義形式で行う。学生に発言を求めたり、問題演習を行ったりすることもある。</p> <p>第1回：ガイダンス  第2回：行政の存在理由・行政法の特徴（1）行政の存在理由  第3回：行政の存在理由・行政法の特徴（2）行政法の特徴  第4回：行政と法律との関係（1）制定法のピラミッドと行政法の解釈  第5回：行政と法律との関係（2）法律による行政の原理  第6回：法の一般原則  第7回：行政組織法（1）行政組織法の基本概念  第8回：行政組織法（2）国および地方の行政組織  第9回：行政過程論の骨格  第10回：行政処分手続（1）行政手続法の意義  第11回：行政処分手続（2）行政手続法総則  第12回：行政処分手続（3）申請に対する処分と不利益処分  第13回：行政処分手続（4）手続の瑕疵が処分の取消事由になるか  第14回：中間試験  第15回：行政裁量（1）行政裁量とその裁量的統制  第16回：行政裁量（2）行政裁量に関する諸問題  第17回：行政立法（1）法規命令  第18回：行政立法（2）行政規則  第19回：行政指導  第20回：行政契約  第21回：行政計画（1）行政計画と裁量  第22回：行政計画（2）行政計画と救済方法  第23回：行政調査  第24回：行政上の義務履行確保（1）義務履行強制  第25回：行政上の義務履行確保（2）義務違反に対する制裁  第26回：情報公開・個人情報保護（1）情報公開  第27回：情報公開・個人情報保護（2）個人情報保護  第28回：事例演習</p>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習として、教科書の該当範囲を熟読し、疑問点を明確にしておくこと。条文については、その都度六法を参照すること。講義で考察する判例については、行政判例百選I、II（第7版）を繰り返し熟読すること。</p> <p>事後学習として、レジュメと各自のノート等を参照しつつ、教科書や行政判例百選I、II（第7版）を繰り返し熟読することが望ましい。</p> <p>疑問点、問題点については、遠慮なく授業の前後に質問してください。</p>		
評価方法	原則として、中間試験および期末試験の結果により評価する。場合によっては、講義への貢献度を加味することがある。		
受講生へのコメント	行政法は憲法、民法と深く関わっているので、行政法を学ぶ際には、憲法や民法についても大いに学習してほしい。		
教材	<p>（教科書）中原茂樹『基本行政法（第3版）』（日本評論社、2018年）  （副読書）宇賀克也ほか編『行政判例百選I（第7版）』（有斐閣、2017年）  （参考書）塩野宏『行政法I（第6版）』（有斐閣、2015年）  宇賀克也『行政法概説I・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2017年）  藤田宙靖『行政法総論』（青林書院、2013年）  芝池義一『行政法読本（第4版）』（有斐閣、2016年）  大橋洋一『行政法I（第3版）』（有斐閣、2016年）</p> <p>教科書・副読書・六法は、講義に必ず持参すること。参考書は、少なくとも一つを自学のために用いるのが望ましい。</p>		
その他	行政法第2部を事前または事後に履修することが望ましい。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J021040010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	行政法第2部		
英語科目授業名	Administrative Law 2		
科目ナンバー	JAPUB3304		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名(代表含む)	寺田 友子		
科目の主題	本科目は、行政法体系において、いわゆる行政救済法をその主題とする。		
授業の到達目標	本科目は、上記主題について、基礎的な知識を習得することを、その到達目標とする。		
授業内容・授業計画	<p>教科書及びレジュメに沿って講義形式で行う。受講生に発言を求めたり、問題演習を行ったりすることもある。</p> <p>第1回 ガイダンス(行政法体系における行政救済法の位置付け・行政争訟法と国家補償法)</p> <p>第2回 行政争訟法概説</p> <p>第3回 取消訴訟の概説と訴訟要件(1) 処分性</p> <p>第4回 取消訴訟の訴訟要件(2) 原告適格</p> <p>第5回 取消訴訟の訴訟要件(3) 訴えの利益</p> <p>第6回 取消訴訟の訴訟要件(4) その他の訴訟要件</p> <p>第7回 無効等確認訴訟・不作為の違法確認訴訟</p> <p>第8回 義務付け訴訟・差止め訴訟</p> <p>第9回 当事者訴訟</p> <p>第10回 取消訴訟の審理(1) 審理に係る諸原則</p> <p>第11回 取消訴訟の審理(2) 裁量行為に係る審理</p> <p>第12回 行政訴訟の判決とその効力</p> <p>第13回 仮の救済(仮の義務付けと仮の差止め)</p> <p>第14回 執行停止制度</p> <p>第15回 前半の到達度チェック</p> <p>第16回 客観訴訟概説としての機関訴訟と民衆訴訟</p> <p>第17回 住民訴訟</p> <p>第18回 住民訴訟の要件としての住民監査請求</p> <p>第19回 行政上の不服申立て総説(行政審判)とその種類</p> <p>第20回 不服申立ての要件</p> <p>第21回 不服申立ての審理と裁決</p> <p>第22回 不服申立てにおける執行停止と教示制度</p> <p>第23回 国家補償総説と損失補償概説</p> <p>第24回 損失補償の要否</p> <p>第25回 国家賠償(1) 国家賠償法1条概説</p> <p>第26回 国家賠償(2) 国家賠償法1条の要件である違法性</p> <p>第27回 国家賠償(3) 国家賠償法2条</p> <p>第28回 国家賠償(4) 国家賠償法が規定するその他の条項について</p>		
事前・事後学習の内容	<p>本講受講前に、教科書の行政救済法前を読んでおいて欲しい。</p> <p>事前学習として、教科書の該当範囲を熟読し、当該箇所に記載されている「case」について、答えとその根拠を答えられるようにしておく。その上で、疑問点があれば、明確にしておく。記載されている条文は、その都度「六法」を引いて確認する。また、引用されている『行政判例百選』掲載事案については、一読しておく。</p>		
評価方法	到達度チェック及び期末試験によって評価する。但し、講義への理解度(平常点)を加味する		
受講生へのコメント	講義の理解度等を判断するために、受講生100名未満の場合、毎回チェックシートを提出してもらう予定である。		
教材	<p>(教科書) 木村琢磨『ブラクテイス行政法(第2版)』(信山社・2017年)</p> <p>(副読書) 宇賀克也ほか編『行政判例百選(第7版)』(有斐閣・2017年)</p> <p>(参考書) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ・行政救済法(第6版)』(有斐閣・2018年)</p> <p>塩野 宏『行政法Ⅱ(第5版補訂版)』(有斐閣・2013年)</p> <p>芝池義一『行政法読本(第4版)』(有斐閣・2016年)</p> <p>高橋 滋『行政法』(弘文堂・2016年)</p> <p>中原茂樹『基本行政法(第3版)』(日本評論社・2018年)</p> <p>教科書・副読書・六法を持参して聴講すること。</p>		
その他	行政法第1部を事前又は事後に履修することが望ましい。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J021060010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	租税法		
英語科目授業名	Tax Law		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	宮本 十至子		
科目の主題	本科目は、租税法総論、所得課税法（所得税法、法人税法）を中心に、消費課税、資産課税、国際課税にも触れながら、租税法の基本原則や基礎理論を取り扱う。		
授業の到達目標	<p>(1) 租税法の基本原則や租税法の用語について理解し、説明できる。</p> <p>(2) 所得税法、法人税法（国際課税を含む）、相続・贈与税、消費税の基本的しくみを述べることができる。</p>		
授業内容・授業計画	<p>第1回 導入・租税法の位置付け</p> <p>第2回 租税法の基本原則 租税法主義、租税公平主義</p> <p>第3回 租税法の解釈と適用 (1) 租税法令の解釈、租税法と私法、固有概念と借用概念</p> <p>第4回 租税法の解釈と適用 (2) 租税回避と否認、信義則、徴収等</p> <p>第5回 所得税 (1) 所得概念、所得税算定の仕組み、税率</p> <p>第6回 所得税 (2) 納税義務者、課税単位</p> <p>第7回 所得税 (3) 実質所得者課税、利子所得、配当所得</p> <p>第8回 所得税 (4) 譲渡所得</p> <p>第9回 所得税 (5) 不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得等</p> <p>第10回 所得税 (6) 収入金額、必要経費、所得の年度帰属</p> <p>第11回 所得税 (7) 損益通算、所得控除、税額控除</p> <p>第12回 法人税 (1) 法人税と所得税の統合、納税義務者</p> <p>第13回 法人税 (2) 確定決算主義、公正処理基準、年度帰属</p> <p>第14回 法人税 (3) 益金、別段の定め</p> <p>第15回 法人税 (4) 損金、別段の定め</p> <p>第16回 法人税 (5) 役員給与、寄付金、交際費</p> <p>第17回 法人税 (6) 同族会社</p> <p>第18回 法人税 (7) 組織再編・企業結合</p> <p>第19回 消費税</p> <p>第20回 資産税 (1) 相続税・贈与税</p> <p>第21回 資産税 (2) 固定資産税</p> <p>第22回 国際課税 (1) 国際的二重課税、租税条約</p> <p>第23回 国際課税 (2) 非居住者・外国法人に対する課税</p> <p>第24回 国際課税 (3) 居住者・内国法人等に対する国際的二重課税の排除</p> <p>第25回 国際課税 (4) 移転価格税制</p> <p>第26回 国際課税 (5) 外国子会社合算税制</p> <p>第27回 国際課税 (6) 過少資本税制・過大支払利子税制</p> <p>第28回 国際課税 (7) 租税手続法の国際的側面</p>		
事前・事後学習の内容	受講にあたり、佐藤英明『ブレップ租税法 第3版』（弘文堂・2018）を事前に読んでおくことを推奨する。予習として、関連条文を確認し、教科書を読んでおくこと。復習のために課題に取り組むこと。		
評価方法	<p>期末試験 70%</p> <p>課題提出を含む平常点 30%</p>		
受講生へのコメント	<p>税法の条文は、税務六法、法令データ提供システムで確認すること。  <a href="http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a>          &lt;参考になるHP&gt;          財務省・税制 <a href="http://www.mof.go.jp/tax_policy">http://www.mof.go.jp/tax_policy</a>          国税庁 <a href="https://www.nta.go.jp/">https://www.nta.go.jp/</a></p>		
教材	<p>&lt;教科書&gt;          中里実他編『租税法概説 第3版』（有斐閣・2018）</p> <p>&lt;参考書&gt;          中里実・増井良啓『租税法判例六法第3版』（有斐閣・2017）、中里実他編・租税判例百選[第6版]、金子宏『租税法第23版』（弘文堂・2019）、佐藤英明『スタンダード所得税法〈第2版補正版〉』（弘文堂・2018）、渡辺徹也『スタンダード法人税法〈第2版〉』（弘文堂・2019）          その他講義中に紹介する。</p>		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J022010010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	刑法第1部		
英語科目授業名	Criminal Law 1		
科目ナンバー	JAPUB2206		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	徳永 元		
科目の主題	刑法総論（犯罪論）の講義		
授業の到達目標	犯罪の一般的な成立要件について、解釈の基礎となる刑法の基本原則および犯罪論体系を理解し、基本的な概念を修得することを目標とする。あわせて、罪責の軽重を判断する基礎となる不法と責任の内容を修得することを目標とする。		
授業内容・授業計画	<p>以下の計画に従い、講義を進める予定である。</p> <p>第1回 ガイダンス：授業の進め方、参考書と勉強の進め方、刑法総論の構成</p> <p>第2回 刑法と刑罰、刑法の基本原則：刑法の意義と機能、刑罰の正当化根拠、刑法の基本原則の概説</p> <p>第3回 罪刑法定主義：沿革、法律主義、事後法の禁止、刑罰法規の適正、罪刑の均衡</p> <p>第4回 犯罪論の体系：犯罪論体系概説、違法性と有責性の区別、構成要件の概念</p> <p>第5回 構成要件該当性：構成要件要素、犯罪の主体、行為、結果</p> <p>第6回 構成要件該当性：因果関係</p> <p>第7回 構成要件該当性：正犯性、正犯と共犯概説、間接正犯</p> <p>第8回 構成要件該当性：不作為犯</p> <p>第9回 違法性：総論、違法性の概念、違法性阻却の實質的原理、超法規的違法性阻却</p> <p>第10回 違法性：正当行為、法令行為と正当業務行為、治療行為</p> <p>第11回 違法性：正当防衛と緊急避難、正当防衛と緊急避難の不処罰根拠</p> <p>第12回 違法性：正当防衛の成立要件、自衛行為</p> <p>第13回 違法性：緊急避難の成立要件、過剰防衛・過剰避難、正当防衛と緊急避難の交錯</p> <p>第14回 違法性：被害者の同意の意義、同意の有効要件と効果、生命侵害と同意</p> <p>第15回 有責性：総論、責任の概念と責任主義、責任論の構造、適法行為の期待可能性</p> <p>第16回 有責性：故意総論、故意の要件、未必の故意</p> <p>第17回 有責性：錯誤、事実の錯誤と法律の錯誤、事実の錯誤の諸類型</p> <p>第18回 有責性：過失総論、過失犯の構造</p> <p>第19回 有責性：過失の要件、自動車運転と過失、管理・監督過失</p> <p>第20回 有責性：故意と違法性の意識、事実の錯誤と違法性の錯誤、違法性阻却事由前提事実の錯誤</p> <p>第21回 有責性：責任能力、原因において自由な行為、違法論と責任論のまとめ</p> <p>第22回 未遂犯：未遂の意義、予備と実行の着手</p> <p>第23回 未遂犯：不能犯、中止犯</p> <p>第24回 共犯：正犯と共犯、共犯の基礎理論</p> <p>第25回 共犯：共同正犯</p> <p>第26回 共犯：教唆と幫助</p> <p>第27回 共犯：共犯と身分、承継的共犯、過失と共犯</p> <p>第28回 罪数、刑法の適用範囲と量刑</p>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習としては、あらかじめ配布されたレジュメに目を通した上で、参考書の該当箇所を確認しておくこと。事後学習としては、授業の内容を自分の言葉により整理し、疑問点や理解が不足している点を明確にすること。</p> <p>特定の教科書・体系書に従って授業を構成しているわけではない。そのため、授業内容をある程度咀嚼した上で、該当の記述を探し出すことも求められる。</p> <p>授業で扱うことのできる題材は限られている。特に、判例については、教材を活用しつつ、事案の概要や判旨の詳細について、事前・事後の学習を心掛けてほしい。</p>		
評価方法	期末試験による。試験日の1か月前までには、期末試験のサンプルを提示する予定である。		
受講生へのコメント	刑法総論には、学習している個々の内容が、犯罪の成否・罪責の軽重とどのようにつながるのかが分かりにくいという難しさがある。それゆえ、個々の内容の学習では、犯罪論体系全体において、当該問題がどう位置付けられるのかということを意識してほしい。		
教材	<p>六法は必ず持参すること。</p> <p>判例教材として、山口厚＝佐伯仁志編『刑法判例百選Ⅰ総論 [第7版]』（有斐閣、2014）。</p> <p>教科書は特に指定しない。推奨する参考書については、初回の授業で説明する。</p>		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J022020010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	刑法第2部		
英語科目授業名	Criminal Law 2		
科目ナンバー	JAPUB2207		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	三島 聡		
科目の主題	刑法各論の講義		
授業の到達目標	刑法典第2編に規定されている個別の犯罪の内容を明らかにすることを目的とします。		
授業内容・授業計画	<p>実務の運用にも配慮しながら、個々の犯罪が保護しようとしている利益（保護法益）や個々の犯罪の成立要件について検討します。具体的な例をあげながら、できるだけわかりやすく講義したいと思っています。基本的に私のほうから説明しますが、ときおり受講者のみなさんに質問をして答えてもらうようにする予定です。</p> <p>時間の関係上、非常に重要だと思われる罪を採り上げ、詳細に検討します。</p> <p>第1回 導入  第2回 刑法の基本原則（罪刑法定原則、行為原理、責任原理）  第3回 人の意義（人の始期）  第4回 人の意義（人の終期）  第5回 自殺関与罪・同意殺人罪（処罰根拠）  第6回 自殺関与罪・同意殺人罪（偽装心中など）  第7回 傷害罪、脅迫罪  第8回 住居侵入罪（保護法益）  第9回 住居侵入罪（同意の効力など）  第10回 財産罪総論（財物性など）  第11回 財産罪総論（窃盗罪等の保護法益）  第12回 財産罪総論（窃盗罪等の保護法益ほか）  第13回 窃盗罪における不法領得の意思（概説）  第14回 窃盗罪における不法領得の意思（権利者排除意思）  第15回 窃盗罪における不法領得の意思（処分利用意思）  第16回 強盗罪（概説）  第17回 強盗罪（死者の占有など）  第18回 事後強盗罪  第19回 強盗致死傷罪  第20回 詐欺罪（概説）  第21回 詐欺罪（財産的損害）  第22回 詐欺罪（無意識の交付行為）  第23回 詐欺罪（その他）  第24回 放火罪（概説）  第25回 放火罪（公共の危険の意義）  第26回 放火罪（焼損の意義）  第27回 放火罪（公共の危険の認識）  第28回 公務執行妨害罪（職務執行の適法性など）</p>		
事前・事後学習の内容	授業時間中あるいはMoodleを通じて、次の授業で具体的に何を扱うかを示すようにしますので、基本書の当該部分の記述をあらかじめ読んでおいてください。そうすれば、授業で説明する内容がよく理解できるようになり、また、ノートも効率的にとれるようになります。他方、授業後は、当該授業で詳細に説明した事項について、基本書および補助教材で確認し整理しておいてください。		
評価方法	成績評価は、基本的に期末試験によっておこないます。ただし、レポートを若干の加点要素にすることを考えています。この点は講義のなかで説明します。		
受講生へのコメント	六法は講義にかならずもってきてください。また、何度も授業を休んでいるとこれなくなりますので、できるだけ欠席しないようにしてください。 前期開講の刑法第1部を履修していることが望ましいのですが、履修していなくても対応できるように授業をおこないます。		
教材	<p>厳密な意味で「教科書」を指定することはいたしません。比較的最近出版された「研究者」の手による刑法各論の基本書であれば、とくに問いません。ただ、それでは困るという人のために、松原芳博『刑法各論』（日本評論社、2016年）を推薦しておきます。</p> <p>補助教材として、西田典之ほか編『判例刑法各論〔第7版〕』（有斐閣、2018年）を使用します。かならず購入してください。</p> <p>参考文献として、さしあたり、曾根威彦＝松原芳博編『重点課題刑法各論』（成文堂、2008年）、大塚裕史「応用刑法II—各論」法セミ2018年6月号以降連載中、町野朔『刑法各論の現在』（有斐閣、1996年、版元品切れ）、橋爪隆「刑法各論の悩みどころ」法学教室427～450号（2016～2018年）、三島聡『刑事法への招待』（現代人文社、2004年）〔刑事法全般〕をあげておきます。</p> <p>教科書や参考文献については、初回の講義で説明します。教科書の選択に迷う人は、初回の講義後に購入するのでもかまいません。</p>		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J022051010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	刑事訴訟法		
英語科目授業名	Criminal Procedure		
科目ナンバー	JAPUB2208		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	松倉 治代		
科目の主題	刑事訴訟法は、国家刑罰権の実現を図るための手続を定める法です。日本における刑事手続の流れを理解し、刑事手続の諸制度が何を目的として作られ、いかなる機能を果たしているかを学びます。		
授業の到達目標	具体的事例について、問題の所在を理解し、条文、制度の目的や意義、判例および学説を検討し、最終的に検察官側と被告人側の両立場から論述できることを目標とします。		
授業内容・授業計画	<p>講義計画は、以下を予定しています（多少前後する可能性があります）。</p> <p>第1回 イントロダクション、任意処分と強制処分①-捜査比例の原則、強制処分法定主義</p> <p>第2回 任意処分と強制処分②-最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁を中心に</p> <p>第3回 捜査の端緒①-職務質問、職務質問に付随する所持品検査</p> <p>第4回 捜査の端緒②-自動車検問、告訴・告発</p> <p>第5回 対物的強制処分①-令状による捜索・差押え</p> <p>第6回 対物的強制処分②-令状によらない捜索・差押え</p> <p>第7回 対物的強制処分③-人の身体に対する強制処分、強制採尿、通信傍受、GPS捜査等</p> <p>第8回 对人的強制処分①-逮捕</p> <p>第9回 对人的強制処分②-勾留、逮捕と勾留の関係</p> <p>第10回 对人的強制処分③-別件逮捕・勾留</p> <p>第11回 任意捜査の限界①-被疑者取調べ、任意取調べの限界</p> <p>第12回 任意捜査の限界②-当事者録音等、おとり捜査</p> <p>第13回 被疑者・被告人の防禦①-概説、供述拒否権、弁護人依頼権</p> <p>第14回 被疑者・被告人の防禦②-接見交通権</p> <p>第15回 中間試験、捜査のまとめ</p> <p>第16回 公訴の提起①-国家訴追主義、起訴独占主義、起訴便宜主義、不当な起訴不起訴の抑制</p> <p>第17回 公訴の提起②-起訴状記載事項、訴因の明示・特定、起訴状一本主義</p> <p>第18回 審判対象、訴因の変更①-訴因変更の意義、訴因変更の可否</p> <p>第19回 審判対象、訴因の変更②-訴因変更の要否、訴因変更の許否</p> <p>第20回 公判前整理手続、公判手続</p> <p>第21回 証拠法概説①-証拠による事実認定、証拠能力と証明力、証拠裁判主義</p> <p>第22回 証拠法概説②-関連性、科学的証拠、類似行為の事実の立証</p> <p>第23回 違法収集証拠排除法則①-根拠、排除の基準</p> <p>第24回 違法収集証拠排除法則②-違法な手続と証拠との関係</p> <p>第25回 自白法則・補強法則</p> <p>第26回 伝聞証拠排除法則の意義</p> <p>第27回 伝聞証拠排除法則の例外①-供述（代用）書面の証拠能力</p> <p>第28回 伝聞証拠排除法則の例外②-同意、写真・録音媒体・録画媒体</p>		
事前・事後学習の内容	刑事訴訟法は、法曹や捜査機関といった専門職が使う法律です。それゆえ、法学部生にとってとっつきにくい科目と言われます。授業を聞くだけで理解するのは難しいでしょう。刑事訴訟法の学習においては、①基本書を読む（根拠条文、趣旨、意義等を理解する）、②刑事訴訟法判例百選又は判例学習刑事訴訟法を読む（判例の内容及び射程を理解する）、③演習問題を解く、という3つを繰り返すことが効果的です。教材として配布するレジュメをもとに、授業前（又は後）に、教科書指定箇所及び判例を読み理解することが重要です。そのため、各授業の前後に、それぞれ1時間30分程度の予習・復習を行うことが期待されます。		
評価方法	中間試験（20点満点。第15回授業での実施を予定していますが、授業進行等の都合で変更する場合があります。その場合は、事前に授業内及びサポセン法学部掲示板にて案内いたします。）と期末試験（80点満点）によって評価します（合計100点満点）。なお、①裁判傍聴レポート、②視聴覚教材を用いた課題又はゲストスピーカー企画に関する課題を実施する予定です（いずれも任意です。期末+中間=60点未満であった場合のみ、各0点~10点で考慮します。合計61点以上になることはありません。）。詳細は、第1回授業にて案内しますので、必ず出席いただきますようお願いいたします。		
受講生へのコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次年度に刑事訴訟法ゼミの履修を検討している場合、本講義を履修しておくことをおすすめします。</li> <li>・ 法曹、検察事務官、家裁調査官、警察官、刑務官、刑事法研究者など、刑事手続に関わる職業に関心のあるかたはもちろん、「おもしろそうだな」という関心がきっかけでの受講も大歓迎です。とっつきにくい法律ではありますが、約4ヶ月間たのしく取り組んでみませんか？</li> </ul>		
教材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 六法（最新版。近年、法改正が行われています。）は必須です。</li> <li>・ レジュメを配布します。レジュメ残部は、法学部棟2階法曹養成専攻事務室前に置いておきますので、各自でお取りください。</li> <li>・ 刑事訴訟法判例百選〔第10版〕、葛野尋之・中川孝博・瀧野貴生『判例学習・刑事訴訟法〔第2版〕』（法律文化社、2015）のうち、いずれかを必ず用意してください。なお、三井誠編『判例教材 刑事訴訟法』（東大出版会）でも構いませんが、判例解説は付されていませんのでご注意ください。</li> <li>・ 特に指定しませんが、教科書1冊を用意してください。教科書として、宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法』（有斐閣）、上口裕『刑事訴訟法』（成文堂）、酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣）、光藤景皎『刑事訴訟法Ⅰ』『刑事訴訟法Ⅱ』『口述刑事訴訟法 下』、白取祐司『刑事訴訟法』（日本評論社）、田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂）、福井厚『刑事訴訟法講義』（法律文化社）、緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社）等をおすすめします。なお、近年の刑法改正等にあわせ、各書改訂されていますので、最新版であるかどうか確認のうえ購入・利用してください。教科書については、第1回講義以降に準備していただいても構いません。迷った場合は、気軽に下記「質問ペーパー」等でご相談ください。</li> </ul>		

<p>その他</p>	<p>・ 質問は歓迎します。質問は、原則、第1回授業にて配布する「質問ペーパー」に記入し、授業前後に直接松倉に提出してくださいようお願いいたします。</p> <p>・ 例年、受講生のかたより、「予習や復習をしたほうが良いとはわかっているけど、具体的に何をやったらいいのか分からない」等の相談をいただきます。そこで、できるかぎり「授業のポイント」を事前にお示ししようと思っております。通常、予習において最低限取り組むことが期待されている事項には、◎（二重丸）印をつけています。これらに取り組むかどうか、どのように・どれくらい取り組むかは、自由です。</p> <p>第1回授業のポイントは、以下のとおりです。</p> <p>◎ 1. 最三決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁について、①刑事訴訟法判例百選、②葛野尋之・中川孝博・瀧野貴生『判例学習・刑事訴訟法』（法律文化社）、③三井誠編『判例教材 刑事訴訟法』（東大出版会）、④学情HP・LEX/DBいずれを使ってもよいので、「事案の概要」を読んでください。</p> <p>◎ 2. 最三決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁について、上記①②③④いずれを使ってもよいので、決定文を読んでください。</p> <p>3. 最三決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁を読み、以下を検討してください。</p> <p>(1) 本決定は、どのような基準によって任意処分と強制処分を区別したか。</p> <p>(2) 本決定は、第1審の判断基準と異なるか。</p> <p>(3) 本決定は、巡査が「出入口の方へ向かった被告人の左斜め前に立ち、両手でその左手首を掴んだ」行為の性質を、任意処分としたか、強制処分としたか。本決定は、上記(1)の基準をどのようにあてはめて、そのように判断したか。</p> <p>(4) 本件のような制止行為には、どのような法益侵害が伴うか。</p> <p>(5) 本決定は、強制手段にあたらぬ行為が、「具体的状況のもとで相当と認められる限度」のものかどうかを、どのように判断したか。また、本件の事実関係のうち、「必要性、緊急性など」として、どのような事情が考慮されたか。</p>
<p>履修可能最低年次</p>	<p>2年次生以上</p>



授業コード	J022040010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	刑事政策		
英語科目授業名	Criminology		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	金澤 真理		
科目の主題	現代社会と刑事政策。日本の刑事政策の実態を概観し、課題を析出する。		
授業の到達目標	人間行動科学の成果を踏まえた犯罪原因論を学び、個人の人権を尊重しつつ、犯罪を犯した者が社会の中で再度生活再建をするためには、如何なる制度が効果的かを考える。		
授業内容・授業計画	<p>本講義では、まず、隣接学問分野との相違を踏まえながら、刑事政策の対象とその解明手法について学び、犯罪対策のうち刑罰制度の基本事項を理解する。さらに、日本の犯罪現象に即し、課題を抱える領域をとりあげてその実態を概観し、施策や諸制度について知見を深める。講義は、以下の計画に従って進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事政策総論：刑事政策の意義</li> <li>(2) 社会科学の中の刑事政策</li> <li>(3) 犯罪の実態把握と刑事政策</li> <li>(4) 犯罪原因論の展開</li> <li>(5) 刑事制裁制度の歴史</li> <li>(6) 刑事立法と刑事政策</li> <li>(7) 刑罰論序説</li> <li>(8) 刑罰論と犯罪論</li> <li>(9) 刑罰と保安処分</li> <li>(10) 刑罰の執行と猶予制度</li> <li>(11) 自由刑の理論</li> <li>(12) 施設内処遇の根拠と実態</li> <li>(13) 社会内処遇の展開</li> <li>(14) 仮釈放と保護観察</li> <li>(15) 制裁制度のあり方と非拘禁的措置の導入</li> <li>(16) 諸外国の非拘禁的措置の動向</li> <li>(17) 刑事政策各論：刑事政策の諸問題</li> <li>(18) 少年非行とその対策</li> <li>(19) 少年保護の特徴と法的手続</li> <li>(20) 少年をめぐる制度とその担い手</li> <li>(21) 犯罪の被害者とその保護制度</li> <li>(22) 被害者の司法参加と修復的司法</li> <li>(23) 交通犯罪をめぐる法制度</li> <li>(24) 危険運転規制</li> <li>(25) 薬物犯罪規制</li> <li>(26) 高齢者による犯罪</li> <li>(27) 精神障がい者による犯罪</li> <li>(28) 累犯と再犯防止策</li> </ol>		
事前・事後学習の内容	初回講義において指示する。		
評価方法	中間レポート、期末試験を実施する。講義のポイントを理解し、問題点を正確に把握、分析できているかにより評価する。		
受講生へのコメント	「最良の刑事政策こそがよい社会政策である」（リスト）という言葉が示すように、刑事政策は社会制度を診断する尺度となる。多様な視角から柔軟な思考をはたらかせて学んでほしい。		
教材	手に取りやすい教科書として、大谷實『新版刑事政策講義』（弘文堂、2009年）、守山正、安部哲夫『ビギナーズ刑事政策（第3版）』（成文堂、2017年）がある。また、参考文献として、以下のものが有用である。浜井浩一『犯罪統計入門（第2版）』（日本評論社、2013年）『刑事司法統計入門』（日本評論社、2010年）。詳細は、初回講義において指示する。		
その他	刑法、刑事訴訟法の詳細な知識を必ずしも必要としないが、刑事法の基礎を踏まえていると効率的に学習を進められる。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J031160010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	民法第1部		
英語科目授業名	Civil Law 1		
科目ナンバー	JAPRI2201		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	金丸 義衛		
科目の主題	本講義は、民法第1編、総則部分を取り扱う。民法典の通則として定められた総則には、権利義務の主体および客体、権利変動原因としての法律行為、代理制度、時効制度がある。また、消費者契約法についても扱う。 なお、債権法改正にともない総則分野においてもいくつかの重要な改正が行われている。原則として改正法をもとに講義を行うが、必要な範囲で現行法下における議論も検討対象とする。		
授業の到達目標	民法総則の規律は、物権法および債権法の規定群と切り離して理解されるものではないが、本講義では、典型的な法律行為である契約の事例を念頭に、民法総則の理解を図る。 また、私的自治の原則に代表される民法典の諸原則の理解を基礎として、各規定の趣旨、成立要件および法律効果について、判例および通説的な理解を中心に検討を行い、典型的な事例への適用を学ぶ。		
授業内容・授業計画	第1回 ガイダンス 第2回 民法の基本構造・基本原理 第3回 権利能力・意思能力 第4回 行為能力 第5回 権利の客体 第6回 法律行為総論 (1) 法律行為概念 第7回 法律行為総論 (2) 法律行為の成立 第8回 法律行為総論 (3) 法律行為の解釈 第9回 公序良俗 第10回 心裡留保・虚偽表示 (1) 第11回 虚偽表示 (2) 94条2項類推適用 第12回 錯誤 (1) 錯誤の成立要件・法律効果 第13回 錯誤 (2) 錯誤論 第14回 詐欺・強迫 第15回 無効・取消・条件・期限 第16回 消費者契約法 第17回 代理総論 第18回 有権代理 第19回 無権代理 (1) 総論 第20回 無権代理 (2) 無権代理と相続 第21回 表見代理 (1) 総論 第22回 表見代理 (2) 109条 第23回 表見代理 (3) 110条・112条 第24回 時効 (1) 総論 第25回 時効 (2) 取得時効・消滅時効総論 第26回 時効 (3) 消滅時効各論 第27回 法人 第28回 一般条項・質疑応答		
事前・事後学習の内容	各回終了後、次回講義のレジュメをポータルサイトに配布する。予め講義範囲および設例について検討しておくこと。 講義中の資料については、講義終了後に同様に配布する。		
評価方法	期末試験の成績によって評価する。		
受講生へのコメント	民法第4部（1回生配当科目）をすでに履修していること（単位の未・既修得にかかわらず、基本的知識を有していること）。 講義には六法（債権法改正前の条文も参照できるもの）を持参すること。 その他の点については、第1回のガイダンスにおいて説明する。		
教材	教科書は特に指定しない。現時点において、債権法改正に対応した民法総則分野の体系書・教科書は以下の通りであるが、詳しくは第1回のガイダンスにおいて説明する。 ・佐久間毅『民法の基礎1 総則 第4版』（2018年・有斐閣） ・山本敬三『民法講義I 総則 第3版』（2011年・有斐閣） ・四宮和夫＝能見善久『民法総則 第9版』（2018年・弘文堂） ・佐久間毅＝石田剛＝山下純司＝原田昌和『リーガルクエスト 民法I 総則 第2版』（2018年・有斐閣） ・山田＝河内＝安永＝松久『民法 I 総則 第4版』（2018年・有斐閣）		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J031170010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	民法第2部		
英語科目授業名	Civil Law 2		
科目ナンバー	JAPRI3302		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	野々上 敬介		
科目の主題	本授業は、民法のうち、物権法および担保物権法と呼ばれる分野(民法典でいうと、民法第2編「物権」)を取り扱う。		
授業の到達目標	物権法・担保物権法上の主要な諸制度の基本的な仕組み・内容を理解すること、および、それらの理解をもとに、物権法・担保物権法に関わる具体的な事例について分析し論じることができるようになること。		
授業内容・授業計画	<p>次の順序で行う。物権法、担保物権法の順に、おおむね以下の授業計画に沿って授業を進める。授業は、レジュメを用いて、講義形式でおこなう。</p> <p>以下の授業計画は一応の目安であり、授業を進めるなかで適宜変更することがある。</p> <p>第1回 物権法序論  第2回 物権変動序論1（序論、物権変動論の概要）  第3回 物権変動序論2（物権変動の時期）、不動産物権変動1（序論）  第4回 不動産物権変動2（民法177条の「第三者」の範囲）  第5回 不動産物権変動3（登記を要する物権変動1：取消しと登記、解除と登記、相続と登記）  第6回 不動産物権変動4（登記を要する物権変動2：相続と登記の続き、取得時効と登記）  第7回 不動産登記の効力と有効要件、立木等の物権変動  第8回 動産物権変動1（動産物権譲渡の公示と対抗、即時取得の効果・要件）  第9回 動産物権変動2（即時取得の要件の続き、盗品・遺失物に関する例外）、所有権1（序論、所有権の取得）  第10回 所有権2（共有序論、共有物の利用関係、共有物にかかる権利の主張）  第11回 所有権3（共有物の分割、建物区分所有）、用益物権  第12回 占有1（占有取得の要件、本権の推定、占有の承継）  第13回 占有2（占有に基づく義務の負担、占有の訴え）  第14回 物権的請求権  第15回 担保物権法序論、留置権  第16回 先取特権  第17回 質権  第18回 抵当権1（意義、設定と公示、効力（被担保債権の範囲、効力の及ぶ目的物の範囲1：付加一体物等））  第19回 抵当権2（効力の及ぶ目的物の範囲2：物上代位）  第20回 抵当権3（実行前の法律関係1：序論、抵当権設定者からみた法律関係）  第21回 抵当権4（実行前の法律関係2：抵当権者からみた法律関係）  第22回 抵当権5（実行1：優先弁済権の実現とその方法）  第23回 抵当権6（実行2：法定地上権）  第24回 抵当権7（根抵当権、抵当権の消滅）  第25回 非典型担保1（序論、仮登記担保、譲渡担保1：総論）  第26回 非典型担保2（譲渡担保2：不動産・個別動産の譲渡担保）  第27回 非典型担保3（譲渡担保3：集合動産譲渡担保、債権譲渡担保）  第28回 非典型担保4（所有権留保）</p>		
事前・事後学習の内容	講義の進行状況にあわせて、講義前に各自の教科書等をもとに予習をし、講義後にレジュメや教科書等をもとに復習をして、理解や知識の定着をはかること。		
評価方法	期末試験の成績により評価する。		
受講生へのコメント	民法第1部・第3部・第4部の各授業で取り扱われる内容について、単位の未・既修得にかかわらず、基本的な知識を有していることが望ましい。 また、受講にあたっては、初回の授業から六法を毎回持参されたい。		
教材	特定の教科書は指定しない。教科書については開講時に説明するので、その説明も参考に、物権法と担保物権法の分野を対象とする教科書を各自で選択し用意されたい。参考書等についても、開講時に説明・紹介する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J031180010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	民法第3部		
英語科目授業名	Civil Law 3		
科目ナンバー	JAPRI2203		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	高橋 真		
科目の主題	債権総則（民法399条～520条および関連法令）の学習		
授業の到達目標	債権総則の諸制度を、その定義および典型的な具体例を通じて理解すること。		
授業内容・授業計画	<p>下記の順序で講義をする。但し、時間不足の場合に、その内容を次の回に持ち越すことがありうる。</p> <p>第1回 債権総則の位置と債権の概念（テキスト第1章）</p> <p>第2回 債権の目的①総説・特定物債権と種類債権（その1）（テキスト第2章1～4）</p> <p>第3回 債権の目的①総説・特定物債権と種類債権（その2）（テキスト第2章5、大判大正14・3・13民集4巻217頁、最判昭和36・12・15民集15巻11号2852頁）</p> <p>第4回 債権の目的②金銭債権・利息債権・選択債権（テキスト第3章）</p> <p>第5回 債権の効力・強制履行（テキスト第4章）</p> <p>第6回 債務不履行①債務不履行の基本類型（その1）（テキスト第5章1～4）</p> <p>第7回 債務不履行①債務不履行の基本類型（その2）（テキスト第5章4～5）</p> <p>第8回 債務不履行②信義則に基づく義務（その1）（テキスト第6章1～2）</p> <p>第9回 債務不履行②信義則に基づく義務（その2）（テキスト第6章3～4）</p> <p>第10回 債務不履行③債務不履行の効果-損害賠償（その1）（テキスト第7章1～3）</p> <p>第11回 債務不履行③債務不履行の効果-損害賠償（その2）（テキスト第7章4～7）</p> <p>第12回 債権侵害に対する保護（テキスト第8章）</p> <p>第13回 債権者代位権（テキスト第9章）</p> <p>第14回 詐害行為取消権①-要件（その1）（テキスト第10章1～3）</p> <p>第15回 詐害行為取消権①-要件（その2）（テキスト第10章3～4）</p> <p>第16回 詐害行為取消権②-行使方法と効果（テキスト第11章）</p> <p>第17回 多数当事者の債権関係-総説・分割債権関係・不可分債権関係（テキスト第12章）</p> <p>第18回 連帯債務（その1）（テキスト第13章1～3）</p> <p>第19回 連帯債務（その2）（テキスト第13章3～5）</p> <p>第20回 保証債務（その1）（テキスト第14章1～4）</p> <p>第21回 保証債務（その2）（テキスト第14章5～6）</p> <p>第22回 債権の消滅-各種の債権消滅原因（テキスト第15章）</p> <p>第23回 弁済-弁済の提供と受領、関連事務の処理（テキスト第16章）</p> <p>第24回 弁済者代位（その1）（テキスト第17章1～3）</p> <p>第25回 弁済者代位（その2）（テキスト第17章4～5）</p> <p>第26回 相殺（テキスト第18章）</p> <p>第27回 債権譲渡・債務引受（その1）（テキスト第19章1～3）</p> <p>第28回 債権譲渡・債務引受（その2）（テキスト第19章4～6）</p>		
事前・事後学習の内容	事前に、テキストの該当部分に目を通していただくこと。授業の中で気が付いたこと、疑問に思ったことを、各自で調べ、仲間と話し合い、さらに教員に質問すること。授業でわかりにくかったところなどについての質問に対して、回答を受講者全員に伝えるべきだと判断したときは、掲示板に載せてもらうなどの方法で全員に伝えたいと思うので、積極的に質問してほしい。		
評価方法	期末試験による。		
受講生へのコメント	六法全書を持参し、授業の中で引用された条文を、そのつど確かめること。また、基本的な制度や概念については、典型的な具体例とセットにして頭にいれること。		
教材	高橋真『入門債権総論』（成文堂・2013年）：講義の中で、テキストに挙げた設例などを積極的に使用する。なお、民法改正によって変わったところについては、資料を作成して配布する予定である。		
その他	関連判例を調べるについては、松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』（信山社・2010年）が便利である。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J031060010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	民法第4部		
英語科目授業名	Civil Law 4		
科目ナンバー	JAPRI1104		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	坂口 甲		
科目の主題	民法のうち債権各論に相当する部分：民法第3編「債権」のうち第2章「契約」、第3章「事務管理」、第4章「不当利得」、第5章「不法行為」		
授業の到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記主題に関する基本的知識を修得すること</li> <li>・当該知識を用いて、基本的な事例がどのように法的に解決されるかを論じることができるようになること</li> </ul>		
授業内容・授業計画	<p>授業は、レジュメを用いて、講義形式で行う。学生に発言を求めたり、問題演習を行ったりすることがある。以下の授業計画は一応の目安である。状況に応じて計画を変更する。</p> <p>第1回 ガイダンス、民法序論  第2回 不法行為法①一般不法行為の要件Ⅰ故意・過失  第3回 不法行為法②一般不法行為の要件Ⅱ権利侵害  第4回 不法行為法③一般不法行為の要件Ⅲ権利侵害  第5回 不法行為法④一般不法行為の要件Ⅳ損害、因果関係  第6回 不法行為法⑤不法行為の効果Ⅰ損害賠償（賠償範囲の画定）  第7回 不法行為法⑥不法行為の効果Ⅱ損害賠償（損害の金銭的評価）  第8回 不法行為法⑦不法行為の効果Ⅲ原状回復、差止め  第9回 不法行為法⑧損害賠償請求権の主体、不法行為責任の責任阻却（責任無能力者）  第10回 不法行為法⑨特殊不法行為Ⅰ責任無能力者の監督者の責任  第11回 不法行為法⑩過失相殺、損益相殺、損害賠償請求権の消滅時効  第12回 不法行為法⑪特殊不法行為Ⅱ使用者責任、運行供用者責任  第13回 不法行為法⑫特殊不法行為Ⅲ工作物責任、共同不法行為  第14回 契約法①契約の成立、契約成立前の責任  第15回 契約法②契約の効力Ⅰ同時履行の抗弁権、不安の抗弁権  第16回 契約法③契約の効力Ⅱ危険負担、第三者のためにする契約  第17回 契約法④契約の解除Ⅰ要件  第18回 契約法⑤契約の解除Ⅱ効果、危険負担との関係  第19回 契約法⑥売買Ⅰ（売買の成立、買戻し）  第20回 契約法⑦売買Ⅱ（売買の効力）  第21回 契約法⑧贈与、消費貸借、使用貸借  第22回 契約法⑨賃貸借Ⅰ  第23回 契約法⑩賃貸借Ⅱ（借地借家法上の特則）  第24回 契約法⑪請負  第25回 契約法⑫委任、事務管理  第26回 契約法⑬寄託、組合、和解  第27回 不当利得法①侵害利得、給付利得  第28回 不当利得法②特殊の給付利得、三当事者間の不当利得</p>		
事前・事後学習の内容	①講義の進行状況に合わせて、教科書を事前に読み、講義の後で再度読み返して、理解を定着させること。 ②その際には、六法を使って条文を確認するとともに、必要に応じて、判例集を併用すること。 ③「法学雑誌のしおり」に掲載されている過去問を用いて、アウトプットの練習をすること。		
評価方法	期末試験の成績により評価する。ただし、授業への貢献度を加味する場合がある。		
受講生へのコメント	①六法を必ず持参すること。 ②民法第4部で扱う内容は、もともと広範囲に及ぶ。これに加えて、契約法については、2017年5月26日に約120年ぶりに大規模な改正が行われたため、現行法と改正法（2020年4月1日施行）の両方を講義する必要がある。これらの事情により、本講義で扱うべき情報量は非常に多い。本講義の受講を希望する場合には、相当量の予習と復習が必要となることを覚悟してほしい。 ③本講義を受講する前に、ひととおり民法の全体を勉強しておくことが望ましい。民法の入門書として、川井健『はじめて学ぶ民法』（有斐閣・2011年）などがある。改正法には対応していない。受講前とにかく全体に目を通すことが重要であって、すべてを理解する（理解しようとする）必要はない。 ④2017年の民法改正については、山本敬三『民法の基礎から学ぶ民法改正』（岩波書店・2017年）などを参照。		
教材	特定の教科書は指定しない。教科書および参考書は、開講時に説明する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生以上		

授業コード	J031081010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	商法第1部		
英語科目授業名	Commercial Law 1		
科目ナンバー	JAPRI2206		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	藤田 勝利		
科目の主題	商法総則と商行為法を講義対象とする。民法典と区別される商法典の一般原則と商法典に規定する商行為（商取引）の概要について明らかにする。 平成30年5月の商法改正により、運送法を中心に改正され、現代化が図られたので、どのように改正されたか該当箇所を説明する。		
授業の到達目標	商法典の規制対象は限定的でかつ今日の経済活動に適さない規定が少なくないので、普通取引約款や商慣習、判例などを活用しながら、実際の商取引の規制の在り方について、受講生が実社会でも役立つような必要最小限の基礎知識や法的思考方法が習得できるように講述する。		
授業内容・授業計画	第1回 授業の概要の説明-商法とは（実質的意義の商法と形式的意義の商法のかい離） 第2回 商法の法源とその適用順序-普通取引約款はなぜ拘束力を持つか。 第3回 商人とは-商人資格の得喪 第4回 商業登記制度-商業登記の効力・外観法理との関係 第5回 商号-商号の保護と名板貸し 第6回 営業の譲渡-意義と効果・会社の事業譲渡と企業組織再編 第7回 商業帳簿制度-公正妥当な会計慣行と企業会計原則 第8回 商業使用人-支配人とそれ以外の商業使用人・表見支配人 第9回 代理商-商業使用人との対比・締約代理商・特約店 第10回 商行為とは-附属的商行為・商行為法通則（民商法の改正） 第11回 民商法の売買の比較-商事売買と民事売買 第12回 商事仲立人と民事仲立人-不動産取引 第13回 運送営業-平成30年5月の改正商法によりどのように変わったか。 第14回 場屋営業-ホテルの責任 30分程度の〇×式小テスト（理由付記）		
事前・事後学習の内容	担当者編著のテキストと簡単なレジュメの即して、講述するが、各回の授業内容を事前にテキストを通読して予習し、かつ事後的にテキストを補完して講述した内容を整理しておくことが望まれる。		
評価方法	原則として期末の記述式試験80%+〇×式小テスト（理由付記）20%で評価する。		
受講生へのコメント	民法法の関係科目（民法・他の商法・民事訴訟法など）を可能な限り履修されたい。特に民法総則・契約法（債権法）は不可欠。		
教材	藤田勝利・北村雅史編『プライマリー商法総則・商行為法〔第4版〕』（法律文化社 2019年4月刊行予定） 指定六法は不可欠。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J031090010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	商法第2部		
英語科目授業名	Commercial Law 2		
科目ナンバー	JAPRI2207		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	高橋 英治		
科目の主題	株式会社を中心として、会社法を概説する。		
授業の到達目標	会社の法務部に配属されても、会社法の問題を解決できる実力をつける。 法科大学院入学試験、公認会計士試験に対応できる会社法の知識をつける。		
授業内容・授業計画	<p>テキストとして指定している高橋英治著「会社法概説〔第3版〕」に沿って、会社法の内容を概説する。</p> <p>第1回 会社とは何か  第2回 会社法とは何か  第3回 持分会社  第4回 株式会社の特色  第5回 設立①発起設立と募集設立  第6回 設立②設立のおおまかな流れ  第7回 設立③設立の瑕疵  第8回 株式①社員権論  第9回 株式②株主平等原則  第10回 株式③種類株式  第11回 コーポレート・ガバナンスとは  第12回 株式会社の機関の全体像  第13回 株主総会①議決権  第14回 株主総会②取締役の説明義務など  第15回 株主総会③総会決議の瑕疵  第16回 取締役①取締役の権利義務  第17回 取締役②表見取締役など  第18回 取締役の責任  第19回 その他の機関  第20回 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のガバナンス  第21回 計算  第22回 新株発行①募集株式発行のおおまかな流れ  第23回 新株発行②敵対的企業買収  第24回 組織再編①企業再編の種類  第25回 組織再編②企業分割や合併の個別論点  第26回 会社の解散  第27回 総復習1  第28回 総復習2</p>		
事前・事後学習の内容	講義の後と前に、高橋英治著『会社法概説〔第3版〕』を、1時間かけて読んで欲しい。その際に、教科書で引用している会社法の条文を読んでおいて欲しい。		
評価方法	期末試験の結果のみで成績をつける。		
受講生へのコメント	初学者にもわかりやすい講義を目指します。また、各種国家試験、ロースクール入学試験にも対応できる実力がつく講義です。		
教材	高橋英治著『会社法概説〔第3版〕』（中央経済社、2015年）		
その他	教科書は必ず買ってください。六法を授業には持ってきてほしい。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J031200010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	金融商品取引法		
英語科目授業名	Financial Instruments and Exchange Law		
科目ナンバー	JAPRI3309		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	北村 雅史、三木 俊博、林 英生		
科目の主題	金融商品取引法の下での有価証券の取引に関する法規制について講述する。具体的には、「証券取引規制の目的」、「証券市場の仕組みとその規制」、「資金調達手法とディスクロージャー制度」、「株式・公社債の発行・流通の法規制」などのテーマを扱う。この講義は、研究者と実務家による、オムニバス形式で実施する。		
授業の到達目標	金融商品取引法の構造と目的、および同法に含まれる諸制度の内容を理解するとともに、有価証券取引実務についての基本的知識を得る。		
授業内容・授業計画	第1回 資本市場と証券取引規制の目的 担当者：北村 雅史 第2回 金融商品取引法の概要 担当者：北村 雅史 第3回 有価証券とデリバティブ 担当者：林 英生 第4回 金融商品取引所 担当者：林 英生 第5回 上場 担当者：林 英生 第6回 売買・決済 担当者：林 英生 第7回 市場の公正性の維持 担当者：林 英生 第8回 金融商品の違法販売と法的救済の実際 担当者：三木 俊博 第9回 適合性原則-投資信託の被害事例を基に 担当者：三木 俊博 第10回 金融商品のリスクと説明義務 担当者：三木 俊博 第11回 有価証券報告書虚偽記載問題 担当者：三木 俊博 第12回 証券会社におけるコンプライアンス 担当者：三木 俊博 第13回 金融商品取引法と民事法の交錯 担当者：吉井敦子 第14回 金融商品取引法と民事法の協働 担当者：吉井敦子		
事前・事後学習の内容	各担当者からレジュメ・資料が配布される。各自、講義の概要をまとめるなど、復習を心掛けること。		
評価方法	期末試験およびレポートを総合して評価する。		
受講生へのコメント	商法第二部（会社法）を履修済みか並行して履修していることが望ましい。		
教材	参考書：黒沼悦郎「金融商品取引法入門」（日経文庫）、黒沼悦郎「金融商品取引法」（有斐閣）。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J032050010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	民事訴訟法		
英語科目授業名	Civil Procedure		
科目ナンバー	JAPRI2210		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	岡成 玄太		
科目の主題	民事紛争を処理する制度の一つである民事訴訟（判決手続）について、その基本構造、基本原理、基本概念を理解するとともに、手続的な発想、思考方法に慣れていただく機会を提供する。		
授業の到達目標	今後、自らの力で民事訴訟法の学習を深めていくための助けになる基礎的な知識、思考方法を身に着けることが目標である。		
授業内容・授業計画	第1回 総論（1）-民事訴訟法・民事訴訟制度の意義・特徴 第2回 総論（2）-民事訴訟手続の概観（訴えの提起から判決の確定まで） 第3回 訴えの提起（1）-訴えの意義、訴訟上の請求、訴えの種類 第4回 訴えの提起（2）-訴訟物 第5回 訴えの提起（3）-一部請求、訴えの提起の効果 第6回 訴訟の主体（1）-裁判所・当事者 第7回 訴訟の主体（2）-当事者 第8回 訴訟の審理（1）-基本原則・口頭弁論 第9回 訴訟の審理（2）-弁論主義、釈明権・釈明義務 第10回 訴訟の審理（3）-当事者の主張の規律 第11回 訴訟の審理（4）-当事者の訴訟行為の規律 第12回 証拠法（1）-証明の意義・対象、証拠調べの手続 第13回 証拠法（2）-証拠調べの手続、自由心証主義 第14回 証拠法（3）-証明責任 第15回 訴訟要件（1）-訴えの利益 第16回 訴訟要件（2）-当事者適格 第17回 終局判決による第一審手続の終了 第18回 確定判決の効力（1）-既判力の意義、既判力の作用 第19回 確定判決の効力（2）-既判力の客体的範囲、時的限界 第20回 確定判決の効力（3）-既判力の主体的範囲 第21回 確定判決の効力（4）-既判力の主体的範囲、反射効 第22回 判決によらない訴訟の終了 第23回 複数請求 第24回 上訴（1） 第25回 上訴（2）・再審 第26回 多数当事者訴訟（1）-共同訴訟（通常共同訴訟・必要的共同訴訟） 第27回 多数当事者訴訟（2）-補助参加・独立当事者参加 第28回 多数当事者訴訟（3）-訴訟告知・訴訟承継		
事前・事後学習の内容	講義の前後にテキストの該当部分を精読する必要がある。		
評価方法	期末試験による。		
受講生へのコメント	六法は必ず持参してください。 また、理解できない点については遠慮をせず教員に質問してください。		
教材	・三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『リーガル・クエスト 民事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣・2018年） ・高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣・2015年）		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J032110010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	倒産法		
英語科目授業名	Insolvency Law		
科目ナンバー	JAPRI2212		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	高田 賢治		
科目の主題	この科目の主題は、倒産法である。倒産法とは、破産法・民事再生法・会社更生法などの総称であり、倒産処理法ということもある。倒産法の目的は、総債権者の公平な満足と債務者の経済的更生にある。この科目では、破産法と民事再生法を中心に扱う。		
授業の到達目標	倒産法を体系的に理解させることを通じて、倒産法の諸問題を理論的に考える力を身につけることを授業の到達目標とする。		
授業内容・授業計画	第1回 倒産法の必要性と存在意義 第2回 倒産手続の種類・概要と私的整理・倒産ADR 第3回 破産手続の申立てから破産手続開始決定まで 第4回 破産管財人と破産財団の意義・範囲、取戻権 第5回 破産債権の要件、手続開始時現存額主義、破産債権の届出・調査・確定、財団債権、債権の優先順位 第6回 双方未履行の双務契約・賃貸借契約・請負契約の扱い 第7回 破産手続における担保権の扱い 第8回 破産手続における相殺権の機能、相殺禁止 第9回 破産手続における否認権 第10回 破産財団の管理・換価・配当と手続の終了 第11回 個人破産と免責 第12回 民事再生手続の概要と再生債務者・監督委員 第13回 再生債権、担保権、否認権、再生計画の作成から履行まで 第14回 個人再生手続		
事前・事後学習の内容	講義で予習箇所をテキストのページで指定する。事前に該当箇所を読んで、わからない言葉を辞典で調べ、テキストのチェック問題を解くこと（予習2時間）。講義で扱ったテーマ（問いかけ）について、条文を再確認し、テキストやノートを参照して内容を整理すること（復習2時間）。時間があれば参考書を参照し、演習問題に挑戦してもらいたい。		
評価方法	最終日の試験によって評価する。		
受講生へのコメント	テキストを指定してテキストの内容に沿って講義する予定である。 指定テキストはレジユメの代わりとして頻繁に使用するため、授業開始までに用意すること。		
教材	テキストとして倉部真由美＝高田賢治＝上江洲純子『倒産法』（有斐閣・2018年）を使用する。 参考書は、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第4版〕』（有斐閣・2018年）。その他の参考文献は初回に紹介する。		
その他	民法、民事訴訟法、民事執行・保全法、会社法と関連する。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J033070010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	労働法		
英語科目授業名	Labor Law		
科目ナンバー	JASOC3301		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	山川 和義		
科目の主題	働くことに関わって生じる様々な紛争の内容や原因を理解し、それに対する法的解決や課題について検討する。労働者個人と会社（個別的労働関係）における紛争と労働組合・組合員と使用者（集团的労使関係）における紛争を扱う。		
授業の到達目標	労働法の知識を身につけ、多様な労働紛争の状況を把握し、その解決方法について労働法の理解を前提に考える力をつける。		
授業内容・授業計画	<p>原則として、教科書の章立てに沿って進める。次回講義のおおまかな範囲については、別途講義内で確認しながら進める。なお、内容の詳細については指定教科書の目次参照。</p> <p>第1回 労働法の仕組みと理念（第1章）：労働法の定義、労働法の体系  第2回 労働法の過去・現在・未来（第2章）：労働法の生成、展開（労働法の動き）  第3回 労働法上の労働者（第3章）：労基法上の労働者、労組法上の労働者  第4回 労働法上の労働者（第3章）つづき、労働組合（第4章）：労働組合とはなにか、労働組合の組織と統制  第5回 労働組合（第4章）つづき、使用者（第5章）：労基法上の使用者、労組法上の使用者  第6回 使用者（第5章）つづき  第7回 採用のプロセス（第6章）採用の自由、採用内定取消、労働条件の明示義務、試用期間  第8回 採用のプロセス（第6章）つづき。  第9回 労働条件の決定プロセス（第7章）：労働条件の決定システムの全体像、労働契約、就業規則  第10回 労働条件の決定プロセス（第7章）つづき  第11回 多様な雇用形態と法（第8章）：非正規雇用（有期雇用、パートタイム労働、派遣労働）  第12回 多様な雇用形態と法（第8章）つづき  第13回 賃金（第9章）：賃金に関する法規制、賞与・退職金、休業手当  第14回 賃金（第9章）つづき  第15回 労働時間とワーク・ライフ・バランス（第10章）：労働時間規制、年休、育児介護休業  第16回 労働時間とワーク・ライフ・バランス（第10章）つづき  第17回 自由・人格的利益・プライバシーの保護（第11章）：労働憲章、プライバシー保護、ハラスメント  第18回 雇用平等（第12章）：均等待遇、男女同一賃金、男女雇用機会均等法、その他の差別  第19回 雇用平等（第12章）つづき、健康・安全の保護と災害補償（第13章）：労働災害補償、安全配慮義務、健康配慮義務  第20回 健康・安全の保護と災害補償（第13章）つづき。  第21回 企業内でのキャリア形成（第14章）：配転、出向、転籍  第22回 企業内でのキャリア形成（第14章）つづき、懲戒処分（第15章）：企業秩序、懲戒処分  第23回 懲戒処分（第15章）つづき。団体交渉と労働協約（第16章）：団体交渉、労働協約  第24回 団体交渉と労働協約（第16章）つづき、組合活動と争議行為（第17章）：組合活動の正当性、争議行為の正当性  第25回 組合活動と争議行為（第17章）つづき、不当労働行為とその法的救済（第18章）：不当労働行為救済制度  第26回 不当労働行為とその法的救済（第18章）つづき、雇用関係の終了と承継（第19章）：解雇、辞職・合意解約（退職）、定年・再雇用、企業組織変更  第27回 雇用関係の終了と承継（第19章）つづき  第28回 セーフティネットと法（第20章）：雇用保険。全体のまとめ。</p>		
事前・事後学習の内容	講義内で指示をした教科書の該当箇所を事前に通読する。なお、該当箇所に出てきた判例百選掲載事件についても目を通しておくことが望ましい（理解に資するため）。 事後学習：講義内容の確認をした上で、講義内で生じた疑問等について発展的文献等にふれるなどして理解を深めてもらいたい。		
評価方法	原則として期末試験によって評価する。出席状況も評価に加えることがある。		
受講生へのコメント	働くことに関わる紛争をいろいろと知り、労働法の知識を得て、また、自分なりの考えを持つことで、自分が働く際によりよい環境・状況で働くための一助となる面があると思います。		
教材	教科書：和田肇・相澤美智子・緒方桂子・山川和義『労働法 第2版』（日本評論社、2019年） ：労働判例百選第9版		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J033020010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	社会保障法		
英語科目授業名	Law of Social Security		
科目ナンバー	JASOC3302		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	川村 行論		
科目の主題	社会保障制度における法的問題について考察し理解する。		
授業の到達目標	年金・医療・介護などの社会保障制度は、我々が日常生活を送るうえで必要不可欠な制度である。そのような社会保障制度について法律学の観点から検討することが本講義の目的である。具体的には、社会保障制度における法律関係の変動（発生・変更・消滅）や制度を運用するために用いられている法的な仕組みについて検討する。 本講義を通じて、社会保障制度における法的問題点を理解し、紛争が生じた場合に一定の解決策を検討できるようになることが本講義の目標である。		
授業内容・授業計画	第1回 社会保障法の全体像 第2回 社会保障制度と憲法 第3回 年金保険① 年金制度の概要 第4回 年金保険② 年金保険におけるアクター・法律関係 第5回 年金保険③ 法律関係の変動（発生） 第6回 年金保険④ 法律関係の変動（変更・消滅） 第7回 年金保険⑤ 公的年金と企業年金 第8回 年金保険⑥ 年金法制における法的問題 第9回 医療保険① 公的医療保険制度の概要 第10回 医療保険② 医療保険におけるアクター・法律関係 第11回 医療保険③ 法律関係の変動（発生） 第12回 医療保険④ 法律関係の変動（変更・消滅） 第13回 医療保険⑤ 公的医療保険と私保険 第14回 医療保険⑥ 医療保険法制における法的問題 第15回 労働保険① 労働保険の全体像（労災保険と雇用保険） 第16回 労働保険② 労働保険におけるアクター・法律関係 第17回 労働保険③ 法律関係の変動 第18回 労働保険④ 労災補償と民事損害賠償 第19回 労働保険⑤ 雇用保険におけるアクター・法律関係 第20回 労働保険⑥ 労働保険における法的問題 第21回 介護保険① 介護保険制度の概要 第22回 介護保険② 介護保険におけるアクター・法律関係 第23回 介護保険③ 法律関係の変動 第24回 介護保険④ 介護保険法制における法的問題 第24回 公的扶助① 生活保護制度の概要 第25回 公的扶助② 生活保護におけるアクター・法律関係 第26回 公的扶助③ 生活保護における法的問題 第27回 社会手当① 社会手当制度の概要 第28回 社会手当② 社会手当制度における法律関係・法的問題		
事前・事後学習の内容	事前の学習は、講義で取り上げる内容について、テキストで確認する程度でよい。事後の学習は、講義で取り上げた内容について、テキスト及び判例集により確認・理解することが必要となる。		
評価方法	定期試験		
受講生へのコメント	社会保障制度は我々が生活を送るうえで必要不可欠であるため、当事者意識をもって学習してもらいたい。また、細かな知識を覚えるというよりも、考え方を身につけてもらいたい。 なお、本講義は法律学の講義であるため、各種の社会保障制度の概要や政策動向の説明に終始するわけではないことに十分注意されたい。		
教材	加藤智章＝菊池馨実ほか『社会保障法[第6版]』（有斐閣・2015年） 岩村正彦[編]『社会保障判例百選[第5版]』（有斐閣・2016年） その他は講義中に参考文献として紹介する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J033090010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	知的財産法		
英語科目授業名	Intellectual Property Law		
科目ナンバー	JASOC3304		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	松村 信夫		
科目の主題	<p>知的財産法は、人や企業の知的創作活動の成果や業務上の信用を保護するとともに、その適正な利用との調和を目的としている。</p> <p>近年、経済のソフト化やIoT化に伴い、知的財産権に対する社会的関心は高まる一方であるが、このような知的財産権法の目的や本質が正しく理解されているかに関しては、甚だ疑問である。</p> <p>私は、実務家（弁護士）として約35年以上知的財産法分野の業務に携わってきたが、その経験に照らしても、知的財産権法は決して特殊な法分野ではなく、取引社会における基本原理を定めた市場行動規範のひとつにすぎないと考えている。ただ、対象が、民法法等が主たる対象とする有形資産ではなく無形の知的財産であるというところにその特殊性があるにすぎない。したがって、知的財産法を学ぶ為には、その目的と体系を知るだけでなく、背後に存在する社会現象や経済的ニーズを正しく理解しなければ意味がないが、興味さえあれば誰でも理解可能な法律（法体系）である。</p>		
授業の到達目標	<p>本校では、学部の講義についてはわずか2単位（15時間）の講義時間が割り当てられているにすぎないので、上記のような知的財産法の目的や本質をどこまで受講生に伝えられるかは分からない。</p> <p>そこで、学生諸君にまず知的財産法に関心を持ってもらい、その概略を理解してもらおう為に知的財産権（主に創作法たる特許権・著作権法系）の主要な論点に関する基本的判例も織り込みながら講義を進めたいと考えている（もちろん、この場合にも講義レジュメを配布するとともに、基本書を指定して学生諸君が知的財産法の概要を理解できるように配慮したい。）が、講義の方法や内容については第1回の講義時間に学生諸君の意見も聞き最終決定をしたいと考えている。</p>		
授業内容・授業計画	<p>第1回 知的財産法の意義と目的 ファービー人形の模倣例等を素材にしながらかーススタディを行う。</p> <p>第2回 特許権による保護と限界 切りもち事件等を素材としてケーススタディを行う。</p> <p>第3回 商標権による知的財産保護と限界 ヤクルト事件等を素材としてケーススタディを行う。</p> <p>第4回 著作物の要件と限界（特に応用美術、実用品や図面の著作物性に関する最近の判例や学説）について解説する。</p> <p>第5回 保護対象としての著作物Ⅱ（特殊な著作物） 編集著作物・データベースの著作物の要件、二次的著作物と原著作物、ゲームソフトと映画の著作物等との権利関係等につき解説する。</p> <p>第6回 著作権の権利内容Ⅰ 権利内容としての主要な支分権（著作権法第21条乃至28条）と著作人人格権について解説する。</p> <p>第7回 著作権の権利内容Ⅱ 前回の講義に引き続き、支分権（著作権法21条乃至28条）のうち主要な権利の効力について検討する。</p> <p>第8回 著作権の権利内容Ⅲ 著作権の権利内容となる支分権のうち頒布権、譲渡権、貸与権を中心とした講義及び事例研究を行う。</p> <p>第9回 著作権の権利内容Ⅳ 支分権のうち、翻案権（著作権法27条）及び二次的著作物に関する原著作物の著作人の権利（同28条）について解説する。</p> <p>第10回 著作人人格権の権利内容 著作人人格権の内容たる公表権、氏名表示権、同一性保持権について解説及び事例分析を行う。</p> <p>第11回 著作権・著作人人格権の帰属主体 職務著作（著作権法15条）や映画の著作物の著作人（同16条）及び著作権者（29条）等につき検討する。</p> <p>第12回 著作権の保護期間・著作権の譲渡及び利用許諾 著作権の保護期間の始期及び終期、著作権の譲渡と利用許諾の相違について講義・事例研究を行う。</p> <p>第13回 著作権・著作人人格権侵害と民事救済 知的財産権（主に特許権及び著作権）の侵害に対する民事救済としての差止及び損害賠償請求の概要と主要な論点につき、講義及び事例研究。</p> <p>第14回 著作権及び不正競争防止法の周辺領域、キャラクター・パブリシティー等に関する権利保護について判例・事例をまじえた講義及び検討を行う。</p>		
事前・事後学習の内容	講義はレジュメを事前に配布し、これを中心に行う。		
評価方法	原則として期末試験を70パーセント、レポート・平常点を30パーセントとして評価する。		
受講生へのコメント	上記以外に特にコメントはありませんが、質問があれば大学事務局を通じて受け付けます。		
教材	基本書 松村信夫＝三山峻司「著作権法要説～実務と理論～」（世界思想社） 判例集 著作権判例百選〔第5版〕（有斐閣）但し、本年2月末までに新版が出ていれば新版を使用する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J021080010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	国際組織法		
英語科目授業名	Law of International Organizations		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	桐山 孝信		
科目の主題	国際連合を中心とした国際組織の構造と機能の探求		
授業の到達目標	本講義では、「平和・人権・開発」をキーワードにして、国連を中心とした国際組織がこうした課題にどのように対処しようとしてきたかを理解し、国際組織の活動が生み出してきた規範が今後の国際社会の諸問題を解決するためにどのように利用できるかを考えることができるようになることを到達目標とする。		
授業内容・授業計画	<p>グローバル化が進展する中で、それを推進するにせよ規制するにせよ、国際組織とりわけ国際連合の役割は無視することができなくなっている。他方で、国際組織の活動は人間生活のあらゆる場面に関わっている。授業では、そういった活動のなかから、以下のように平和・人権・開発に関わる活動を中心にして考察し、受講生とともに今後の国際組織のあり方・役割について考える。</p> <p>第1回オリエンテーション：講義の進め方・成績評価の仕方など  第2回グローバル化の進展と国際組織の役割：総論的考察  第3回平和の課題：勢力均衡から集団安全保障へ  第4回国際連盟の成立  第5回国際連盟の実践  第6回国際連盟の失敗と第二次世界大戦  第7回国際連合システムの成立  第8回戦争違法化の深化  第9回紛争の平和的解決義務の展開  第10回集団的強制措置の構造  第11回冷戦と集団安全保障体制の機能麻痺  第12回平和維持活動（PKO）の「発見」と「発展」  第13回転回点としての「湾岸戦争」  第14回グローバル化時代の安全保障  第15回グローバル化時代のPKO  第16回保護する責任と人間の安全保障  第17回人権の課題：国内問題から国際問題へ  第18回国際組織と人権問題  第19回自決権と国際組織  第20回自決権の定着  第21回グローバル化時代の自決権  第22回人権条約による実施措置  第23回人権条約によらない実施措置  第24回グローバル化時代と人権理事会  第25回経済協力の国際的枠組  第26回国際連合と専門機関  第27回南北問題と開発  第28回南北問題の終焉と開発</p>		
事前・事後学習の内容	各回に、次回の講義について予告するので、教科書の指定ページ等を読んで事前学習を行うこと、また、講義終了後は次回までに講義ノートおよび教科書の該当ページを復習しておくこと。		
評価方法	成績評価は期末試験の結果による。また遅刻は厳禁であり、減点対象となりうる。		
受講生へのコメント	新聞やテレビ等メディアで取り上げられる国際問題について、国際法や国際組織の立場から説明を加えながら講義を進めていくつもりにしているので、日々の国際問題に関心を払うことを希望する。		
教材	教科書として、家正治・小畑郁・桐山孝信編『国際機構（第4版）』世界思想社、2009年を使用する。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J021090010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	国際経済法		
英語科目授業名	International Economic Law		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	平 寛		
科目の主題	国際貿易を規律する基本的法的枠組としてのWTO法（世界貿易機関（WTO）諸協定とその派生法の体系）を扱い、WTOの下での自由貿易体制を支える諸原則とWTOが直面している新たな課題を理解する。		
授業の到達目標	単に法制度の概要を理解するだけでなく、そのような法制度がなぜ必要なのか、制度の存在理由についての理解を深めるとともに、具体的紛争事例の検討を通じて国際経済法の機能を実践的に理解することを目指す。		
授業内容・授業計画	<p>概ね、以下の順序で講義を行うが、可能な限り対話形式を取り入れるので、積極的な質疑応答を期待する。</p> <p>第1回 国際経済社会における法の役割：自由貿易に関する経済学理論  第2回 国際経済社会における法の役割：国内貿易政策の意思決定過程、国際社会の構造  第3回 GATTからWTOへ：歴史的展開  第4回 WTO法の法構造  第5回 国際組織としてのWTO  第6回 WTOの紛争処理制度：制度の実績と概要  第7回 WTOの紛争処理制度：制度の特色と問題点  第8回 WTO法の国内的実施  第9回 無差別原則：最恵国待遇原則の意義、存在理由、事例分析  第10回 無差別原則：内国民待遇原則の意義と存在理由  第11回 無差別原則：内国民待遇原則の事例分析  第12回 一般的例外：GATT20条の解釈における発展  第13回 市場アクセス原則：関税に関する原則  第14回 市場アクセス原則：非関税障壁に関する原則と農業協定  第15回 市場アクセス原則：事例分析  第16回 貿易救済制度：セーフガード&amp;minus;意義、発動要件、存在理由  第17回 貿易救済制度：セーフガード&amp;minus;管理貿易的手法の規律とセーフガード協定の主要規定  第18回 貿易救済制度：アンチダンピング制度&amp;minus;意義と発動要件、存在理由  第19回 貿易救済制度：アンチダンピング協定の主要規定と事例分析  第20回 貿易救済制度：補助金相殺関税制度&amp;dash;意義、発動要件、存在理由  第21回 貿易救済制度：補助金相殺協定の主要規定と事例分析  第22回 地域経済統合：地域経済統合としての関税同盟と自由貿易地域  第23回 地域経済統合：地域経済統合に対するWTOの規律と問題点  第24回 地域経済統合：WTOにおける事例分析  第25回 SPS協定（衛生植物検疫措置協定）：協定の概要と事例分析  第26回 TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）：協定の概要  第27回 TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）：事例分析  第28回 WTOにおける非貿易的関連事項の扱い：貿易と環境、貿易と人権</p>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習として、指定教科書の上記各回テーマに関連する部分（具体的な頁数は授業で指示する）または場合によっては配布資料を読んでおくこと。事前学習は、講義を聞くにあたって、あらかじめ疑問点や問題意識を持っておくという意味で重要である。</p> <p>事後学習として、事前学習で生じた疑問点や問題意識が、講義を聞くことによってどのように解明されたのかを確認すること。そのために、教科書、講義レジュメ及び場合によっては配布資料を読み直すこと。</p>		
評価方法	定期試験による。定期試験では、授業の内容を理解しているかを問う。		
受講生へのコメント	単位を取得するためには、しっかり授業に出席し、授業の内容を理解することが大事です。		
教材	<p>教科書として、中川・清水・平・間宮『国際経済法 第3版』、有斐閣、2019年を指定する。（なお、中国からの留学生には、本書の第1版であるが、中国語版が北京大学出版社から公刊されている。）</p> <p>参考文献としてはとりあえず以下のものをあげておくが、講義中にも随時紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国際経済法学会編『国際経済法講座Ⅰ 通商・投資・競争』、法律文化社、2012年</li> <li>・松下ほか『ケースブック WTO法』有斐閣、2009年</li> <li>・松下満雄編『WTO法の諸相』南窓社、2004年</li> <li>・経済産業省通商政策局編（各年版）『不正貿易報告書』経済産業調査会（毎年5月ごろ経済産業省のウェブサイトからDL可能）</li> <li>・経済産業省「WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書」  (<a href="http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.html">http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.html</a>)</li> <li>・Matsushita et al. "The World Trade Organization," 3 ed., Oxford University Press, 2015.</li> </ul>		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J011130010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	アジア法 (中国法)		
英語科目授業名	Asian Law (Chinese Law)		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	王 晨		
科目の主題	現代中国私法概説		
授業の到達目標	中国私法の主要分野について基本的知識を獲得することを目標とするとともに、中国に固有の「法」の姿及びその普遍的価値を明らかにしたいと思う。		
授業内容・授業計画	<p>本講義では、現代中国私法の生成、現状及び展開を、民法、商法、知的財産法を中心に、最新の動きも含めて概説したい。日本法、ドイツ法、台湾法との比較も念頭に置きながら、法解釈学にとどまらず、現代中国法と社会変動という視点から考えてみたいと思う。法制度を説明するとき、できるだけ具体的判例を取り上げながら分かりやすく講義するつもりである。</p> <p>第1回現代中国法の歴史(1)-毛沢東時代  第2回現代中国法の歴史(2)-改革・開放時代  第3回中国民法概説  第4回民法の基本原則及びその適用  第5回自然人(1)-民事権利能力  第6回自然人(2)-民事行為能力  第7回法人(1)-法人制度概説  第8回法人(2)-非法人団体  第9回権利客体  第10回民事権利  第11回物権法総論  第12回用益物権・担保物権  第13回知的財産権(1)-著作権  第14回知的財産権(2)-特許権・商標権  第15回人格権  第16回民事法律行為  第17回意思表示  第18回代理  第19回民事責任(違約責任)  第20回不法行為責任法総論  第21回不法行為責任法各論(1)-製造物責任、自動車交通事故責任  第22回不法行為責任法各論(2)-医療損害責任、環境汚染責任  第23回不法行為責任法各論(3)-高度危険責任、飼育動物損害責任、工作物による損害責任  第24回時効  第25回婚姻法  第26回離婚法  第27回親子法  第28回相続法</p>		
事前・事後学習の内容	テキストの指定された範囲を予習して理解するとともに、学習内容を身につけるために復習しておくこと。		
評価方法	原則として、期末試験によって行う。出席という平常点をプラスの評価として使うことがある。		
受講生へのコメント	21世紀は、アジアの世紀(中国の世紀)であると言われている。中国は、世界の工場から世界の市場になっている。世界の周辺から世界の中心になりつつある。限りなく資本主義に近いという中国私法は、これからの国際社会において、ますます重要になってくる。東アジア私法の統合も中国が重要な役割を果たしていくことになる。現在または未来の東アジアの秩序にとって不可欠になっている中国法であるゆえに多数の学生諸君の受講を希望している。		
教材	教員が作成した中国法教材・資料を配布する。授業は、主にそれを沿って行う。参考書：小口彦太・田中信行著『現代中国法第2版』(成文堂、2012年)、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』(東京大学出版会、2017年)。		
その他	民法、東洋法制史、ドイツ法を履修することが望ましい。ただ、それらを前提条件とはしない。		
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J041260010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	政治学		
英語科目授業名	Political Science		
科目ナンバー	JAPOL2201		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	稗田 健志		
科目の主題	政治学(Political Science)の基礎を学ぶ		
授業の到達目標	・政治学の基本的な概念やモデルを理解し、それらを現実の政治現象に適用して自分なりに分析することができる。		
授業内容・授業計画	<p>授業内容・授業計画</p> <p>政治とは何だろうか？「国家」とは？市民の声はどのようにして政治プロセスに反映されているのだろうか？国民による統治を担保する政治制度は具体的にはどのように機能しているのだろうか？国民国家が織りなす国際社会とはどのような特徴を持つのだろうか？こうした問題に取り組む政治学の諸理論を紹介し、政治現象を理解するためのモデルを学んでいく。</p> <p>第1回 イントロダクション-政治とは何か-</p> <p>第2回 政治とその分析枠組み①：調整ゲーム、囚人のジレンマゲーム</p> <p>第3回 政治とその分析枠組み②：スタグハントゲーム、繰り返し囚人のジレンマゲーム</p> <p>第4回 国家という枠組み①：国家の定義と機能</p> <p>第5回 国家という枠組み②：略奪国家、契約国家、国家と市民の対抗関係</p> <p>第6回 政治体制①：政治体制の分類</p> <p>第7回 政治体制②：民主化と近代化</p> <p>第8回 政治体制③：古典的近代化論への対抗</p> <p>第9回 政策の対立軸</p> <p>第10回 選挙と投票①：選挙制度</p> <p>第11回 選挙と投票②：投票行動</p> <p>第12回 政党と政党システム①：政党の役割</p> <p>第13回 政党と政党システム②：政党組織</p> <p>第14回 政党と政党システム③：政党システム</p> <p>第15回 政権とアカウンタビリティ</p> <p>第16回 執政・立法・司法①：大統領制と議院内閣制</p> <p>第17回 執政・立法・司法②：立法過程</p> <p>第18回 執政・立法・司法③：司法の独立</p> <p>第19回 政策過程と官僚制・利益団体①：政官関係</p> <p>第20回 政策過程と官僚制・利益団体②：利益団体と官僚制</p> <p>第21回 連邦制と地方制度</p> <p>第22回 安全保障と平和①：戦争と平和をめぐるミクロな説明</p> <p>第23回 安全保障と平和②：戦争と平和をめぐるマクロな説明</p> <p>第24回 国際政治経済①：自由貿易をめぐる政治</p> <p>第25回 国際政治経済②：ヒト・モノ・カネの移動</p> <p>第26回 国際政治経済③：国際制度</p> <p>第27回 国際社会と集団・個人①：主権国家の相対化</p> <p>第28回 国際社会と集団・個人②：個人と国際社会</p> <p>以上の内容は授業の進捗状況により変更される可能性がある。</p>		
事前・事後学習の内容	事前学習：教科書の次回講義の該当章を読む。 事後学習：講義を聴いて興味を持ったテーマについて、初回授業時に配布するシラバスに記載された参考文献を読み進める。		
評価方法	1. 小テスト（30％）・・・講義中に授業の理解度を試す小テストを複数回行う。 2. 期末試験（70％）・・・論述型の試験問題を複数出題する。		
受講生へのコメント	指定教科書を用いこれに沿って講義するが、必要に応じて教科書にないトピックにも解説を加えていく。尚、本講義は他の政治系科目の導入となる。		
教材	砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩』（有斐閣ストウディア、2015年）		
その他	Moodle ( <a href="https://moodle.ex.media.osaka-cu.ac.jp/">https://moodle.ex.media.osaka-cu.ac.jp/</a> )に講義の資料を置いておくので、受講生は各自本コースを登録してダウンロードすること。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J041135010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	政治過程論		
英語科目授業名	Theory of Political Process		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	品田 裕		
科目の主題	投票行動・政治意識・政治参加・選挙制度などに関する理論的考察および実証的議論を行う。		
授業の到達目標	この講義では、政治過程の中でも民主主義の政治システムへの入力部分に関する理論と実証分析を考察するとともに、戦後日本を主とする選挙政治への理解を深めることを目標とする。		
授業内容・授業計画	<p>第1回 はじめに -選挙という仕組み-</p> <p>第2回 はじめに -選挙の機能と歴史-</p> <p>第3回 はじめに -選挙研究の概要-</p> <p>第4回 候補者志向 -個人集票組織(地縁)-</p> <p>第5回 候補者志向 -個人集票組織(団体)-</p> <p>第6回 候補者志向 -個人集票組織(後援会)-</p> <p>第7回 候補者志向 -地元利益志向-</p> <p>第8回 政党支持 -社会集団モデル-</p> <p>第9回 政党支持 -日本の政党と社会集団-</p> <p>第10回 政党支持 -政党帰属意識モデル-</p> <p>第11回 政党支持 -日本における政党支持-</p> <p>第12回 〈中間まとめ1 -戦後日本の選挙政治-&gt;</p> <p>第13回 政策争点志向 -政策争点と投票行動-</p> <p>第14回 政策争点志向 -合理的選択-</p> <p>第15回 政策争点志向 -合理的選択に基づく諸モデル-</p> <p>第16回 政策争点志向 -イデオロギー-</p> <p>第17回 政策争点志向 -価値観-</p> <p>第18回 政策争点志向 -業績評価-</p> <p>第19回 〈中間まとめ2 -現代日本の政策空間-&gt;</p> <p>第20回 選挙制度 -種類と分類-</p> <p>第21回 選挙制度 -多数代表法-</p> <p>第22回 選挙制度 -比例代表法の仕組み-</p> <p>第23回 選挙制度 -比例代表法の考え方-</p> <p>第24回 選挙制度 -中選挙区制を考える-</p> <p>第25回 選挙制度 -一票の較差-</p> <p>第26回 選挙制度 -投票参加-</p> <p>第27回 選挙制度 -有権者や政治家に与える影響-</p> <p>第28回 選挙制度 -政党システムとの関係-</p> <p>&lt;進行状況等の事情により、計画を変更する可能性が若干あります。&gt;</p>		
事前・事後学習の内容	この授業は集中講義なので、毎日の予習・復習が極めて重要になる。事前に内容を確認し、事後には、講義内容を整理し、まとめておく等、理解を深めるよう努めること。		
評価方法	定期試験を主とし、授業への参加状況、提出物等を加味する。		
受講生へのコメント	通常の教室講義です。模擬的な調査などをなるべく取り入れたいと考えています。		
教材	レジュメ・参考資料を適宜配布する予定。教科書はなし、参考書としては、『投票行動』三宅一郎(東京大学出版会、現代政治学叢書5)、『現代の政党と選挙』川人貞史ほか(有斐閣)、『政治行動論』飯田健ほか(有斐閣)、上記以外の参考文献は、開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J041045010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	政治学史		
英語科目授業名	History of Political Thought		
科目ナンバー	JAPOL2204		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	宇羽野 明子		
科目の主題	「政治」にかんする諸概念や諸制度は、古代ギリシアより「人間とはいかなるものか」、「なぜ人間は政治社会を必要とするのか」といった「政治」という人間の営みへの問いを通じて構築されてきました。本講義では西洋政治思想の歴史を概観します。とりわけヨーロッパ思想における「自由」・「共通善（ないし共通の利益）」・「正義」といった諸概念に着目しながら、「政治」のありようが歴史的にどのように問い直されてきたのかを考察していきます。		
授業の到達目標	西洋政治思想史上、各時代を代表する作品を通じて諸思想とその歴史への理解を深めます。		
授業内容・授業計画	第1回 西洋政治思想史への視座 第2回 古典古代の政治思想 (1) ポリスと政治学 第3回 古典古代の政治思想 (2) ソクラテス 第4回 古典古代の政治思想 (3) プラトン 第5回 古典古代の政治思想 (4) プラトン 第6回 古典古代の政治思想 (5) アリストテレス 第7回 古典古代の政治思想 (6) アリストテレス 第8回 古典古代の政治思想 (7) キケロ 第9回 キリスト教と政治 (1) 旧・新約聖書と政治思想 第10回 キリスト教と政治 (2) アウグスティヌス 第11回 中世の政治思想 (1) 皇帝権と教皇権／12世紀のルネサンス 第12回 中世の政治思想 (2) アクィナス 第13回 中世の政治思想 (3) アクィナス／中世末期の政治思想 第14回 ルネサンスと宗教改革 (1) マキアヴェリ 第15回 ルネサンスと宗教改革 (2) ルター／カルヴァン 第16回 ルネサンスと宗教改革 (3) フランス宗教戦争期の政治思想 第17回 17世紀の政治思想 (1) ホッブズ 第18回 17世紀の政治思想 (2) ホッブズ 第19回 17世紀の政治思想 (3) ロック 第20回 17世紀の政治思想 (4) ロック 第21回 18世紀の政治思想 (1) 啓蒙思想と文明社会 第22回 18世紀の政治思想 (1) ルソー 第23回 18世紀の政治思想 (2) ルソー 第24回 19世紀の政治思想 (1) 功利主義と自由／ミル 第25回 19世紀の政治思想 (2) ミル 第26回 19世紀の政治思想 (3) 民主主義と自由／トクヴィル 第27回 19世紀の政治思想 (4) トクヴィル 第28回 自由・公正と民主主義の現在		
事前・事後学習の内容	各講義の前後、下記の予習復習用のテキストで講義内容を確認すること。		
評価方法	原則、学期末の論述試験で評価		
受講生へのコメント	講義を通じて政治思想の古典に親しんでほしいと思います。講義では残念ながら原典邦訳の一部しか紹介できませんが、興味を持った作品にかんしては、ぜひ自ら本を手にとって全体をじっくり読み解くことにチャレンジしてみてください。		
教材	教科書はとくに指定しませんが、講義では配布プリントとあわせて、次の資料集を使用しますので各自持参してください。杉田・川崎編著『西洋政治思想資料集』法政大学出版局（*あくまでも講義内容に即してこの資料集の原典邦訳を適宜用いるのであって、この資料集に沿った形で講義を進めるわけではないことを念のため申し添えておきます。） なお、予習復習用として次のテキストを紹介しますが、次の※をつけた3冊については内容的に重複する部分が多いので、そのうちの1冊を手元に置いてほか2冊は必要に応じて参照すればよいと思います。 ※小笠原、小野、藤原共著『政治思想史』有斐閣Sシリーズ ※宇野重規著『西洋政治思想史』有斐閣アルマ ※佐々木、鷲見、杉田共著『西洋政治思想史』北樹出版 川出、山岡共著『西洋政治思想史—視座と論点』岩波テキストブックス		
その他	政治思想の原典邦訳を抜粋した配布プリントと上記の資料集とを用いて、講義を行ないます。なお、講義の進行具合によっては上記授業内容の一部を補足あるいは省略することもあります。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J041070010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	欧州政治外交史		
英語科目授業名	European Political and Diplomatic History		
科目ナンバー	JAPOL2206		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	野田 昌吾		
科目の主題	社会主義からみたヨーロッパ・デモクラシーの発展		
授業の到達目標	昨年度はオーソドックスに1870年代以降のヨーロッパ政治史の概説を行ったが、今年度は、「社会主義からみたヨーロッパ・デモクラシーの発展」をテーマに講義を行う。講義全体を通じて、ヨーロッパ政治史の基本的な知識の獲得と、ヨーロッパのデモクラシーが現代の諸問題の投げかける挑戦にどのように応答してきたかという点についての理解を深めることを目的とする。こうした歴史的検討の作業を通じて、講義のなかで、現代デモクラシーの置かれた位置についていっしょに考えていければと思っている。		
授業内容・授業計画	<p>一応の講義計画の概要は以下に示す通りであるが、順調に講義が進めば、第二次大戦後までカバーできるかもしれない。</p> <p>第1回 イントロダクション  第2回 第1部 第一次世界大戦前のデモクラシーと社会主義（1）「左翼」の登場  第3回～第4回 （2）自由主義的立憲主義体制の成立  第5回～第6回 （3）マルクス主義と左翼  第7回～第8回 （4）工業化と労働者階級の形成  第9回～第10回 （5）労働運動の興隆  第11～第14回 （6）社会主義を超える挑戦  第15回 （7）社会主義の成功と限界  第16回～第17回 第2部 戦争と革命（1）戦争による左翼の分裂と再建  第18回～第19回 （2）ロシア革命  第20回～第22回 （3）革命運動の復活  第23回～第24回 （4）ドイツとイタリア  第25回 （5）共産党の創設  第26回～第27回 （6）女性と左翼  第28回 （7）第一次大戦後の社会主義とデモクラシー</p>		
事前・事後学習の内容	必ずしも歴史的事件の継起を順を追って講義するという形をとらないので、近現代ヨーロッパ史の基礎知識があることが望ましい。コンパクトなものでよいので、ヨーロッパ近現代史の概説書をあらかじめ読んでおいて欲しい。授業後はノートを整理し、疑問点があれば次回授業時に質問すること。		
評価方法	期末試験もしくはレポート。		
受講生へのコメント	国際政治、政治学史、政治学の同時履修を薦める。		
教材	講義全体についての参考文献は以下のとおり。 ・ 山口 定『現代ヨーロッパ政治史』上・下（福村出版、1982-83） ・ 篠原 一『ヨーロッパの政治〔歴史政治学試論〕』（東京大学出版会、1986） ・ 平島健司・飯田芳弘『改訂新版 ヨーロッパ政治史』（放送大学教材、2010） ・ 網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー〔改訂第2版〕』（ナカニシヤ出版、2014） ・ 小山哲ほか編著『大学で学ぶ西洋史〔近現代〕』（ミネルヴァ書房、2011） ・ J・ジョル（池田清訳）『ヨーロッパ100年史（1・2）』（みすず書房、1975・1976）		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J041090010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	国際政治		
英語科目授業名	International Politics		
科目ナンバー	JAPOL2207		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	永井 史男		
科目の主題	国際秩序の生成、維持、崩壊に関する歴史的・理論的考察		
授業の到達目標	近代国際関係（ウェストファリア体制）、ウィーン体制、ヴェルサイユ体制、冷戦システムの生成及び崩壊に関して、その原因と理由を歴史的・理論的に理解・説明できるようにする。		
授業内容・授業計画	<p>以下のような順序で講義する予定である。ただし、講義の進行具合によっては内容に変更があるかもしれない。</p> <p>第1回 はじめに  第2回 国際政治と日本  第3回 国際政治理論（1）-国際社会と国際秩序  第4回 国際政治理論（2）-リアリズム  第5回 国際政治理論（3）-リベラリズム  第6回 近代国家と外交（1）-近代国家の特徴  第7回 近代国家と外交（2）-外交とは何か  第8回 ナショナリズム  第9回 勢力均衡体系（1）-勢力均衡とは何か  第10回 勢力均衡体系（2）-勢力均衡の問題  第11回 イギリス外交論  第12回 ウィーン体制（1）-フランス革命  第13回 ウィーン体制（2）-ウィーン会議  第14回 ウィーン体制（3）-会議(Congress)システム  第15回 ウィーン体制（4）-会議(Conference)外交  第16回 ビスマルク外交（1）-19世紀後半の社会・経済変化  第17回 ビスマルク外交（2）-ドイツ統一と勢力均衡  第18回 アメリカの普遍主義（1）-孤立主義  第19回 アメリカの普遍主義（2）-国際主義  第20回 ヴェルサイユ体制（1）-第一次世界大戦  第21回 ヴェルサイユ体制（2）-パリ講和会議  第22回 ヴェルサイユ体制（3）-ウィルソンの14か条  第23回 ヴェルサイユ体制（4）-国際連盟  第24回 戦後構想（1）-米英ソ各国の構想  第25回 戦後構想（2）-国際連合  第26回 冷戦（1）-冷戦の特質  第27回 冷戦（2）-「長い平和」  第28回 冷戦（3）-冷戦の終焉</p>		
事前・事後学習の内容	事前に予習する教科書の該当範囲は、授業中に指示する。事後学習に関する指示は、講義中に挿入するレジュメの末尾に記載しているので、そちらを参照すること。		
評価方法	期末試験の結果のみで評価する。また、数回毎に切のよいところでコミュニケーション・シート（CS）を配布し、そこで重要な論点、質問などを受け付ける。CSの提出状況及び出来栄によって、期末試験結果が芳しくない場合でも、最大10点まで加算する。読書レポートは課さない。		
受講生へのコメント	毎年のことだが、試験直前のときだけ来てノートだけで単位を取得しようとする者がいる。本講義がカバーする範囲は広く、講義中に配布するレジュメは100枚近くに及ぶ。2日や3日の一夜漬けで単位が取れるほど甘い授業ではないので、そのつもりで出席（あるいは欠席）されたい。		
教材	<p>テキスト  細谷雄一『国際秩序：18世紀ヨーロッパから21世紀アジアへ』中公新書、2012年。  ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・ウェルチ、田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争-理論と歴史[原著第10版]』有斐閣、2017年。（もし2019年4月までに第11版が出る場合には、第11版）  参考書  中西寛『国際政治とは何か：地球社会における人間と秩序』中公新書、2003年。  石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂高文社、2000年。</p>		
その他	講義中にレジュメと参考資料を配布する。また、受講生の声を講義に反映させるため、中間アンケートを実施する。 関連科目：欧州政治外交史、国際組織法		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J041110010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	行政学		
英語科目授業名	Public Administration		
科目ナンバー	JAPOL2208		
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	手塚 洋輔		
科目の主題	行政学と現代日本行政の概説		
授業の到達目標	①行政学の基本的な分析視角を活用できるようになる。 ②国・自治体で実践されている制度とそのメカニズムを説明できるようになる。 ③受講生自身が現実の行政活動を調査・分析できるようになる。		
授業内容・授業計画	<p>行政学は、民主主義の世の中にあって、選挙で選ばれていない人々（≒職業公務員）による公的な集団活動の役割とそのメカニズムを観察し説明することを目的としている。そこでは、（1）選挙で選ばれた人々（≒政治家）との関係、（2）政府という大規模組織を管理運営するしくみ、（3）社会の津々浦々で繰り広げられる行政サービスと政策的介入の実像、さらに（4）国と地方自治体が重層的に活動するなかで問われる政府間関係といった諸点が課題となる。この授業では、これら4つの視点を念頭に、組織・人事・財政・法制という基本的な行政資源にしがたってテーマを設定し検討を進める。</p> <p>第1回 ガイダンス          第2回 政府の構成——国と自治体          第3回 政府の統制——統治機構          第4回 政府の決定——官僚制          第5回 政府の仕事——政策          第6回 行政の展開（1）——近代国家・行政国家・福祉国家          第7回 行政の展開（2）——行政学の成立と変容          第8回 行政の展開（3）——行政改革の時代          第9回 行政の展開（4）——日本の行政          第10回 中間整理・補論（1）行政学総論          第11回 行政組織（1）——省庁編制          第12回 行政組織（2）——執務環境          第13回 行政組織（3）——自治体組織          第14回 行政組織（4）——改革と変化          第15回 公務員集団（1）——政と官          第16回 公務員集団（2）——人事システム          第17回 公務員集団（3）——自治体職員          第18回 公務員集団（4）——改革と変化          第19回 資源配分（1）——財政          第20回 資源配分（2）——予算編成          第21回 資源配分（3）——地方財政          第22回 資源配分（4）——計画と評価          第23回 政策形成（1）——法令の企画立案          第24回 政策形成（2）——会議による決定          第25回 政策形成（3）——国の支配と分権改革          第26回 政策形成（4）——政策実施と第一線職員          第27回 中間整理・補論（2）行政学各論          第28回 まとめ</p>		
事前・事後学習の内容	教科書該当箇所との対応表を初回に配付して予習の便をはかる。 また、授業で紹介する資料等も含めて適宜復習し理解を広げる。		
評価方法	定期試験（100%） 受講者数によっては授業参加状況等によって加点することがある。		
受講生へのコメント	具体的な進め方は初回の授業で説明するので、必ず出席すること。 また、時間割が2時限連続のため、1限と2限を一括した進行とする。（例えば、休憩時間については適宜のこととなるだろう。） 「行政（学）をよく知るために」と称して、ノンフィクション作品などを紹介するのでぜひ挑戦してほしい。		
教材	伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔『はじめての行政学』有斐閣、2016年		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J041250010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	公共政策論		
英語科目授業名	Public Policy Studies		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	上川 龍之進		
科目の主題	戦後日本において、公共政策がどのようにして決定されてきたのか、また実施されてきた公共政策の内容にはどのような特徴があったのかを、政治学の観点から説明する。		
授業の到達目標	学生が、戦後日本における公共政策の決定過程およびその政策内容の特徴について理解し、説明できるようになる。		
授業内容・授業計画	<p>講義の前半では公共政策を分析するための理論・モデルを紹介する。後半では、戦後日本における政策決定方式を大まかに説明し、それから各政策の決定過程およびその政策内容の特徴について説明していく。</p> <p>第1回 社会科学の方法①記述的推論と因果的推論  第2回 社会科学の方法②比較的方法  第3回 政府と市場①市場の失敗  第4回 政府と市場②政府の失敗  第5回 政策決定と合理性  第6回 政策決定と利益①グループ理論・集合行為論  第7回 政策決定と利益②多元主義論  第8回 政策決定と利益③権力  第9回 課題設定過程・ゴミ缶モデル  第10回 政策決定と制度①コーポラティズム論  第11回 政策決定と制度②国家論・歴史的制度論  第12回 政策決定と制度③合理的選択制度論  第13回 政策決定とアイディア①テクノクラシー論  第14回 政策決定とアイディア②アイディア・アプローチ  第15回 日本における政策決定①エリート論的説明  第16回 日本における政策決定②多元主義論的説明  第17回 日本における政策決定③圧力団体研究  第18回 日本における政策決定④国会研究  第19回 日本における政策決定⑤統治機構改革  第20回 産業政策①産業政策論争  第21回 産業政策②産業金融  第22回 産業政策③経済発展と国家の役割  第23回 予算編成①均衡財政と大蔵省  第24回 予算編成②財政赤字と大蔵省  第25回 予算編成③予算編成過程の変化  第26回 租税政策①比較税制研究・戦後日本の税制  第27回 租税政策②租税政策の決定過程  第28回 まとめ</p>		
事前・事後学習の内容	授業終了後、講義の内容について復習しておく。余力があれば、講義で挙げた文献を読んでおく。		
評価方法	期末試験（100%）		
受講生へのコメント	新聞は毎日読むようにしてください。		
教材	<p>教科書は使用しないが、講義の内容は、以下の概説的なテキストに依拠するところが大きいので、これらを適宜、参考にされたい。</p> <p>伊藤光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』有斐閣(2000年)  久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学 補訂版』有斐閣(2011年)  (ただし、上記2冊は重複する部分が多いので、購入の際には注意すること)  秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎 新版』有斐閣(2015年)  久米郁男・河野勝『改訂新版 現代日本の政治』日本放送出版協会(2011年)  参考文献については、適宜、指示する。</p> <p>なお、政治学の基本的な考え方や基本事項について、あまり理解できていない者は、北山俊哉・真淵勝・久米郁男『はじめて出会う政治学(第3版)：構造改革の向こうに』有斐閣(2009年)、伊藤光利編『ポリティカル・サイエンス事始め(第3版)』有斐閣(2009年)をあらかじめ読んでおくことを薦める。また、戦後日本の政治史について、受講生にある程度の知識があることを前提として講義を進めるため、知識が不十分な者は、石川真澄・山口二郎『戦後政治史 第三版』岩波書店(2010年)のような概説書をあらかじめ読んでおくことが望まれる。</p>		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J054270010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	政治学特講（東アジアの国際関係）		
英語科目授業名	Special Lecture on Political Science:International relations in East Asia		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	永井 史男		
科目の主題	19世紀半ばの開国期から1950年代はじめにかけての「東アジア」の国際関係の成り立ちと変容について講義を行う。ここで「東アジア」とは、中国、朝鮮半島、日本、台湾、モンゴルなどを含む狭義の東アジアを指しており、東南アジアは含まない。さらに、「東アジアの国際関係」を論じる上では欠かせない、英国や米国のかわりについても論じる。		
授業の到達目標	西洋列強の進出に対する東アジア諸国の対応（の違い）を理解するとともに、東アジアの秩序が前近代の華夷秩序からどのように変容し、主要な戦争（日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争）を経て東アジアの冷戦秩序が形成されたのかを理解する。		
授業内容・授業計画	<p>以下のように時代順に従って、また各回ごとにテーマを絞って講義を行う。また数回に1度、コミュニケーション・シートを配布して、学習方法や授業中の疑問点について、適宜フィードバックも行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. 東アジアの「伝統的」国際秩序</li> <li>3. 日本の「開国」と明治維新</li> <li>4. 中国における不平等条約体制の形成</li> <li>5. 日清戦争(1894-5)をめぐる東アジアの国際関係</li> <li>6. 日露戦争(1904-5)をめぐる東アジアの国際関係</li> <li>7. 辛亥革命後の東アジアの国際関係（1）-辛亥革命</li> <li>8. 辛亥革命後の東アジアの国際関係（2）-第一次世界大戦と対華21か条の要求</li> <li>9. ワシントン体制（1）-ワシントン会議</li> <li>10. ワシントン体制（2）-中国の統一と</li> <li>11. ワシントン体制（3）-ワシントン体制の崩壊</li> <li>12. 冷戦とアジア（1）-戦後国際秩序とアジア</li> <li>13. 冷戦とアジア（2）-国共内戦と中華人民共和国の成立</li> <li>14. 冷戦とアジア（3）-対日占領政策と朝鮮戦争</li> </ol>		
事前・事後学習の内容	講義内容は3年次生以上対象ということからもわかるように、やや高度である。日本政治外交史、国際政治、東アジア近代史に関する知識が必要とされるからであり、日本史あるいは世界史だけの知識があるだけでは不十分だからである。教科書は大部分のもので、その前半部分が授業内容に相当するが、やや難解なので、予習段階と復習段階の両方読むことを強く勧める。また、それだけでは理解が及ばない部分があるので、3冊の参考書を適宜読むとよい。また、毎回配布するレジュメにも参考図書リストを掲載するので、詳しく知りたいものはそれを参考にするとよい。		
評価方法	原則、期末試験のみによる評価である。レポートは課さない。ただし、コミュニケーション・シートの提出及び記述内容によって、及第点に達しない場合、最大10点まで加算する。コミュニケーション・シートは出席点ではないので、名前だけ書いて提出しても意味はない。		
受講生へのコメント	「東アジアの国際関係」という講義の提供は、法学部では2014年に続き2回目である。担当者自身まだ十分慣れていないため、受講生からの反応も見定めながら進めざるをえない。2014年の経験を踏まえて内容を絞ったが、それでも講義計画通りに進まないかもしれない。内容的には日本政治外交史、中国近代史、さらには国際政治に関する一定の知識を前提とするため、3回生で国際政治をとっておらず、かつ日本史や世界史を高校時代にあまり勉強していないものにとってはやや難解かもしれない（もちろん、不可能ではない）。国際政治を未履修のものは、2019年度前期に並行して開講する「国際政治」を必ず受講していただきたい。		
教材	<p>《テキスト》  川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』（名古屋大学出版会、2007年）  《参考書》  御厨貴・牧原出『日本政治外交史』（放送大学教材、2013年）  川島真編『近代中国をめぐる国際政治』（中央公論新社、2014年）  川島真・毛里和子『グローバル中国への道程-外交150年』（岩波書店、2009年）</p>		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J054430010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	法学入門		
英語科目授業名	Introduction to Legal Studies		
科目ナンバー	JACOM1101		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	阿部 昌樹、渡邊 賢、鶴田 滋		
科目の主題	この講義では法や司法制度に関わる基本的な事項を検討する。		
授業の到達目標	大学で法学を学ぶ第一歩として、法や司法制度が社会において果たしている役割に関わる基本事項を理解することがこの講義の到達目標である。		
授業内容・授業計画	第1回 法的思考と裁判（担当：阿部昌樹） 第2回 司法制度と法専門職（担当：阿部昌樹） 第3回 司法制度の利用者としての市民（担当：阿部昌樹） 第4回 司法制度の担い手としての市民（担当：阿部昌樹） 第5回 私権保護のための民事訴訟手続（実体法と手続法）（担当：鶴田滋） 第6回 民事訴訟の流れ①（訴え提起から争点整理手続まで）（担当：鶴田滋） 第7回 民事訴訟の流れ②（証拠調べから判決言渡しまで）（担当：鶴田滋） 第8回 映像にみる裁判制度（担当：鶴田滋） 第9回 現代型訴訟の現状と課題（担当：鶴田滋） 第10回 わが国の権力分立構造の中での司法権①（担当：渡邊賢） 第11回 わが国の権力分立構造の中での司法権②（担当：渡邊賢） 第12回 司法権とは何か（担当：渡邊賢） 第13回 違憲法令審査権（担当：渡邊賢） 第14回 さらなる学習のために（担当：渡邊賢）		
事前・事後学習の内容	事前学習としては、「大阪市立大学 Moodle」の本授業のページに掲載されている資料をよく読んでおくこと求める。また、事後学習としては、各自講義の要点をまとめ、また、資料を読み直したうえで、不明な点は授業終了後などに担当教員に質問し、解消しておくことを求める。		
評価方法	期末試験により成績評価を行う。		
受講生へのコメント	講義は3名の教員によるオムニバス形式で行う。		
教材	「大阪市立大学 Moodle」を利用して、レジュメや資料を配布する。特定のテキストは指定しない。参考文献は講義中に適宜指示する。		
その他	講義を聞いてわからなかったこと、疑問に思ったことは、そのままにせず、遠慮なく教員に質問するようにしてほしい。		
履修可能最低年次	1年次生および当年3年次編入学生のみ		

授業コード	J053050010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	法曹実務入門		
英語科目授業名	Introduction to the Legal Profession		
科目ナンバー	JACOM1102		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	原田 裕彦、田淵 大介、安藤 良平、富田 真平、山本 健司、道上 達也、矢倉 昌子、池田 聡、亀石 倫子、高橋 幸平		
科目の主題	法曹の具体的な仕事を通じて、法学への理解を深める端緒をつかむこと。		
授業の到達目標	<p>司法の中核を担う裁判業務を担う裁判官、弁護士および検察官を法曹三者と呼び、司法試験に合格し、司法修習を終った人々です。本学は数多くの法曹を輩出しております。最近でも、東住吉冤罪事件、GPS捜査違法事件、古くでは大阪空港公害訴訟などマスコミでも大きく取り上げられたことをご存知の方も多いたと思います、これらはいずれも本学OB法曹が関わった事件であります。</p> <p>皆さんは、具体的な法曹人の話を実際に聞かれたことはあるでしょうか。法曹に対してどのようなイメージをもたれていますか。先の著名事件だけにかかわらず、本学OB法曹は裁判実務はもちろん社会の様々な分野で活躍しております。</p> <p>この授業では、現に活躍している本学OB法曹のうちから、特に優秀な中堅・若手の法曹を講師として迎え、各人が携わっている分野のお話を伺うことを通じて、皆さんに、法曹実務の内容を理解していただくとともに、法学への深い理解へと至るための橋渡しとなることを狙いとするものであります。</p>		
授業内容・授業計画	<p>授業内容および担当講師は次の通りです。但し、授業の順および回数は、担当講師のご都合に合わせますので、変動することがあります。</p> <p>第1回 刑事事件 担当：亀石倫子  第2回 刑事事件まとめ・質疑応答 担当：亀石倫子  第3回 労働事件 担当：富田真平  第4回 労働事件まとめ・質疑応答 担当：富田真平  第5回 知財事件 担当：池田 聡  第6回 知財事件まとめ・質疑応答 担当：池田 聡  第7回 市民事件 担当：安藤良平  第8回 市民事件・質疑応答 担当：安藤良平  第9回 企業法務 担当：高橋幸平  第10回 企業内法曹 担当：田淵大介  第11回 役員等その他の弁護士業務 担当：道上達也  第12回 弁護士会務・その他の弁護士業務 担当：山本健司  第13回 男女共同参画 担当：矢倉昌子  第14回 法曹実務教育 担当：原田裕彦</p>		
事前・事後学習の内容	各分野についてどのようなことが話題になっているのかをネット上で良いのでざっと検索されておくと授業の内容が理解しやすいと思います。授業後は、授業の内容をレポートに纏める段階で、関連事項についても調査されると、理解がよりいっそう深まるでしょう。		
評価方法	レポート（後日指定する2講師分を選択してもらいます。）。レポート対象回講師の指定、提出方法および提出時期については後日告知します。		
受講生へのコメント	法曹実務入門という堅苦しいタイトルがついていますが、肩肘張らずに気楽に聞いてください。法曹というものは具体的に何をしているのかについて関心を持ってください。できれば将来の進路として法曹を考えてください。本学の先輩は、あなた方が、こちら側（法廷と傍聴席を区切るバーの法廷側）へ来ることを待っております。		
教材	特に指定しない。		
その他	法曹に興味ある方はもちろん、法曹に興味のない方も是非受講してください。		
履修可能最低年次	1年次生 ただし、履修者多数の場合には、法学部1年次生優先の履修制限を行う。		

授業コード	J053035010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	政治学概論		
英語科目授業名	Introduction to Political Science		
科目ナンバー	JACOM1103		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	手塚 洋輔		
科目の主題	現代社会における政治課題と政治学の初歩		
授業の到達目標	①現代日本及び国際情勢を俯瞰し、政治課題を認識することができる。 ②政治学の初歩的な分析視角を理解し、政治課題と関係づけることができる。		
授業内容・授業計画	<p>本講義は、法学と政治学とを学ぶタイプの法学部における「政治・行政学分野」の導入講義である（「法学入門」の政治学版とひとまず理解してもらえればよい）。そのため、まずは私たちが日本及び国際社会において直面する（直面してきた）政治的課題がどこにあり、そしてそれらと政治学がどのように関わっているのかについて、俯瞰して把握することを目指す。その上で、2回生以降に履修することとなる各授業科目に円滑に進めるよう、ごく初歩的な分析視角の習得をはかりたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイダンス：法学部で「政治学」を学ぶ</li> <li>2 現代社会と政治（1）：国際関係</li> <li>3 現代社会と政治（2）：政治経済</li> <li>4 現代社会と政治（3）：福祉国家</li> <li>5 政治の基層（1）：権力と自由</li> <li>6 政治の基層（2）：国際秩序と主権国家</li> <li>7 政治の基層（3）：デモクラシー</li> <li>8 政治のしくみ（1）：選挙制度</li> <li>9 政治のしくみ（2）：執政制度</li> <li>10 政治のしくみ（3）：公務員制度</li> <li>11 日本の政治行政（1）：55年体制</li> <li>12 日本の政治行政（2）：改革と政治</li> <li>13 日本の政治行政（3）：課題と展望</li> <li>14 まとめ：政治の見方</li> </ol> <p>なお、授業の内容や順番は変更する可能性もあるが、いずれにせよ、具体的な項目については初回授業時に提示したい。</p>		
事前・事後学習の内容	授業で用いる資料については前の回に配布し、予習の便をはかる。 また、授業で紹介する資料や文献も含めて適宜復習し理解を広げる。		
評価方法	定期試験による（100%）。 また、授業参加状況（授業参加シートの提出及びその内容）に応じて多少加点する予定である。 授業参加シートの評価方法等については初回の授業で説明するので必ず出席すること。		
受講生へのコメント	政治学は多彩なアプローチで政治現象に挑みますので、「概論」のあり方も定まってはいません。この講義でも、できる限り幅広く扱いたいとは考えていますが、講義担当者の専門分野（行政学）に引き寄せられる可能性は大いにあります。たとえ、この講義に挫折や失望したとしても、それとは異なる政治学の世界がたくさんありますので、2回生以降も各科目に臆することなく挑戦してください（と今のうちに述べておきます）。		
教材	<p>特定の教科書は用いないが、以下の書籍は自習（予習・復習）に際して参考になるところが多いだろう。</p> <p>（参考書）          荻部直・宇野重規・中本義彦編『政治学をつかむ』有斐閣、2011年          砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩』有斐閣ストゥディア、2015年          宇野重規『未来をはじめる：「人と一緒にいること」の政治学』東京大学出版会、2018年</p>		
その他			
履修可能最低年次	1年次生および当年3年次編入学生のみ		

授業コード	J053040010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	法学政治学計量分析		
英語科目授業名	Quantitative Methods in Law and Political Science		
科目ナンバー	JACOM3304		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	吐合 大祐		
科目の主題	この授業の目的は、法学・政治学分野における研究手法の一つである「計量分析（Quantitative Method）」の基礎的な内容についての理解を深めることです。具体的には、計量分析を用いる上で欠かせない「変数」「推測統計」「仮説検定」「線形回帰」など重要な概念や分析技法について、統計ソフト「SPSS」を利用し、実際のデータを分析しながら学習します。		
授業の到達目標	この授業では、①確率に基づく「推測統計」「仮説検定」の考え方を理解すること、②回帰分析の基本である「線形回帰」について理解すること、③計量分析を用いる上で必要な技法（図示化・ソフトの使用方法など）を修得すること、の3点を目標に掲げ、授業を進めていきます。		
授業内容・授業計画	1週：イントロダクション：分析手法としての「計量分析」 2週：分析の準備：SPSSの使い方・データの構造と保存方法 3週：変数の作成とその分類：データセットの作成 4週：記述統計：代表値・度数分布 5週：図示化：グラフ・図表の作成 6週：推測統計：サンプリング・不偏性と一致性 7週：仮説検定：帰無仮説と対抗仮説・有意水準・信頼区間・2種類の過誤 8週：平均値の比較：t検定・分散分析 9週：変数間の関連（1）：クロス表分析・独立性の検定（カイニ乗検定） 10週：変数間の関連（2）：相関分析 11週：単回帰分析（1）：最小二乗法 12週：単回帰分析（2）：仮説検定・信頼区間・分析結果の図示 13週：重回帰分析：統制変数・回帰分析の前提 14週：レポート作成・まとめ		
事前・事後学習の内容	授業の予習・復習を強く勧めます。以下の「教材」に挙げるテキストを用いて授業の予習・復習に努めてください。授業スケジュールについては、各授業でお知らせします。		
評価方法	出席点：15点 中間レポート：25点 期末レポート：60点		
受講生へのコメント	法学・政治学に関する計量分析について関心や興味のある方、ゼミ論文やレポートで計量分析を用いる必要がある方は、本授業への参加をお勧めします。この授業は「実習」が中心となるため、データの収集やグラフの作成など授業内での作業が多くなりますが、皆さんの理解がより進むためにできる限りサポートします。なおこの授業では、担当教員が政治学を専門としているため、政治学で扱われるトピックを題材としながら進める予定です。		
教材	この授業で利用するSPSSの使い方に関しては、石村貞夫・石村光資郎『SPSSでやさしく学ぶ統計解析（第6版）』（最新版は2017年、東京図書）を参考にしてください。また授業の予習復習については、浅野正彦・矢内勇生『Statalによる計量政治学』（2013年、オーム社）、森田果『実証分析入門』（2014年、日本評論社）、田中隆一『計量経済学の第一歩』（2015年、有斐閣ストウディア）などが初学者の方にもわかりやすいかと思います。このほかのテキストも、授業中に適宜紹介します。		
その他	本講義は主にMoodleを用いて授業を進めます。課題提出や講義資料の確認等で必ず利用しますので、受講を予定されている方はMoodleへのアクセスが可能になるよう各自で設定してください。また、剽窃・他者との共同でのレポート作成など研究倫理への違反や、私語・遅刻など他の受講生の受講の妨げになる行為には厳しく対応します。 なお、教室の定員に限られるため、場合によっては履修者数の上限を設定することがあります。履修希望者が定員を超過した場合は履修者の抽選を行いますので、履修予定者は第一回目の授業に必ず出席してください。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J057015010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	法曹発展科目（刑事法）		
英語科目授業名	Advanced Lecture on Criminal Lawyering		
科目ナンバー	JACOM3305		
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名（代表含む）	杉本 吉史		
科目の主題	<p>刑事司法実務の現在と刑事法の基本理念～刑事法であつかう犯罪や刑事裁判といった出来事については、普段から新聞やテレビのニュースやドラマ等で触れる機会が多いと思います。刑法が社会で最低限やってはいけないことを定めたルールであるとすれば、刑事訴訟法はそのルールを破ったとされる人をどのように裁くべきか、その方法・手続を定めた法律です。そして、その刑事法の分野も、社会の変化に応じて大きく変わってきています。</p> <p>この講義では、刑事法の分野における事例・裁判例を通じて、その基礎にある理念はどのような背景で生まれ、発展してきたのか、また実際の裁判の場面では理念と現実との間にいかなる乖離があるのか、を学んでいきます。</p>		
授業の到達目標	刑事司法について、判例の事案や実際の刑事司法実務を通じて、刑事法の基本的な理念の習得を目標とする。また、刑事法へのより深い関心を持つことを目指す。		
授業内容・授業計画	<p>第1回 イントロダクション～いわゆる東電OL殺人事件の裁判の経過をふまえて</p> <p>第2回 憲法・刑事訴訟法上の適正手続保障の意義</p> <p>第3回 被疑者の基本的権利及び刑事弁護人制度～黙秘権の保障など</p> <p>第4回 被疑者の基本的権利及び刑事弁護人制度～弁護人選任権の保障</p> <p>第5回 被疑者の基本的権利及び刑事弁護人制度～弁護人との接見交通権</p> <p>第6回 警察と検察における捜査と起訴～強制捜査と令状主義について</p> <p>第7回 警察と検察における捜査と起訴～起訴独占主義や起訴便宜主義について</p> <p>第8回 刑事裁判の実際～裁判員裁判制度と公判前整理手続、公判の進行</p> <p>第9回 刑事裁判の実際～裁判員裁判ではない裁判の実際や証拠調手続</p> <p>第10回 刑事司法と犯罪被害者の権利</p> <p>第11回 刑事裁判と刑事弁護人の義務（誠実義務や真実義務について）</p> <p>第12回 上訴、再審の制度</p> <p>第13回 2016年改正刑事訴訟法と刑事司法</p> <p>第14回 犯罪の成立と刑事責任～違法性阻却事由についての最近の判例から</p>		
事前・事後学習の内容	授業の際に次回にあつかう事件や判例等について紹介をするので、事前にそれらについて自分の力で予習をして討論等に参加したり、自らの頭で考えて疑問に思うことを発表できるように準備をすること。		
評価方法	授業での質疑への応答の内容や、討論への参加状況、問題点の指摘などを評価する日常点（50点）と全講義終了時に提出を求めるレポートの評価（50点）による。		
受講生へのコメント	講義の進め方は、原則として各講義のテーマについて講師が紹介をした上で、それを素材にして、受講者との間で質疑応答をしたり、問題点を提起してもらって授業を進める方式で行います。マスコミで報道された事件についても取り上げます。法科大学院への進路を考えている人だけにとどまらず、公務員、企業への就職を考えている人にとっても、その進路先で、この講義で考えたことが生きるような授業を心がけます。		
教材	六法は必ず持参すること。予習、復習のための刑事訴訟法の基本書は一冊、各自用意すること。		
その他	特になし		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J053010010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	安竹 貴彦		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察すべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生のみ		

授業コード	J053010020	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	重本 達哉		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察すべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生のみ		

授業コード	J053010030	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	徳永 元		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察するべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生のみ		



授業コード	J053010040	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	坂口 甲		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察するべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生のみ		

授業コード	J053010050	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	高橋 英治		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察すべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生のみ		

授業コード	J053010060	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	桐山 孝信		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察するべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他			
履修可能最低年次	1年次生のみ		

授業コード	J053010070	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	基礎演習		
英語科目授業名	Seminar for Freshmen		
科目ナンバー	JASEM1101		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	永井 史男		
科目の主題	法学・政治学の基礎トレーニング		
授業の到達目標	<p>①法学・政治学の基礎的な知識を習得する方法を獲得すること。  ②法学・政治学に関連する基礎的な素材をてがかりに、考察するべき視角を自ら設定すること。  ③文献を正確に要約するとともに、②で設定した視角から批判的に検討できること。  ④②と③を盛り込んだ書評レポートを作成できること。その際、剽窃しないなどアカデミック・ルールを理解すること。  ⑤考察・検討するために必要な資料や情報を、図書館などを利用して検索できること。  ⑥①から⑤の過程でつまづいたとき、どこに質問・相談すればよいか理解すること。</p>		
授業内容・授業計画	<p>法学・政治学の基礎的な素材を取り上げて、それに関連して学生が自主的に調べたことの報告や討論を行う。それを通じて、必要な文献や資料を調査・分析する能力を身につけ、発表・議論・ディベートなどのコミュニケーション能力を磨き、一緒に勉強していく仲間を見つけ教員と学問的な関係を築き、法学・政治学を今後専門的に学んでいくために必要となる力を養う。</p> <p>第1回 ガイダンス  第2～5回 演習（文献講読・報告の検討など）（第2回～第5回のうち2回は「図書館の使い方① OPACの使い方」および「図書館の使い方② 資料検索の実習」を実施する予定。）  第6回 演習（文献講読・報告の検討など）  第7回 演習（文献講読・報告の検討など）  第8回 視聴覚教材による法学政治学のテーマ考察（全クラス合同）  第9回 演習（文献講読・報告の検討など）  第10回 演習（文献講読・報告の検討など）  第11回 演習（文献講読・報告の検討など）  第12回 演習（文献講読・報告の検討など）  第13回 演習（文献講読・報告の検討など）  第14回 法学政治学に関する講演の聴講（全クラス合同）  書評コンクール優秀者表彰</p>		
事前・事後学習の内容	予め指示された範囲・内容について予習を行うとともに、授業時の指導を受けて復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、提出された書評（2000字程度）を総合的に評価する。 なお、出席回数が3分の2未満である場合は原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	法学部1年生にとって重要な意義を持つ授業ですので、基本的に法学部1年生全員が参加することを予定しています。		
教材	『基礎演習共通教材』（配付予定）。その他、書評対象の書籍等については開講時に指示する。		
その他	初めに詳しい内容説明を行うので、必ず出席すること。万一、欠席の場合は、速やかに担当教員（tezuka■law.osaka-cu.ac.jp ■一@）まで連絡すること。		
履修可能最低年次	1年生のみ		

授業コード	J054440010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	法政2年次演習		
英語科目授業名	Seminar on Legal and Political Studies for Sophomores		
科目ナンバー	JASEM2202		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名(代表含む)	守矢 健一		
科目の主題	民事法の判例を読む。		
授業の到達目標	実定法の勉強に気が進まない学生には、実定法の勉強もおもしろいかもしれないと思えるように、また、実定法の勉強が元々好きな学生には、理解の深化による隣接諸領域への知的越境に向けて、知的刺激を喚起したい。		
授業内容・授業計画	<p>とりわけ民法を学ぶ場合には、条文の十分な理解と学説の把握だけでなく、判例に対する理解があることが必要とされる。なぜだろう。この問題を、学生と共に考えたい。そのために本演習を、大きく前半と後半とに分かつ。</p> <p>前半では、習うより慣れよ、とばかりに、日本が誇る民法学者来栖三郎の実作「日本の手附法」(1964)の熟読を行う。50頁程度の分量だし、タイトルもそっけないが、来栖は満を持して言う：改正前の民法557条に定めるに過ぎない、「へんてつもなくみえる規定のうち日本契約法の性格が示されている」と。契約法の基本概念について考察し、併せて社会と法の関係について、抽象的でない洞察を得るには、本論文は適切と思う。本論文を、学生と共に、徹底的に読んでみよう。</p> <p>後半では、以上の知的体験を踏まえて、最高裁判所民事判例集から、いくつかの判例を読み、それについて考究してみた。ひとつの判例について、二回の演習時間を割くこととし、事実関係の精密な理解を目指し、その上で、法解釈論上の問題を探りたい。</p> <p>なお、本演習においては、いかなる場合においても先を急ぐということはない。寄り道こそが創造的知の源泉だから。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>前半においては、事前に、該当論文を熟読し、細部に至るまで明晰に理解することを心掛ける。事後には、誤読のよって来る所以を確認し、併せて演習においてなされた議論を振り返る。</p> <p>後半においては、事前に、事実関係の細部に至る正確な理解をなにより心がけ、その上で、適切な法解釈論の可能性のいくつかを探る。事後には、やはり事実関係の理解の行き届かなかった部分を補い、法解釈論のさまざまな検討を自ら行う。</p>		
評価方法	平常点による。		
受講生へのコメント	どうしても演習の場合には時間延長を余儀なくされる場合があるので、そのことを一寸考えておいてください。		
教材	来栖三郎「日本の手附法」 最高裁判所民事判例集、など。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生のみ		

授業コード	J054440020	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	法政2年次演習		
英語科目授業名	Seminar on Legal and Political Studies for Sophomores		
科目ナンバー	JASEM2202		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	稗田 健志		
科目の主題	<p>テーマ：ポピュリズム、民主主義、自由主義</p> <p>「民主主義とは何か」がこれほど正面から改めて問われる時代も珍しい。「支持なし」が政党支持率トップの座を占めるのが通例となっているように、日本人の多くは自らの声が議会で代表されているとは思っていない。こうした状況を「十全なデモクラシー」と呼べるだろうか。呼べないとすれば、ではそもそもデモクラシーとはどういう状態を指す概念なのだろうか。他方、太平洋の対岸に目を向ければ、トランプ大統領は自らこそが「人々の声」を代表しているとして、イスラム教徒の多い諸国からの入国を制限しようとしたり、「非常事態」を宣言することで議会の予算をバイパスしてメキシコ国境に壁を建設しようとしたりして、支持者から熱狂的支持を受けている。確かに彼は民主的な選挙で大統領に選ばれており、国民を代表として思い通りの施策を行うことはデモクラシーに叶うといえるのかもしれないが、我々の多くは彼の振る舞いに違和感を禁じ得ない。では、それはなぜなのだろうか。本演習ではこうした問いを念頭に、「デモクラシー」をラディカルに（＝根源的に）問い直した下記の著作をじっくりと読み、演習参加者全員で考察を深めていきたい。</p>		
授業の到達目標	<p>日本語のテキストに書かれている意味を理解し読み進めることができるようになる。</p> <p>テキストの著者の議論に疑義を差し挟むことができるようになる。</p>		
授業内容・授業計画	<p>演習の進め方：</p> <p>毎回、50～100頁程度を読み進める。報告担当者が担当部分をレジュメにて報告し、報告者や参加者が持ち寄った疑問点・論点について全体で議論する。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習：次回演習で議論する箇所を読み込み、疑問点・論点を書き出す。</p> <p>事後学習：テキストの一読しただけではよく分からなかった箇所を、演習の議論を踏まえ読み返す。</p>		
評価方法	<p>疑問点・論点メモの提出（50%）</p> <p>報告およびゼミの議論への貢献度（50%）</p>		
受講生へのコメント	<p>政治思想・政治理論の題材を扱う演習となるが、政治系科目の履修を前提とはしない。事前にテキストを読み込み、演習での議論を楽しめる受講生の参加を望む。</p>		
教材	<p>水島治郎『ポピュリズムとは何か』（中公新書、2016年）</p> <p>待鳥聡史『代議制民主主義』（中公新書、2015年）</p> <p>長谷部恭男『憲法と平和を問い直す』（ちくま新書、2004年）</p> <p>J. J. ルソー『社会契約論』（光文社文庫、2008年）</p> <p>カール・シュミット『現代議会主義の精神的状況』（岩波文庫、2015年）</p> <p>ハンス・ケルゼン『民主主義の本質と価値』（岩波文庫、2015年）</p>		
その他			
履修可能最低年次	法学部2回生		

授業コード	J052211010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（法社会学）		
英語科目授業名	Seminar on Sociology of Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	阿部 昌樹		
科目の主題	合意の法社会学		
授業の到達目標	我々は日常的に、他者との間で様々な「合意」を形成している。物品の売買や大学への入学は「合意」の結果であるし、深刻なトラブルが当事者間の「合意」によって終結することは、決して稀ではない。中央政府や自治体が、特定の地域に、その地域で暮らす人々にとっては迷惑な施設を建設する際には、まずはその地域に暮らす人々の建設への「合意」を得ることに努力する。法学の領域では、そうした種々の「合意」は、「契約」、「和解」、「協定」等々の名称で把握され、その法的性質やそれに対する法的規律のあり方が議論されている。本年度のゼミでは、社会のなかで様々な状況において形成されている、あるいは形成が求められている「合意」に着目し、それがどのようなものであり、それに関連してどのような法現象が発生しているのか、そしてまた、それに対してどのような法的規律を及ぼすことが適切であるのかを検討する。より具体的には、「契約における合意」、「紛争処理と合意」、「合意と裁判」、「地域社会における合意」、「迷惑施設をめぐる合意」等のテーマについて、我が国における事例に即して考えることを目的とする。		
授業内容・授業計画	第1回 ガイダンス 第2回 演習（文献講読・討論） 第3回 演習（文献講読・討論） 第4回 演習（文献講読・討論） 第5回 演習（文献講読・討論） 第6回 演習（文献講読・討論） 第7回 演習（文献講読・討論） 第8回 演習（文献講読・討論） 第9回 演習（文献講読・討論） 第10回 演習（文献講読・討論） 第11回 演習（文献講読・討論） 第12回 演習（文献講読・討論） 第13回 演習（文献講読・討論） 第14回 演習（文献講読・討論） 第15回 前期のまとめ 第16回 後期の演習の進め方についての検討 第17回 演習（個別報告・討論） 第18回 演習（個別報告・討論） 第19回 演習（個別報告・討論） 第20回 演習（共同報告準備・討論） 第21回 演習（共同報告準備・討論） 第22回 演習（共同報告準備・討論） 第23回 演習（共同報告準備・討論） 第24回 演習（共同報告準備・討論） 第25回 演習（共同報告・討論） 第26回 演習（個別報告・討論） 第27回 演習（個別報告・討論） 第28回 全体のまとめ		
事前・事後学習の内容	前期については、各回の授業において取り上げる教材の特定の章と関連文献を授業前に精読するとともに、授業内容を踏まえて、その章および関連文献の内容について復習することを求める。後期については、各回の個別報告および共同報告のために必要な準備を行うとともに、各回の報告および討論の内容を授業後に振り返り、問題点を解消しておくことを求める。		
評価方法	授業への参加状況、講読文献の理解度、個別報告および共同報告の完成度を総合的に評価する。なお、出席回数が3分の2未満である場合には、原則として単位を認定しない。		
受講生へのコメント	「合意」とはどのような社会現象なのかを理解したうえで、それを踏まえて、現実の社会において「合意」が成立する条件や「合意」の成立を妨げる要因にはどのようなものがあるのかを考え、そのうえで、法と「合意」との関係の現実やあるべき状態について検討することが、本年度のゼミの課題である。この課題に取り組むためにはまず、「合意」について論じた、法社会学、法哲学、社会学、政治学等の多くの文献を読む必要があるし、実際に形成されている、あるいは形成されつつある「合意」を観察する必要もある。そうした取り組みに関心のある学生の参加を期待する。		
教材	第2回から第13回までの授業では、金井利之編『縮減社会の合意形成』（第一法規・2018年）の各章とそれに関連した文献を講読する。第1回の授業の時間に、各回の授業で取り上げる教材の章と関連文献を示す。「合意」という社会現象やそれと法との関連について様々な研究方法があり、様々な主張がなされていることを知るために、かなりの量の文献を読むことになる。第16回以降の授業は、受講者各自の個別報告と他大学の法社会学ゼミとの合同ゼミでの共同報告およびその準備を中心としたものとなるが、各回の報告についての理解を深めるために有益な文献を適宜指示する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052221010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（日本法制史）		
英語科目授業名	Seminar on Legal History of Japan		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	安竹 貴彦		
科目の主題	文書の原典講読を通じた近世および明治初年の刑事・民事裁判の分析		
授業の到達目標	(1)江戸～明治初年の刑事裁判記録・民事裁判関連文書を原典と活字で読む(2)近世中期～明治初年の法制史に関連する基礎的な知識を獲得する		
授業内容・授業計画	<p>(1)昨年に引き続き古文書講読をします。史料は主として明治3年の大阪府の刑事裁判記録「諸吟味書」（未翻刻）および大坂町奉行所の出入筋（民事訴訟）に関する史料を使う予定です（変更の可能性あり）。江戸時代はもちろん、明治初年もいわゆる「くずし字」を使用しています。演習参加者は毎回の予習（一字ずつ「くずし字辞典」を引いて翻刻文を原稿用紙に書く）が必要となります。</p> <p>また、読解の補助資料として、すでに「法学雑誌」に翻刻済みの明治2年「諸吟味書」、「刑事御仕置伺書綴」「大坂町奉行所関連文書」のなかから、類似の事件をピックアップして事前配布します。これで文書の形式や定型文言に慣れてもらうつもりです。演習参加者には原稿用紙を埋める作業と、この翻刻済みの史料を読む作業が求められます。(2)安竹が(1)の史料読解に不可欠と考える項目を幾つか掲げ、参加者に報告を割り振ります。たとえば昨年度は「江戸時代中期以降の幕府の吟味筋」「明治初年の断獄」「公事方御定書の特徴とその刑罰体系」「明治初年の律系刑法典と刑罰体系の変遷」「江戸幕府の牢と人足寄場」「明治初年の牢と徒刑場」「江戸時代の自力救済」「大坂法（大坂町奉行所の民事訴訟手続）」「江戸・明治期の婚姻と離縁」などをテーマとしました。2回目以降の報告は上記テーマを展開させるか、関心を持ったテーマで報告をしてもらいます。報告者はこれらに関する法制史文献あるいは法学文献の読込みを行った上で、報告・質疑応答する形式で進めていきます。</p>		
事前・事後学習の内容	(1)演習参加者全員が「くずし字辞典」を引いて、翻刻文を原稿用紙に書いて持参してください。演習の中で輪読します。また、「諸吟味書」「刑事御仕置伺書綴」「大坂町奉行所関連文書」の抜き刷りあるいはコピーを事前配布します。これが目を通しておくべき最低限の教材となります。(2)参加人数にもよりますが、年間2回程度は報告をしてもらいたいと考えています。各報告者には事前に「論点は、おおよそこのようなものと考えられる」と安竹からアドバイスをしますが、それ以外の論点を見つけ出して報告していただいても構いません。報告者は当然、指摘した論点に関する準備をして報告に臨むことが不可欠となります。適当な参考文献がどうしても発見できない場合、安竹がアドバイスすることもあります。資料収集も演習の一環と考えて、思いつく限りの手段で入手に努めてください。		
評価方法	報告および原典講読への取り組み状況、ゼミ中の質疑応答、出席などを総合的に勘案		
受講生へのコメント	「日本法制史」講義を履修していることが望ましいのですが、必須条件とはしません。他のゼミと連携して法廷傍聴や施設参観なども実施する予定です（2018年度は刑務所の参観などを複数回実施）。なお、3回以上の無断欠席は報告者であるか否かに関わらず、演習の単位認定につき躊躇せざるを得ません。報告・質疑応答・輪読には積極的に参加してください。		
教材	「くずし字辞典」を受講者が確定した段階で、生協に発注しておきます。初回に配布予定です（実費を徴収します。2500円程度）。読み解いた文字を書き留めるための原稿用紙は各自で用意してください。原典はコピーの形で渡します。		
その他	古文書講読に魅力を感じる方は、大学院ゼミにも参加を歓迎。また別途、指導も検討します。		
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J052041010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	専門演習（憲法）		
英語科目授業名	Seminar on Constitutional Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	阿部 和文		
科目の主題	憲法判例研究		
授業の到達目標	我が国の最高裁判決および下級審判決を素材として、これまでに実務が積み重ねてきた憲法解釈のありかたを検討し、その議論が説得的であるかどうか、異なる考え方としてどのようなものがあるか、を考える。憲法第1部・第2部との関係では、これらの授業で習得した基本的な知識や考え方が、社会の具体的な事件に対してどのように適用されているか（又は、すべきか）を学ぶという意味がある。		
授業内容・授業計画	<p>基本的には、毎回一件の判決を素材として取り上げ、担当者による報告の後、参加者全員による討論を行う。素材とする判決は、参加者が自身の興味関心に応じて自由に選ぶものとする。教材には『憲法判例百選』を前提しているが、そこに掲載されていない判決を取り上げてよい。（百選に掲載されていない判決にも、重要な意味を持つものは数多く存在する）。また判例のない解釈問題・条文について調査・報告を行ってもよい。</p> <p>報告・討論においては、第一審から上告審までの判決だけでなく、上告審判決に付された個別意見、上告理由、事件に関連する法制度、同じ問題に対する学説の動向、事件の背景と判決の影響、等の視点を総動員しつつ、判例やその背後にある憲法問題と向き合ってほしい。</p>		
事前・事後学習の内容	報告の担当者だけでなく、参加者は全員、事前に少なくとも判決の全文（個別意見を含めて）を通読して、事案と判決の理由づけを理解する必要がある。そのうえで、百選解説や他の文献等も参照しながら、判決の当否について自分なりの考えを練り上げておくことが求められる。		
評価方法	平常点のみによる。なお、出席要件については各自履修規程などを参照すること。		
受講生へのコメント	判決の文章は、大抵は読みづらく、議論の内容も明瞭でないことが多い。慣れない人は苦労すると思われるが、およそ実定法を学ぶ上では不可欠の訓練として取り組んでほしい。また、判決に対する解釈や評価も確定していない場合が多いので、既存の学説上の評価と距離をおいて読むことも重要である。		
教材	『憲法判例百選1・11 第六版』（有斐閣、2013年）		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052051010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	専門演習（行政法）		
英語科目授業名	Seminar on Administrative Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	高田 倫子		
科目の主題	行政法総論の主要問題		
授業の到達目標	一つのテーマを深く掘り下げて、問題の核心を把握する力を身につける。また、問題の解決に向けて、丁寧に論理を組み立てる方法を習得する。		
授業内容・授業計画	各日に、行政法総論の主要なテーマの一つを取り上げる。具体的には、1時限目にテーマに関連する文献を、2時限目に判例を元にして報告を行ってもらい、各報告を受けて参加者全員で議論する。扱うテーマは、初回の授業時に教員から提示するが、科目の主題と合致する範囲において、参加者からの提案も受け付ける。報告の基礎となる文献・判例についても、報告者の要望があれば相談に応じるが、なければ教員が指定する。		
事前・事後学習の内容	予習には相応の時間を割くこと。すなわち、報告にあたっては、指定された文献・判例以外にも可能な限り広く情報を収集し、様々な考え方に接すること。また、他の参加者の報告の際には、少なくとも指定の文献・判例を読み、当該テーマについて前提知識を獲得しておくことが求められる。復習においては、ゼミでの議論を整理し、理解の及ばなかった点について調べておくこと。余裕があれば、様々なテーマの相互連関にも目を向けて欲しい。		
評価方法	平常点（50点）、報告（50点）		
受講生へのコメント	参加者全員で問題を共有し理解を深めるために、積極的に議論に参加すること。		
教材	宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅰ〔第7版〕』（有斐閣、2017年） その他の文献は、授業時に配布する。		
その他	質問・相談は、授業の前後またはメールにて受け付ける。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052431010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（刑法・刑事訴訟法）		
英語科目授業名	Seminar on Criminal Law and Procedure		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	三島 聡		
科目の主題	「刑事法を深く、また、精力的に学ぶ」		
授業の到達目標	<p>これまで講義や演習を担当してきた経験からみて、本学に在籍するみなさんには高い潜在的な能力がそなわっていると思っています。しかし残念なことに、能力を十分に開発しないまま卒業してしまう学生が少なくありません。そのような学生は、自分の能力を開発する方法がわからず、大学4年間をなんとなく過ごしてしまうのでしょうか。大学は本来学力を伸ばす場であるのに、たいへんもったいない話です。</p> <p>本演習は、刑事法を精力的に学ぶことをつうじて、刑事法的なセンスを磨くとともに、調査能力、読解力、分析能力、論理構成能力、文章作成力等の基礎的能力を最大限伸ばすことを目標にしています。各種の受験予備校をたよりにせずに、能力の開発を「大学」という場でおこなおうとするものです。</p>		
授業内容・授業計画	<p>当然のことながら、能力を開発するためには、学習に時間をかける必要があります。正規の演習の時間は90分ですが、毎週大幅に延びることをあらかじめ承しておいてください。また、演習は、2名が報告、その後全員で討論という形で進めますが、報告者以外のゼミ生も十分な予習が必要です。さらに、正規の時間以外に、少年院、刑務所等の見学や合宿（夏季休業期間）などもおこなう予定です。</p> <p>具体的な進め方については、最初に、刑法の基本的な考え方に関する文献（「教材」の欄参照）を読んで議論をします。そのあいだに、その後本格的にあつかうテーマを参加者の希望にもとづいて決定します。上記文献による学習が終わった後に、そのテーマに取り組みます。</p> <p>そして年度の最後には、総仕上げとして、1万～2万字の論文を書いていただきます。論文を作成していく過程を大切に、論文らしい論文が書けるよう指導します。演習に応募する段階では、そんなに長い論文が自分に書けるだろうかと不安に思うかもしれませんが、本演習にはいってしっかり学んでいけば、かならず書けます。なお、本演習の予定からみて論文の提出が1月末にまにあわないため、残念ながら演習論文は開講しません。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>初回から「教材」の欄に記載した本について議論します。事前に本書を精読し、質問や意見のあるところをチェックし、当日発言できるよう準備しておいてください。また、その後に取り組みテーマについても考えておいてください。初回以降については、何を準備しまた復習しなければならないかを適宜演習のなかで示します。</p>		
評価方法	平常点および年度末に提出される論文の評価		
受講生へのコメント	<p>上記の記事からは、担当教員主導による厳しい演習という印象を抱くかもしれませんが、しかし、みなさんが自由に発言できる雰囲気づくりに努める、みなさんとの話し合いで演習の内容等を決めていく、というのが私の基本方針です。各自が意見を出し合い、真剣に議論することをつうじて、お互いの能力を飛躍的に伸ばすことができると考えています。</p>		
教材	高橋則夫編『ブリッジブック刑法の考え方〔第3版〕』（信山社、2018年）		
その他	<p>ゼミ参加希望者は、「参加申込後すみやかに」氏名と連絡先（とくにメールアドレス）を記載したメモを三島研究室（法学部棟8階802号室）の戸の封筒に入れてください。2019年1月または2月に私のほうから連絡します。</p>		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052540010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（刑事法）		
英語科目授業名	Seminar on Criminal Law and Criminology		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	金澤 真理		
科目の主題	刑事法に関する問題を取りあげ、理論的に探究するとともに制度論を踏まえた立法的解決を模索する。		
授業の到達目標	論文読解、判例学習並びに討論を通じて、実体刑法の解釈、政策立案につながる実践的思考力を身につけることを目的とする。		
授業内容・授業計画	<p>1 刑事法（刑法、少年・若年者処遇に関する刑事政策の問題を含む）に関連する判例や論文の分析・検討を討論形式で行う。ゼミの初回に報告担当者を決定し、報告者により提示された論点につき、全員参加で討論を行う。検討素材となる判例等の選択に関しては、報告者の意思を尊重するが、参加人数等の関係で担当教員から指示することもあり得る。2018年度は他大学の刑事法ゼミとの合同討論会を行ったが、機会があれば継続する予定である。</p> <p>2 刑事施設等の調査研究を通じて司法実務、矯正実務の実態に触れ、問題点の抽出、法的・政策的側面からの提言の可能性につき考究する。</p> <p>3 ゼミ員各自の関心あるテーマにつき、論文を作成する（別途演習論文としての登録を要する）。</p>		
事前・事後学習の内容	演習中に指示する。		
評価方法	課題や論文執筆準備のための報告および討論並びに合同討論会、施設参観への取組みを評価の対象とする。自らの問題意識にそって主題として選択した問いに関し、適切な資料を用いて独自の分析を加えた報告、考察を評価する。無断欠席、報告の忌避があった場合には、単位を認定しない。		
受講生へのコメント	精緻な刑法理論や刑罰に関する理論モデルを、理屈に合わないことの多い人間社会にあてはめることは大変な作業ではあるものの、知的な冒険でもあります。イマジネーションを働かせ、言語感覚を養って学習に励んで下さい。		
教材	演習中に指示する。		
その他	「演習論文」の単位の登録が必要である。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052071010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（刑法）		
英語科目授業名	Seminar on Criminal Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	徳永 元		
科目の主題	刑法に関する判例・問題演習		
授業の到達目標	(1) 代表的な判例を分析することにより、裁判所の判断に内在する論理を読み取り、文章を批判的に検討する能力を高める。 (2) 事例問題に取り組むことにより、設例から論点を抽出し、判例・学説を具体的な設例の処理に活用する能力を高める。		
授業内容・授業計画	<p>前期：判例演習  課題として指定した判例（課題判例）の検討を行う。課題判例は、教材として指定する『刑法判例百選』から担当教員が選択する予定である。報告担当者（班）が、課題判例について、原審・第一審および関連判例・学説を含めて整理した上で、判例の評価や各種論点の理解について議論を行う。</p> <p>後期：問題演習  担当教員が設定した事例問題について、報告担当者が回答を作成した上で、論点抽出や理論構成について議論を行う。事例問題は、実際に問題となった事案の改変のこともあれば、一見すると突拍子もない教壇事例のこともある。模範解答はない。既成の結論にとらわれない柔軟な発想を歓迎する。  判例の検討、事例問題の回答、レジュメの作成方法等および演習の進行方法の詳細については、初回に説明を行う。</p>		
事前・事後学習の内容	判例演習については、報告担当者（班）とそれ以外の受講者が、課題判例について必要な下調べを行っていることが議論の前提となる。また、問題演習については、判例・学説上の論点を踏まえて、事前に各自で回答を準備しておくことが望まれる。事後学習については、特に、演習における他の受講者の見解を考慮して、自分の考えに再検討を行うようにしてほしい。なお、刑法第1部・同第2部および刑事訴訟法の履修は必須ではないが、演習に必要な事項は前もって学習しておくこと。		
評価方法	①出席状況、②担当部分の報告内容および③それ以外の受講態度を加味して、総合評価により成績評価を行う。詳細については、初回に説明を行う。		
受講生へのコメント	刑法について、よく読み、よく考え、よく書き・話す演習を目指す。積極的な受講態度を期待する。		
教材	山口厚＝佐伯仁志編『刑法判例百選Ⅰ総論〔第7版〕』（有斐閣、2014） 同『刑法判例百選Ⅱ各論〔第7版〕』（有斐閣、2014）		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052091010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（民法）		
英語科目授業名	Seminar on Civil Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	坂口 甲		
科目の主題	民法（家族法・消費者法を含む）の判例研究・問題演習		
授業の到達目標	①民法の判例を、当事者の主張を含め第一審から丁寧に読んで、各審級間の判断の異同、先例との関係、学説との関係等を整理しながら、当該判例の理解を深める。 ②教員が用意した問題について、関連する判例・裁判例、学説等を整理しながら、これらを批判的に検討し、重要論点の理解を深める。		
授業内容・授業計画	1 授業内容 ①判例研究は、担当者がレジュメを用意し、報告を行う。報告日の約1週間前に、教員がレジュメをチェックする。報告中および報告後に、質疑応答形式で、報告内容の理解度を確認する。 ②問題演習は、それぞれのゼミ生が演習問題を事前に検討した上で、ゼミに出席する。ゼミでは、質疑応答形式で、関連論点の理解を深める。希望者が事前に答案を提出した場合は、この答案をたたき台にして検討を行う。 2 授業計画 判例研究と問題演習を原則として隔週で行う。		
事前・事後学習の内容	①判例研究では、検討対象となる判例を当事者の主張を含めて第一審から読み込み、事前に疑問点を整理しておかなければならない。ゼミ終了後には、各自の関心に従って、学習を深めることが求められる。 ②問題演習では、六法、教科書、判例集等を用いながら、演習問題を事前に検討し、答案を作成しなければならない。ゼミの終了後、各ゼミ生は、事前に作成した答案を書き直すことが求められる。		
評価方法	出席状況、報告内容、議論への参加度・貢献度等を考慮して、総合的に評価する。		
受講生へのコメント	正課内外を問わず、ゼミ活動に積極的に関わる意欲のある学生を求める。		
教材	①問題演習に用いる演習問題は、教員が用意する。演習問題として、ロースクール入試問題、旧司法試験問題等を利用することがある。 ②判例研究に用いる判決文等は、教員が用意する。		
その他	①3年次が終了するまでに、民法第1部から第4部までを履修すること。民法第5部（各年開講）を履修できれば、履修することが強く推奨される。 ②本ゼミは、午後5時30分頃まで延長されることが多いので、注意すること。 ③2013年度から2015年度にかけて、本ゼミは、三商大ゼミに参加し、一橋大学滝沢ゼミと合同ゼミを行った（2016年度および2017年度はゼミ不開講）。また、2014年度から2015年度にかけて、インターカレッジ民法討論会に参加した（同討論会については、法学セミナー2016年8月号46頁を参照）。2018年度は、ゼミ生の希望により、いずれにも参加しなかった。2019年度の具体的な予定は何も決まっていないが、他大学との合同ゼミは継続していきたい。 ④ゼミ合宿を行うことがある。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052091020	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（民法）		
英語科目授業名	Seminar on Civil Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	高橋 真		
科目の主題	民法の全分野に関する判例の研究		
授業の到達目標	具体的な判例の分析・研究を通じて、研究対象について疑問を持ち、問題を設定する能力を獲得することを目標とする。		
授業内容・授業計画	<p>前期：どのような角度から判例を分析するか、テキストの例を使って考える。第1章から第11章まで、報告者が内容のポイントを報告し、疑問点を提出する。また参加者も、事前にテキストを読んで、疑問点を提出する。そのようにして問題の設定とその内容の整理を行ったうえで、全体で討論を行う。</p> <p>後期：前期で問題の設定とそれに基づく議論の仕方を身につけたうえで、参加者各自が、自分の研究対象である判例を選び、研究の報告を行う。その報告に基づいて全体で討論し、分析を進める。報告者は、その討論を踏まえて、その判例についてどのような問題を設定し、その問題に対してどのように分析を行ったか、まとめを行う。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>前期においては、報告者・参加者とも、テキストをよく読んで、報告し、討論に参加すること。</p> <p>後期においては、参加者は報告者の扱う判例をあらかじめよく読んで、討論に参加すること。報告者は、討論を踏まえて、その判例についてどのような問題を設定し、その問題に対してどのように分析を行ったか、簡単なメモを作成すること。</p>		
評価方法	報告内容、討論の参加状況、討論の後のメモを見て、総合的に評価する。		
受講生へのコメント	テキストや取り上げる判例について予習する段階でよくわからないことについては、教科書・参考書等で調べ、それでもよくわからないことについては、討論の初めに（自分の疑問として）質問すること。自分がよくわからないことは、おそらく他の参加者にとっての疑問でもあるから、わからないことを質問することは、問題の設定そのものであり、討論に貢献するものであると考えると、ためらわずに質問するのがよい。		
教材	前期のテキスト：高橋 真『判例分析による民法解釈入門』（成文堂、2018年）		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052101010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（商法）		
英語科目授業名	Seminar on Commercial Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	小柿 徳武		
科目の主題	会社法の諸問題		
授業の到達目標	現代社会において、株式会社は最も重要な経済活動の担い手といつてよいでしょう。本演習では、そのような株式会社のガバナンス（統治）、ファイナンス（資金調達）およびM&Aなどの問題について具体的な事例を検討することにより、複眼的な思考方法を身につけ、自ら問題意識をもって社会現象をみる「眼」を養うことを到達目標とします。		
授業内容・授業計画	重要判例について報告形式で議論するとともに、一部の判例についてはディベート形式で（判旨に賛成する側と反対する側に分かれて）討論します。さらに、最新の新聞記事を利用して、会社法（さらには金融商品取引法）が実務上どのような場面で問題となるのかを考察します。		
事前・事後学習の内容	事前学習について、報告形式の場合、報告者は事前にレジュメを作成することが、また、報告者以外の参加者は参考文献を事前に読んで当日の議論に参加することが必要となります。 事後学習について、当日の議論をもとに知識の定着をはかることが必要となります。		
評価方法	報告内容および議論への参加状況により評価します。		
受講生へのコメント	株式会社を取り巻く実態をより理解するために、日頃から、新聞やテレビ等を通じて経済ニュースに接するように心がけて下さい。		
教材	岩原紳作ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2016年）を使用するほか、別途指示します。		
その他	特になし		
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J052111010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（民事訴訟法）		
英語科目授業名	Seminar on Civil Procedure		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	岡成 玄太		
科目の主題	判決手続の重要問題		
授業の到達目標	判決手続に関する近時の重要な判例・論文の精読を通じて、判決手続の重要問題に関する理論状況を把握するとともに、法的なテキストの読み方、口頭での法的議論の方法に習熟することを目標とする。		
授業内容・授業計画	前期には近時の最高裁判例を、後期には近時公表された論文を、毎回1つずつ素材として扱う予定である。参加者の数にもよるが、さしあたり、報告者が判例・論文の内容を紹介・論評し、それをもとに全員で議論を行うスタイルを想定している。		
事前・事後学習の内容	各回の素材となる判例・論文及び関連文献を精読してることが求められる。報告者には、これに加えて、報告原稿及びレジュメを作成していただく。また、当日の議論の成果を整理・反省する時間を各自でとることが必要かつ有益である。		
評価方法	演習への貢献（報告の質、発言の回数、内容など）を総合的に考慮して評価する。		
受講生へのコメント	担当教員も、皆さんと対等な一参加者として演習に臨みます。教員から何かを教わるのではなく、（教員を含む）他の参加者と協力して何かを学ぼうという意識を持つ学生を歓迎します。		
教材	第1回に、前期に取り扱う判例を提案する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052131010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（社会保障法）		
英語科目授業名	Seminar on Law of Social Security		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	川村 行論		
科目の主題	社会保障法判例研究		
授業の到達目標	社会保障に関する法律関係において、何らかの紛争が生じた場合、その解決策を法的に考察できるようになることが目標である。		
授業内容・授業計画	<p>本演習では、主として最高裁判例を素材として、社会保障各法において生じる法的な問題点について検討する。具体的には、年金・医療・介護・労災といった社会保険制度あるいは生活保護などを取り上げ（演習参加者が取り扱いたい分野を要望すれば可能な限りそれに応じることもある）、それらの制度において生じた紛争について法的観点から検討する。</p> <p>その際には次のような取り組みを行う。演習参加者を、裁判例の事案の概要と判旨を紹介するグループ、当該裁判例に関する判例評釈を紹介するグループに分け、それらのグループの報告をもとにして、裁判例について参加者全員で検討する。このような営為を通じて、各種の社会保障制度に関する知識を得ることにとどまらず、これまで学習した知識の実践・活用を図る。</p> <p>なお、進行状況に応じて、施設見学を含めたフィールドワークも実施したい。実社会においてどのような問題が生じているのかを認識し、それを社会保障法の学習にフィードバックすることは有益であろう（当然のことながら、実施には参加者の協力も必要となる）。</p>		
事前・事後学習の内容	事前学習として、上記のような役割を与えられた参加者がその任務を遂行するのは言うまでもないが、役割の有無にかかわらず、裁判例について議論できるようにしておく必要がある。		
評価方法	出席状況や議論への参加度合いなどを踏まえて総合的に評価する。		
受講生へのコメント	社会保障法は、法律学の「総合商社」と言えるほど、憲法・民法・行政法などの様々な法分野に関連するため、やや難しい科目と思われるかもしれない。しかし、我々が社会生活を送るうえで必ず関わる分野であるから、過度に身構えることなく、興味関心を持って参加してもらいたい。		
教材	裁判例・判例評釈についてはこちらで用意することを考えているが、詳細については初回で説明する。		
その他	参加者数などの状況にもよるが、北海道大学法学部における社会保障法ゼミとの合同ゼミの実施もありうる（時期は未定）。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052061010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（国際法）		
英語科目授業名	Seminar on International Law		
科目ナンバー			
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	桐山 孝信		
科目の主題	現代世界の変化と国際法の役割		
授業の到達目標	現在の様々な国際問題について、国際法の立場から理解し、問題解決の提案ができるようになる。		
授業内容・授業計画	<p>かつて戦争の違法化や自決権の登場によって国際法の構造が大きく変わったように、近年の国際刑事裁判所の発足や人権の主流化、国際環境法の発展は、国際社会の秩序・価値観・ルールなどに大きな変容をもたらしつつある。本演習では、変容しつつある国際社会の最新像を解明するとともに、現代世界の変化に対して国際法はどのような役割を果たすことができるかを考える。</p> <p>本ゼミでは、共通のテキストを使って、その内容について報告・議論する。報告者（チームを予定）は、テキスト以外の文献・資料を調べて、報告内容を充実させるとともに、テキストの記述に対する疑問、質問、批判、議論すべき論点などを提示することが求められる。</p>		
事前・事後学習の内容	事前学習は、次回行われるゼミで使用されるテキスト等に目を通しておくこと。事後学習としては、ゼミで行われた報告と討論の状況を自分なりにまとめておくことが求められる。		
評価方法	ゼミでの報告内容、討論への参加状況等を総合して判断する。		
受講生へのコメント	国際法や国際問題にかぎらず、あらゆることに知的好奇心が旺盛で、そのためには時間と労力をおしまない学生の参加を期待する。		
教材	大沼保昭『国際法』（2018年、ちくま新書）を教科書として使用する。		
その他	希望者は演習論文を書くことができる。執筆にあたっては演習時間とは別に指導時間を設けるので、積極的に取り組んでほしい。具体的な内容等については、面談によって決定する。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J051481010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	専門演習（国際私法特別1）		
英語科目授業名	Seminar on Private International Law 1		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	国友 明彦		
科目の主題	国際家族法（国際民事手続法、国籍法を含む）の諸問題		
授業の到達目標	具体的事案から生じる国際私法（国際民事手続法、国籍法を含む）問題について解決できる能力を養う。		
授業内容・授業計画	<p>1. テーマの選び方  特定の問題に限定せず、参加者それぞれの関心に応じてそれぞれのテーマを決めてもらう。大きなテーマを選んでそれについて何回かに分けて報告してもよいし、1回ごとに異なるテーマでもかまわない。テーマの決定にあたっては報告者の希望を尊重する。すなわち、テーマの候補を挙げたプリントを配布するので、それを参考にして選んでもらう。テーマは、狭義の国際私法（涉外事件をどこの国の法により解決すべきかがその中心）の総論、各論の家族法分野、人事・家族事件に関する国際民事手続法、国籍法から選んでいただく。希望により、財産法分野を取り上げてよい。</p> <p>2. 授業の進め方  国際私法の学習が初めての人がいれば、最初の2回程度は国際私法入門を講義形式で行なう。その後、下記の判例集や演習書などからテーマを選んで報告していただくが、テーマが決まれば、私が原則としてテーマごとにあらかじめ参考文献案内のプリントを作成・配布する。希望と必要に応じて報告の前に各テーマに関する入門のための講義を行なってもよい。当日は、報告者の報告ののち、質疑・議論を行なう。</p>		
事前・事後学習の内容	事前には、個別テーマごとの文献案内を参照し、参考文献を読んできて、報告テーマまたは問題について考えてくること。また、（必要に応じて）民法・国際私法等の教科書の関連箇所を読んでおくことが求められる。事後に、報告や議論で問題となった点について復習をすること。		
評価方法	報告と議論の参加状況による。		
受講生へのコメント	民法の基礎を理解できていることが必要である。特に民法第5部を履修していることが望ましい。履修していない場合は自分で家族法の入門書や概説書を読んで勉強しておくこと。また、国籍法について報告するには憲法の基礎を理解していることが必要である。		
教材	<p>入門書： 神前禎（かんざき・ただし）『ブレップ国際私法』（2015、弘文堂）  概説書（教科書）： 【平成30（2018）年人事訴訟法等改正に対応済みのものを挙げる。本稿執筆後に出るものを追加する可能性がある。】 澤木敬郎＝道垣内（どうがうち）正人『国際私法入門[第8版]』（2018、有斐閣双書）、中西康ほか『国際私法[第2版]』（2018、有斐閣Legal Quest）のうち1冊以上を用意すること。  判例集： 櫻田＝道垣内編『国際私法判例百選&lt;第2版&gt;』（2012、別冊ジュリスト210号）  演習書： 櫻田＝佐野＝神前編・演習国際私法Case30（2016、有斐閣）  六法（小型のものでよいが、平成31[2019]年版が望ましい）を持参するのを忘れないこと。</p>		
その他	添付ファイル付きのe-mailを受信できること。 質問は：e-mail: kunitomo@law.osaka-cu.ac.jp, 研究室806号室、tel. 6605-2332までどうぞ。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J051491010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	専門演習（国際私法特別2）		
英語科目授業名	Seminar on Private International Law 2		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	国友 明彦		
科目の主題	国際財産法（国際民事手続法を含む）の諸問題		
授業の到達目標	具体的事案から生じる国際私法（国際民事手続法を含む）問題について解決できる能力を養う。		
授業内容・授業計画	<p>1. テーマの選び方 特定の問題に限定せず、参加者それぞれの関心に応じてそれぞれのテーマを決めてもらう。大きなテーマを選んでそれについて何回かに分けて報告してもよいし、1回ごとに異なるテーマでもかまわない。テーマの決定にあたっては報告者の希望を尊重する。すなわち、テーマの候補を挙げたプリントを配布するので、それを参考にして選んでもらう。テーマは、狭義の国際私法の各論の財産法分野、財産関係事件に関する国際民事手続法、から選んでいただく。希望により、家族法分野、国籍法を取り上げてよい。そのほか、特に希望があれば、国際取引法（私法系）のうち、売買、運送、支払に関する問題を取り上げてよい。</p> <p>2. 授業の進め方 国際私法の学習が初めての人がいれば、最初の2回程度は国際私法入門を講義形式で行なう。その後、下記の判例集や演習書などからテーマを選んで報告していただくが、テーマが決まれば、私が原則としてテーマごとにあらかじめ参考文献内のプリントを作成・配布する。希望と必要に応じて報告の前に各テーマに関する入門のための講義を行なってもよい。当日は、報告者の報告ののち、質疑・議論を行なう。</p>		
事前・事後学習の内容	事前には、個別テーマごとの文献案内を参照し、参考文献を読んできて、報告テーマまたは問題について考えてくること。また、（必要に応じて）民法・国際私法等の教科書の関連箇所を読んでおくことが求められる。事後に、報告や議論で問題となった点について復習をすること。		
評価方法	報告と議論の参加状況による。		
受講生へのコメント	民法の基礎を理解できていることが必要である。特に民法第1部、第4部を履修していることが望ましい。まだであれば並行して履修すること。		
教材	<p>入門書： 神前禎（かんざき・ただし）『ブレップ国際私法』（2015, 弘文堂）</p> <p>概説書（教科書）： [2018年出版のものを挙げる。本稿執筆後に出るものを追加する可能性がある。] 澤木敬郎＝道垣内（どうがうち）正人『国際私法入門[第8版]』（2018, 有斐閣双書）、中西康ほか『国際私法[第2版]』（2018, 有斐閣Legal Quest）のうち1冊以上を用意すること。</p> <p>判例集： 櫻田＝道垣内編『国際私法判例百選&lt;第2版&gt;』（2012, 別冊ジュリスト210号）</p> <p>演習書： 櫻田＝佐野＝神前編・演習国際私法Case30（2016, 有斐閣）</p> <p>六法（小型のものでよい）を持参するのを忘れないこと。</p>		
その他	添付ファイル付きのe-mailを受信できること。 質問は：e-mail: kunitomo@law.osaka-cu.ac.jp, 研究室806号室, tel. 6605-2332までどうぞ。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052231010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（英米法）		
英語科目授業名	Seminar on Anglo-American Law		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	勝田 卓也		
科目の主題	アメリカ憲法		
授業の到達目標	アメリカの憲法についての基本的な知識を獲得する。		
授業内容・授業計画	<p>アメリカ合衆国憲法はもっとも古い憲法である。200年以上前に制定されたにもかかわらず、非常に大きな変化を遂げた現代のアメリカ社会でも基本的な秩序を定めた法として生命を保っている。歴史的には、南北戦争の一因となったとさえ言われるドレッドスコット判決（1857年）や、逆に公民権運動が高揚する誘因となったとの評価もあるブラウン判決（1954年）のような、国論を二分する重要な問題についての重要な憲法判断が下されてきた。最近でも、同性婚禁止法の合憲性のような現代的な問題について最高裁が重要な判断を行っている。この授業では、アメリカ合衆国憲法に関する様々な問題を検討していきたい。前期には、アメリカ法の基本的な特徴、憲法成立の歴史的経緯、代表的な憲法判例などを学習する。後期には、参加者各自が関心を有するテーマについてリサーチして報告する。アメリカ憲法だけでなく、英米法に関する問題なら何を扱ってもよい。</p> <p>前期には、日本語または英語の文献に基づいて報告してもらう。後期には、各自の報告に基づいて全員でディスカッションを行い、批判を踏まえた上でリサーチ・ペーパーを作成する。</p>		
事前・事後学習の内容	指定された教材に基づいて事前に準備する。		
評価方法	出席状況とペーパーによる。		
受講生へのコメント	法と政治について幅広い知的好奇心を持つ学生の参加を望む。		
教材	適宜配布する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J051421010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	専門演習（ドイツ法特別1）		
英語科目授業名	Seminar on German Law 1		
科目ナンバー	JASEM3304		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	守矢 健一		
科目の主題	法学政治学の基礎的諸問題（その15）		
授業の到達目標	法と政治の成立のおよそ基礎をなす、言葉に対する感度を高める。		
授業内容・授業計画	<p>法が法となるためには、形を持たなければならない。日本の法学において、法が人間の営為のなかから形成されるという意識は、やや奇妙なことに、実定法学のなかにおいてこそ、余りはっきりとは捉えられていない。しかし、法は、単なる命令とは異なる。では、法はどのような人間の営みの過程において成立するか。ある種の形式性は、現在でも要求される。そうでなければ、例えば、一見非合理的なのに、なぜ裁判官は法服をまとう必要があるだろうか。そうした原理的な問題を、具体的に考察してみたい。現在のところ、まず、L. Gernet, Le temps dans les formes archaïques du droit, dans : Droit et institutions en Grèce antique, 1968, pp.121-156 を読むことから始めたいと考えている。フランス語の能力は、第二外国語を熱心に学んでいれば十分と思う。</p>		
事前・事後学習の内容	事前にテキストを入念に読むこと。事後にも、テキストを入念に読み直すこと。		
評価方法	参加者の準備の入念さの度合い、討論における立論の緻密さ、大胆さ、柔軟さ、速度、奔放さといったもの、論証の緻密さなどを、総合的に勘案して評価する。		
受講生へのコメント	前期のみの特別演習。知的好奇心に満ちた学生を歓迎する。なお、本演習は、意欲ある2年生の参加にも開かれている（枠外単位。詳細は便覧を参照されたい）。		
教材	L. Gernet, Le temps dans les formes archaïques du droit, dans : Droit et institutions en Grèce antique, 1968, pp.121-156、など。なお、やや高額だが、副読本として、越智啓三『家族協定の法社会学的研究』（2007）を推奨だけはしておきたい。法の形式性をめぐる、卓越した業績だから。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上（枠外単位としては2年次生も履修可）。		

授業コード	J051431010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	専門演習（ドイツ法特別2）		
英語科目授業名	Seminar on German Law 2		
科目ナンバー	JASEM3304		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	守矢 健一		
科目の主題	法学政治学の基礎的諸問題（その16）		
授業の到達目標	法と政治の成立のおよそ基礎をなす、言葉に対する感度を高める。		
授業内容・授業計画	<p>法が法となるためには、形を持たなければならない。日本の法学において、法が人間の営為のなかから形成されるという意識は、やや奇妙なことに、実定法学のなかにおいてこそ、余りはっきりとは捉えられていない。しかし、法は、単なる命令とは異なる。では、法はどのような人間の営みの過程において成立するか。ある種の形式性は、現在でも要求される。そうでなければ、例えば、一見非合理的なのに、なぜ裁判官は法服をまとう必要があろうか。そうした原理的な問題を、具体的に考察してみたい。前期に引き続いて L. Gernet, Le temps dans les formes archaïques du droit, dans : Droit et institutions en Grèce antique, 1968, pp.121-156 を読む。読了している場合には、ほかの伝語テキストにも手を伸ばしてみよう。フランス語の能力は、第二外国語を熱心に学んでいれば十分と思う。</p>		
事前・事後学習の内容	事前にテキストを入念に読むこと。事後にも、テキストを入念に読み直すこと。		
評価方法	参加者の準備の入念さの度合い、討論における立論の緻密さ、大胆さ、柔軟さ、速度、奔放さといったもの、論証の緻密さなどを、総合的に勘案して評価する。		
受講生へのコメント	後期だけの特別演習。知的好奇心に満ちた学生を歓迎する。なお、本演習は、意欲ある2年生の参加にも開かれている（枠外単位。詳細は便覧を参照されたい）。		
教材	L. Gernet, Le temps dans les formes archaïques du droit, dans : Droit et institutions en Grèce antique, 1968, pp.121-156、など。なお、やや高額だが、副読本として、越智啓三『家族協定の法社会学的研究』（2007）を推奨だけはしておきたい。法の形式性をめぐる、卓越した業績だから。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上（枠外単位としては2年次生も履修可）。		



授業コード	J052301010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（アジア法（中国法））		
英語科目授業名	Seminar on Asian Law (Chinese Law)		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	王 晨		
科目の主題	中国法学の基本的問題の検討		
授業の到達目標	中国法の主要分野について基本的知識を獲得することを目標とする。中国法総論・各論に関わる主要な論点を理解・習得することにより、法律問題をグローバルな視点からとらえる能力を高めることを目指している。		
授業内容・授業計画	<p>社会主義市場経済に見合った中国法体系の概要を理解させるとともに中国法を見ることで法の世界の広がりを感じさせることを目的とする。法の解説にとどまらず、中国法と中国政治、中国社会という視点も取り入れて演習を進める予定である。演習は、概ね以下の順序により行う予定である。</p> <p>第1章 現代中国法の前史  第2章 現代中国法の歴史  第3章 憲法  第4章 行政法  第5章 民法  第6章 企業活動と法  第7章 市民生活と法  第8章 民事訴訟法  第9章 犯罪と法  第10章 紛争処理システム  第11章 法学教育と法曹養成</p>		
事前・事後学習の内容	授業までに教科書指定箇所を予習し、授業後は、しっかり復習することが重要である。授業の前後にそれぞれ2時間程度の予習・復習が望ましい。		
評価方法	平常点（演習における質問や議論への参加の状況、レポートの提出、出席状況）で評価する。		
受講生へのコメント	中国法は、近年、現代的・国際的になりつつある。また、社会主義市場経済とともに激しく変化をしている。ゼミに参加して、歴史的にも地理的にも親近感のある中国大陸の法の動きを研究し、積極的に発言することによって比較法的素養を身につけてほしい。		
教材	高見澤磨・鈴木賢ほか編『現代中国法入門 第7版』（有斐閣）		
その他	上述の教材の他に中国法判例も取り上げる予定である。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052141010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（政治学）		
英語科目授業名	Seminar on Political Science		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	稗田 健志		
科目の主題	実証政治分析入門		
授業の到達目標	学問的に意味のある問いを見つけ、それに対する仮説を立て、適切な方法でその仮説を検証することができるようになる。		
授業内容・授業計画	<p>文部科学省「平成24年度全国学力・学習状況調査」により、朝食を食べる小中学生のほうが食べない学生よりも学力調査の点数が高い傾向にあることが分かった。そして、このデータに基づき、農林水産省はそのHPで「朝ごはんは勉強・仕事の集中力アップ」を勧めている。もし、あなたがこの論理展開に何の疑問も持たなかったとしたら、この演習の履修を是非検討して欲しい。本演習の最大の目的は、履修生がこのような怪しげな因果関係の主張に適切な「突っ込み」を入れられるようになることだからである。また、本演習では演習論文（ゼミ論）作成を通じて、履修生が自ら問いを設定し、その問いに適切な解を与える作業を行えるようになることも目指す。担当者の専攻上、広義の政治現象を題材としてとりあげるが、そこで用いられる科学的推論の方法は政治学を超えて広く応用が可能であろう。</p> <p>前期は、毎回担当者を設定して文献の概要をレジュメにて報告してもらい、後期は、演習参加者各自のゼミ論作成が中心となる。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習：課題文献を読み込み、疑問点・論点を明らかにしておく。  事後学習：演習の議論を踏まえ、科学的推論方法の理解の定着を図る。</p>		
評価方法	成績評価は、文献報告、ゼミ論報告、および議論への貢献度に基づいて行う。		
受講生へのコメント	政治学の題材を扱うことが多くなるが、政治系科目を履修済であることを必ずしも前提とはしない。むしろ、2018年度前期開講の「法学政治学計量分析」を並履修すると、より理解が深まるだろう。		
教材	<p>高根正昭（1979）『創造の方法学』講談社現代新書。  久米郁男（2013）『原因を推論する』有斐閣。  中室牧子・津川友介（2017）『「原因と結果」の経済学』ダイヤモンド社。  他、論文多数。</p>		
その他	本演習では履修者全員に1万字程度のゼミ論執筆を課す。そのため、履修者は2018年度後期に「演習論文」の単位の登録も必須とする。論文が「専門演習」の単位の認定に必要な程度の水準に達していれば、「演習論文」の単位も認定する。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052151010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（政治学史）		
英語科目授業名	Seminar on History of Political Thought		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	宇羽野 明子		
科目の主題	近代ヨーロッパ政治思想における「寛容」の問題		
授業の到達目標	17世紀後半の「寛容」をめぐる議論として、ジョン・ロック、バルーフ・デ・スピノザ、ピエール・ペールの作品を読み、当時の「寛容」観とその諸相への理解を深める。		
授業内容・授業計画	近代「寛容」論を代表するロック、スピノザ、ペールの作品を、その時代背景も踏まえながら丹念に読んでいきます。なお、それぞれの作品への理解を深めるうえで、それぞれの著者の主要作品との関連や、あるいは当時の論争相手の（寛容をめぐる）著作なども適宜指示しますので、あわせて読んでいきたいと思ひます。また、「寛容」を考察する際に、参加者各人が関心に応じて読んだ上記以外のテキストなどについても、随時、報告発表の機会を設けたいと思ひます。		
事前・事後学習の内容	報告担当であるか否かにかかわらず、毎回必ずテキストを熟読したうえで演習に参加すること。		
評価方法	報告担当時の報告内容と毎回の議論への参加内容によって評価します。		
受講生へのコメント	毎回、一つの文章を前に立ち止まって吟味し、何度も考えをめぐらせながら、じっくりと一冊の本を読んでいきたいと思ひます。参加者のみなさんには、「わかっていたこと」が演習での議論を通じて「わからなくなること」を楽しんでもらえればと思ひます。		
教材	ロック（加藤節・李静和訳）『寛容についての手紙』岩波文庫、スピノザ（吉田量彦訳）『神学・政治論（上）・（下）』光文社古典新訳文庫、ペールについては『亡命者への大事な忠告、フランスへの近き帰国について』（野沢協訳『ピエール・ペール関連資料集 1』法政大学出版局に所収）か、もしくは『亡命者の手紙に対する新改宗者の返事』（野沢協訳『ピエール・ペール著作集 2』法政大学出版局に所収）のどちらかを使用する予定です。		
その他	本演習では政治学史の学部講義の未修・既修は問いませんが、次の事前課題2点を参加条件とします。 課題1、演習初回日までに、政治学史のいわゆる教科書レベルの知識を一通り理解しておくこと。 課題2、上記教材に挙げた作品の一つを読み、あなたが興味を持ったテーマを中心に論述したレポート（3000字程度、横書き）をワードで作成し、演習初回日にならず持参すること（演習第1・2回では、このレポートをもとに議論します）。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052361010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（欧州政治外交史）		
英語科目授業名	Seminar on European Political and Diplomatic History		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	野田 昌吾		
科目の主題	先進諸国の政治と社会の現在		
授業の到達目標	先進民主主義諸国の現状について検討する。ヨーロッパや日本など、いわゆる先進民主主義国の政治と社会に今日起きている変化や問題について、さまざまな角度から検討する演習にしたい。		
授業内容・授業計画	前期はまず教材欄に掲げた文献を読む。参加者は初回に持参すること。これに加えて、あと数冊読むつもりだが、詳しくは初回に示したい。後期は、上記テーマに関する参加者による自由研究報告を素材に討論を行う。		
事前・事後学習の内容	毎回全員がテキストを読んでくること。分担して各紙の報告を毎回行なうので、新聞を定期購読すること。自由研究報告の担当は一週間前に報告の概要を参加者に配ること。		
評価方法	平常点、場合によっては追加的にレポートを課す。		
受講生へのコメント	欠席をしないこと。毎回全員が発言すること。4限を過ぎても延長することが通常なので、その点にも留意すること。		
教材	さしあたり下記の2冊は読もうと考えているので、初回時に持参すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉見俊哉『トランプのアメリカに住む』岩波新書、2018年。</li> <li>・見田宗介『現代社会はどこに向かうか』岩波新書、2018年。</li> </ul> これに加えて、何かまだ読むつもりだが、詳しくは初回に相談したい。		
その他	また、過去11年は神戸大の飯田ゼミ（政治学）と合同ゼミを実施している。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052181010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（国際政治）		
英語科目授業名	Seminar on International Politics		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	永井 史男		
科目の主題	中国と国際政治		
授業の到達目標	前期は中国に焦点を合わせ、国際政治のさまざまな問題を考える。今や日本を抜いて世界第2位の経済大国となった中国の存在を抜きに、国際政治は語るができなくなった。「一路一帯構想」、ワシントン・コンセンサスを否定した北京コンセンサスに基づくアフリカ外交、ロシアとの蜜月関係、太平洋や南シナ海への海洋進出など、中国が関係しない問題はないともいえるような状態である。しかし、中国は自由民主主義国ではなく、正確な情報が外に伝わっているとは限らない。中国に関する理解の中には、誤解や誇張に基づくものも少なくないだろう。そこで前期は、等身大の中国を理解するために、さまざまな書物を読んで考察したい。後期は、各自の関心に従った研究テーマの発表報告を課す一方、ゼミ論執筆に必要な社会科学方法論や各自のテーマに応じた理論書や論文を取り上げる。		
授業内容・授業計画	演習では報告者が本や論文の要旨をまとめコメントを記したレジュメを用意し、全員で討議する。本演習では、後期の研究報告をもとに、「ゼミ論」を提出してもらう。この「ゼミ論」提出がゼミ単位取得の必須条件である。ゼミ論執筆はゼミの中心的活動で、夏休み中のゼミ論テーマに関する課題図書を読破を始め、2回のゼミ論報告も予定に組み込まれている。受講者数にもよるが、前期にも何回か5時間目に補講が入ることがあるので、そのつもりでいてほしい。本ゼミはまた、一橋大学社会学部の中北浩爾ゼミ（日本政治史）と立命館大学法学部の徳久恭子ゼミ（政治学）とゼミ交流（三商大ゼミ）を続けている（稗田ゼミとの共同参加）。平成28年度は「外国人参政権の是非」がテーマで、それへの参加も評価対象の一部である（平成30年度も実施する予定だが、まだ終了していないので具体的なテーマについては割愛する）。後期は各自が選ぶゼミ論に関するテーマや三商ゼミで取り上げるテーマに応じて、本や論文を選択し、前期同様に全員で検討する。		
事前・事後学習の内容	各回とも受講生に報告の担当が回るほか、共通のテキストを読み進めるので、事前学習は必須である。ゼミ受講後に新たな文献を読む必要に迫られるのが通常なので、事後学習も必然的に行うことになる。		
評価方法	出席点、ゼミ論の出来栄え、三商ゼミへの貢献、平常点（授業態度、発言など）で総合的に評価する。		
受講生へのコメント	活動が多岐にわたり、たくさんの本や論文の読破が前提となるので、相応の覚悟をもってゼミに臨んでほしい。目標は、「指名されなくても意見が言い合える」ゼミ、「よく学び、よく遊ぶ」ゼミである。		
教材	前期は下記に挙げる本の中から、受講生の希望に応じて数冊取り上げる予定である。ただし、キッシンジャーの本は最初に取り上げるので、ゼミ初回に持参できるよう各自で用意しておくこと。 亨利・キッシンジャー『キッシンジャー回顧録 中国』（上・下）、岩波書店、2012年。 岡本隆司『近代中国史』ちくま新書、2013年。 久保亨『社会主義への挑戦 1945-1971』シリーズ中国近現代史⑤ 岩波新書、2011年。 高原明生・前田宏子『開発主義の時代へ 1972-2014』シリーズ中国近現代史⑤ 岩波新書、2014年 西村成雄『中国の近現代史をどう見るか』（シリーズ中国近現代史⑥）岩波新書、2017年。 中嶋嶺雄『北京烈烈』講談社学術文庫、2002年（原著は1981年、筑摩書房から）。 丸川知雄『チャイニーズ・ドリーム-大衆資本主義が世界を変える』ちくま新書、2013年。 白石隆、ハウ・カロライン『中国は東アジアをどう変えるか 21世紀の新天地システム』中公新書、2012年。		
その他	OB/OGを含めたコンパや交流もしばしば開いている。OB/OGには民間企業に務めている社会人をはじめ、自治体職員、国家公務員（外務省、国際協力機構を含む）、弁護士、研究者、大学院生（国際関係論）など、多彩な人たちが集まる。2016年度は三商ゼミが一橋大学で開催されたのに合わせて、都内六本木の国際文化会館でOB/OG会を開催した。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J052191010	開講年度・学期	2019年度前期、2019年度後期
科目授業名	専門演習（行政学）		
英語科目授業名	Seminar on Public Administration		
科目ナンバー	JASEM3303		
単位数	4単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	手塚 洋輔		
科目の主題	平成と行政		
授業の到達目標	<p>①テーマに即して広い調査と深い考察を進め、行政を多面的に理解できるようになる。</p> <p>②準備を通じて、文献調査・資料調査を駆使できるようになる。</p> <p>③受講者間で積極的な意見交換を行い、建設的な議論に貢献できるようになる。</p>		
授業内容・授業計画	<p>2019年4月末をもって「平成」が終わる。振り返ると、この30年間は、日本の政治や行政のしくみが大きく変動する時期であった。選挙制度改革、中央省庁改革、地方分権改革、司法制度改革そして公務員制度改革と一連の統治機構改革が次々と実施された30年であったともいえる。もちろん、改革の成果が評価されるものもあれば、その副作用や失敗が強く指摘されるようなものもある。</p> <p>最近では、この「平成」をさまざまなかたちで総括していく動きが顕著である。おそらく来年にかけてそうした関心を持つ著作が多く出版されることになるだろう。</p> <p>そこで、この演習では、この「平成」の行政的側面に注目しつつ、関連する文献を幅広く読み、「平成」について議論したい。ひいては、次の時代を展望するきっかけとできればとも考えている。いずれにせよ、硬軟とりまぜて多読していくゼミになるので、平成という世相から何が見えるのか、一緒に探訪してみたい。</p> <p>具体的な進め方は人数によるが、前期は文献を読んで議論することが中心になるだろう（多読する）。夏休み以降、各自が、平成と行政に関するテーマを選び研究報告と演習論文の執筆を行う。</p>		
事前・事後学習の内容	毎回の事前準備とゼミでの積極的な参加が求められる。		
評価方法	授業の参加状況・報告内容等を総合的に評価する。		
受講生へのコメント	本演習が最終的に目指すことは、あれこれ相互に問答する場を作り上げることにあります。3回生のみならず、4回生の参加も大いに歓迎します。さらに、他大学との合同ゼミの機会も可能であれば設けたいと考えています。		
教材	<p>新書レベルであれば各自で入手すること。その他はこちらでコピーを準備する。現在のところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧原出『崩れる政治を立て直す』講談社現代新書、2018年</li> <li>・清水真人『平成デモクラシー史』ちくま新書、2018年</li> <li>・小熊英二編『平成史（増補新版）』河出ブックス、2015年</li> </ul> <p>などを考えているが、開講時までに変更提示する。</p>		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058010010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（法社会学）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Sociology of Law		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	阿部 昌樹		
科目の主題	「合意の法社会学」に関連した社会科学的な学術論文の執筆		
授業の到達目標	<p>社会科学の学術論文の作成に必要な、以下のような能力を身に付けることを目標とする。</p> <p>①先行研究を精読したうえで、学術的な価値があり、かつ自ら考察を深めたいと思えるような研究テーマを設定する。</p> <p>②自ら設定したテーマに関連する先行研究をさらに精読し、未だ論じ尽くされていない論点や、さらに検討を深めるべきと思われる論点を抽出する。</p> <p>③抽出した論点について考察を進めるために必要なデータを収集し、分析する。</p> <p>④データ分析の結果を踏まえ、学術論文を作成する。</p> <p>⑤文献や資料を引用する際の、標準的な方式に従う。</p>		
授業内容・授業計画	<p>第1回 ガイダンス①（学術論文とはどのようなものか／学術論文作成の手順について）</p> <p>第2回 ガイダンス②（文献・資料の収集方法／引用方法について）</p> <p>第3回 ガイダンス③（社会科学におけるデータの収集方法について）</p> <p>第4回 ガイダンス④（社会科学におけるデータの分析方法について）</p> <p>第5回 研究テーマについての第一次報告とそれを踏まえた討論</p> <p>第6回 研究の進捗状況についての報告とそれを踏まえた討論①</p> <p>第7回 研究の進捗状況についての報告とそれを踏まえた討論②</p> <p>第8回 研究の進捗状況についての報告とそれを踏まえた討論③</p> <p>第9回 論文の構成案についての報告とそれを踏まえた討論①</p> <p>第10回 論文の構成案についての報告とそれを踏まえた討論②</p> <p>第11回 論文の構成案についての報告とそれを踏まえた討論③</p> <p>第12回 論文のドラフトについての報告とそれを踏まえた討論①</p> <p>第13回 論文のドラフトについての報告とそれを踏まえた討論②</p> <p>第14回 授業のまとめ</p>		
事前・事後学習の内容	必要な事前学習・事後学習は、どのようなテーマについてどのような内容の論文を執筆するかによって、大きく異なってくる。したがって、授業の進行にあわせて、参加する学生のそれぞれに個別に、必要な事前学習・事後学習を指示する。		
評価方法	授業への参加状況と執筆した論文の内容に基づいて評価する。		
受講生へのコメント	法社会学は「学際的」な科目であり、社会学のみならず、政治学、経済学、心理学、人類学等の社会諸科学の理論や方法のすべてが、潜在的には利用可能である。したがって、どのような理論や方法を用いるのかが、学術論文の執筆に際して、きわめて重要な選択になる。「合意」に関連した様々な社会現象・法現象に関心があり、法律学のオーソドックスな研究スタイルとは異なった研究スタイルに接してみたいと考える学生の参加を希望する。		
教材	受講者すべてに共通の教材は指定しない。それぞれの学生が設定した論文のテーマや、選択した分析方法に応じて、目を通しておくべき文献や資料を適宜指示する。なお、「教材」は文献だけではない。「合意」の形成やその不成立を経験した人々が自らの経験について語るその語りも、重要な「教材」となりうる。そうした「教材」をどのように入手し、どのように利用したらよいかについては、第3回および第4回の授業で説明する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058020010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（日本法制史）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Legal History of Japan		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	安竹 貴彦		
科目の主題	近世および明治期の原典講読を通じた先行研究の整理と批判		
授業の到達目標	近世および明治期の原典講読を通じた先行研究の整理と批判		
授業内容・授業計画	<p>論文執筆を希望する学生が関心を有するテーマを確認のうえ、それに関する先行研究の現在の到達点をまず確認する。次に、可能であればそれに関する原典を、適当な原典が見出せない場合には、関連する既刊史料などをいっしょに読み、その作業を通じて、新たな論点を抽出する。</p> <p>最後に、その過程を文章化する作業を行う。</p> <p>※強制するものではありませんが、学部ゼミで輪読予定の史料を素材にしていれば、原典講読や解釈の手間は、幾分か軽減されるでしょう。もちろん、明治もある程度進んだ時期にテーマを設定すれば、少なくとも「くずし字」ではなくなります。</p>		
事前・事後学習の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関心のあるテーマに関する先行研究の抽出とまとめ。</li> <li>2 これに関する報告（レジュメや資料を使った）</li> <li>3 原典（あるいは既刊史料）の解読と解釈</li> <li>4 論文執筆作業と修正作業 この順番通りに行われるわけではなく、これらの反復作業になります。</li> </ol>		
評価方法	上記作業および完成した論文による総合的判断		
受講生へのコメント	先行研究を単にまとめるだけでは、面白い論文にはなりません。また、歴史学の場合、原典でなくとも、史料の解読と解釈は不可欠な作業となります。どこまでできるかは分りませんが、安竹といっしょに「史料に沈潜して考えることを楽しんで（苦しんで）みたい」と思う方の参加を歓迎します。		
教材	特に指定しません。論文執筆を希望する学生と相談のうえで決定したいと思います。		
その他	もし、より本格的な「近世文書解読の能力」や「あれこれ考え悩んでみる」体験をしてみたい方は、大学院ゼミへも顔を出していただければよいと思います。		
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J058030010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（行政法）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Administrative Law		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	高田 倫子		
科目の主題	行政法に関する論文の執筆		
授業の到達目標	(1)自らの問題意識を明確にし、具体的な研究課題および研究方法を設定する。(2)先行研究を整理し、批判的に分析する。(3)論旨を明らかにし、体系的かつ一貫した論理を組み立てる。(4)文章の表現・構成、参考文献などに注意を払い、論文としての形式を整える。		
授業内容・授業計画	参加者の興味・関心に沿って研究課題を選び、論文の執筆を進めてもらう。その間に、定期的に進捗状況を報告し、上記の目標が達成できているかを自分自身で検証する。報告の際には、教員はもとより、他の参加者にも率直に意見を述べてもらい、報告者のフィードバックに役立てる。		
事前・事後学習の内容	論文の執筆が、学習の主たる内容となる。また、進捗状況の報告においては、論文の要旨をレジュメで配布したうえで、内容について説明してもらう。報告で得た他の参加者からの質問や批判は真摯に受け止め、次の報告に活かすこと。 なお、文献収集の方法や論文の体裁については、下記教材欄の文献を参考にされたい。		
評価方法	報告（50点）、論文（50点）		
受講生へのコメント	論文の執筆は容易ではないが、最後まであきらめずに取り組んでほしい。		
教材	〈参考文献〉 櫻井雅夫『レポート・論文の書き方 上級 改定版』（慶應義塾大学出版会、2003年） 西南法学基礎教育研究会『法学部ゼミガイドブック』（法律文化社、2012年）		
その他	質問・相談は、授業の前後またはメールにて受け付ける。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058150010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（刑事法）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Criminal Law andCriminology		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	金澤 真理		
科目の主題	刑事法の諸問題を素材とした論文演習		
授業の到達目標	解明すべきテーマを問題意識にそって見出し、適切な資料を用いて論文を完成させる。		
授業内容・授業計画	刑事法演習で学習したことの集大成として、論文を執筆する。		
事前・事後学習の内容	演習中に指示する。		
評価方法	自らの問題意識にそって主題として選択した問いに関し、適切な資料を用いて分析し、考察を加え、当初の問いに応じた解答を提示した論文を評価する。		
受講生へのコメント	日々の生活の中から刑事法に関連する問題をほりおこし、取り組むべきテーマを見つけてください。		
教材	演習中に指示する。		
その他	専門演習（刑事法）を合わせて履修すること。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058120010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（民法）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Civil Law		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	坂口 甲		
科目の主題	民法に関する学術論文の執筆		
授業の到達目標	民法に関する学術論文の執筆		
授業内容・授業計画	論文のテーマの選択、先行研究の調査、課題の設定、学説および判例・裁判例等の分析、結論の提示を必要に応じて順次行ってもらおう。2019年11月末日までに1万字以上の仮原稿を提出しなければならない。		
事前・事後学習の内容	演習中に指示する。		
評価方法	最終稿として提出された論文の完成度により評価する。 上記の仮原稿が期日までに提出されなかったときは、演習論文の単位は与えない。		
受講生へのコメント	学術論文を真摯に執筆する意思のある学生の受講を希望する。		
教材	演習中に指示する。		
その他	論文の執筆には多大な時間と労力を要することを覚悟しなければならない。		
履修可能最低年次	3年生以上		

授業コード	J058050010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（商法）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Commercial Law		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	小柿 徳武		
科目の主題	会社法に関する論文の執筆		
授業の到達目標	会社法に関して自らが関心をもつ論点を設定し、計画的に演習論文を作成することを通じて、問題発見能力、論理的分析力、および、自らの意見を他者に伝達する力を修得することを目標とします。		
授業内容・授業計画	<p>① 専門演習での議論等を通じて、各自が関心を持つ論点を選び出す。</p> <p>② 論点に関する先行研究をリサーチするとともに、論点について分析し自らの考えをまとめる。</p> <p>③ 自らの考えを演習論文の執筆を通じて表現する。</p> <p>以上の各段階において、報告および討論を行う予定です。論文の分量は、1万字程度を目安とします。</p>		
事前・事後学習の内容	事前学習として、論点の選出にあたって、関連する文献を丹念に読みこむことが求められます。事後学習として、演習論文の執筆を通じて論理的な文章作成について学習します。		
評価方法	提出された演習論文について、テーマ設定の適切性、先行研究の分析的確性、論述内容の論理的な正確性等の要素をもとに評価します。		
受講生へのコメント	論文執筆を通じて、各自の関心のあるテーマについてより深く学習するとともに、自らの考えを論文という形で表現し、形を残すという経験を積んで下さい。		
教材	適宜指示します。		
その他	特になし		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058060010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（国際法）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on International Law		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	桐山 孝信		
科目の主題	現代世界の変化と国際法の役割		
授業の到達目標	特定の問題について、国際法の観点からどのようなことが読み取れる、そしてその解決に当たってどのような課題があるかを明確にし、それらを論理一貫した文章として表現できるようになること。		
授業内容・授業計画	<p>かつて戦争の違法化や自決権の登場によって国際法の構造が大きく変わったように、近年の国際刑事裁判所の発足や人権の主流化、国際環境法の発展は、国際社会の秩序・価値観・ルールなどに大きな変容をもたらしつつある。本演習では、変容しつつある国際社会の最新像を解明するとともに、現代世界の変化に対して国際法はどのような役割を果たすことができるかを考える。</p> <p>それを踏まえたうえで、自らテーマを設定し、そのテーマについて国際法の観点からどのような問題があり、その解決に当たってどのような課題があるかを明確にする。当該テーマについての先行研究の把握、関係資料の収集と分析、論点の整理を行った上で、課題へのアプローチを行い、筋道の通った文章に仕上げる。</p>		
事前・事後学習の内容	論文執筆にかかわる報告を毎回してもらうので、その準備を事前学習とし、演習終了後には授業で与えたアドバイスについて自分なりに考えて、次回に備えることを事後学習とする。		
評価方法	論文が、テーマ設定の適切性、先行研究の理解度、論理的な記述になっているかどうかなどを総合的に判断して評価する。		
受講生へのコメント	国際法や国際問題にかぎらず、あらゆることに知的好奇心が旺盛で、そのためには時間と労力をおしまない学生の参加を期待する。		
教材	特に指定しない。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058070010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（英米法）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Anglo-American Law		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	勝田 卓也		
科目の主題	アメリカ憲法		
授業の到達目標	アメリカ法に関連した問題についてリサーチした上でペーパーを執筆する。		
授業内容・授業計画	英米法演習で獲得した知識を基礎として、学生が関心を持つ問題を自らリサーチし、内容、形式の点で一定の水準を超えるペーパーを執筆するための指導を行う。問題の選定や議論の立て方、具体的な執筆作業について助言を与える。		
事前・事後学習の内容	参加者が主体的に関心のある問題について調査を行う。		
評価方法	出席状況とペーパーによる		
受講生へのコメント	法と政治について幅広い知的好奇心を持つ学生の参加を望む		
教材	適宜配布する。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058140010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（ドイツ法特別2）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on German Law 2		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	守矢 健一		
科目の主題	法はどのように形成されるかを考える。		
授業の到達目標	法がどのように形成されるかという基礎的な問題について、古典的著作の精読を通じて原理的な考察を行う。		
授業内容・授業計画	L. Gernet, Le temps dans les formes archaïques du droit, dans : Droit et institutions en Grèce antique, 1968, pp. 121-156を手掛かりとして、さらに関連諸文献も利用し、法の原初的形過程を考察し、明瞭な文章にまとめる。		
事前・事後学習の内容	上記の著作の精読および、明瞭な文章の作成の指導。		
評価方法	論文の出来如何による。		
受講生へのコメント	制度的な要請として、当該年度に専門演習（ドイツ法特別1）の単位を修得した上で同一科目の専門演習（ドイツ法特別2）を履修する学生に限り、本演習論文の履修を認めることとされている。		
教材	L. Gernet, Le temps dans les formes archaïques du droit, dans : Droit et institutions en Grèce antique, 1968, pp. 121-156 など。		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上（枠外単位としては、2回生以上も履修可能）。		

授業コード	J058080010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（政治学）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Political Science		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	稗田 健志		
科目の主題	実証政治分析入門		
授業の到達目標	学問的に意味のある問いを見つけ、それに対する仮説を立て、適切な方法でその仮説を検証することができるようになる。		
授業内容・授業計画	<p>「政治学演習」で身につけた科学的推論方法を応用し、1万字程度のゼミ論を執筆する。演習内では、次に示すステップの各段階で報告し、他の演習参加者および講師からフィードバックを得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 問題意識 論文で取り上げたいテーマと関連文献を発表する。</li> <li>2. 問題設定 関心を持つテーマについての研究動向を調べ、自分の論文で取り組む、まだ未解決の問題を設定する。</li> <li>3. 理論と仮説の提示 設定した問いに答える理論・モデルを組み立て、その理論・モデルが正しいとすればデータで確認できる仮説を提示する。</li> <li>4. データと分析方法 分析に用いるデータと、分析方法の妥当性を論証する。</li> <li>5. 分析 分析を行う。適切な分析方法は、問題設定に応じて異なる。設定した問いに答えるのに妥当であれば、質的ケーススタディ、観察データの計量分析、参与観察、実験、等々のような方法でも良い。</li> <li>6. 結論 分析結果をまとめ、設定した問いに対する暫定的な解を提示する。</li> </ol>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習：各段階に必要な作業を行い、草稿を執筆する。 事後学習：演習内で受けたフィードバックをもとに草稿を改稿する。</p>		
評価方法	論文の水準で評価する。論文が「専門演習」の単位の認定に必要な程度の水準に達していれば、「演習論文」の単位も認定する。		
受講生へのコメント	2018年度通年科目「政治学演習」を履修する者のみが2018年度後期「政治学演習論文」を履修できる。また、「政治学演習」履修者は「政治学演習論文」の単位の登録も必須とする。		
教材	演習中に指示する。		
その他	2018年度前期開講の「法学政治学計量分析」を並行履修すると、より理解が深まるだろう。		
履修可能最低年次	3年次生以上		



授業コード	J058090010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（欧州政治外交史）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on European Political and Diplomatic History		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	野田 昌吾		
科目の主題	研究論文の執筆指導		
授業の到達目標	研究論文を執筆すること。		
授業内容・授業計画	演習論文希望者は前期中に申し出ること。分量など形式的要件は学生論文コンクールの応募条件に準じる。履修者は論文執筆内容に関する複数回の報告を行い、参加者の批判的コメントを受けつつ、執筆作業を進めることとなる。		
事前・事後学習の内容	自ら計画を立てて、それに沿って準備を進めること。		
評価方法	研究論文の内容による。		
受講生へのコメント	なし		
教材	なし		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058100010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（国際政治）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on International Politics		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	永井 史男		
科目の主題	国際政治に関する論文執筆		
授業の到達目標	社会科学的な問いに基づく論文の執筆		
授業内容・授業計画	<p>「国際政治演習」のシラバスでも説明したように、国際政治演習では後期研究報告をもとに、「ゼミ論」を提出してもらう。この「ゼミ論」提出が演習（4単位）及び演習論文（2単位）双方取得の必須条件である。「ゼミ論」の提出がなければ、「国際政治演習」（4単位）の単位は原則付与されない。</p> <p>演習論文単位取得の形式的要件は、① 字数（注を含め8千～1万3千字程度）を満たしているかどうか、② 社会科学論文としての体裁を満たしているかどうか、③ 「論文」として内容が備わっているかどうか、以上3点である。ただし、②については、取り上げるテーマによっては社会科学的な問いの設定が難しい場合もあるので、先行研究や論点をとりまとめた「報告書」的な論文も可としている。提出期限は翌年1月末である（正確な日付は年度によってやや異なるので追って知らせる）。なお、優秀な論文については、担当教員の判断で学生論文コンクールの応募に推薦するので、その場合にはさらに1月ほどかけて修正作業を続けることになる。</p> <p>本授業の内容としては、① テーマ設定とゼミ論に使用したい基本書の選定、報告（7月～10月初め）、② 学情センターでの文献検索（10月中旬）、③ 方法論の学習（10月中旬～12月）、④ 2回読書レポート提出（10月初めと11月初めの2回。基本書を4千字程度にまとめる）、⑤ ゼミ論報告（2回；11月半ばと12月半ば）、⑥ パワーポイントを使った最終報告（ゼミ最終回）である。ゼミ論報告は最低2回行う必要がある。2回の報告で執筆許可が下りて初めてゼミ論執筆を始められるが、執筆許可が下りない場合には、3回目、場合によっては4回目の報告が求められる。また、読書レポートの提出や報告義務などを怠った場合、その分評価点数を減点するので、11月末時点で落第が決定することもありうる。時間的・精神的（及び取得単位上の）余裕をもって演習論文に臨む必要があるだろう。</p>		
事前・事後学習の内容	各回とも受講生に報告の担当が回るほか、共通のテキストを読み進めるので、事前学習は必須である。読書レポートの提出も課されているが、これは本を一冊読み切ること、軸となる本の全体像を理解すること、そして文章力を鍛えるという3つの目的がある。ゼミ受講後に新たな文献を読む必要に迫られるのが通常なので、事後学習も必然的に行うことになる。		
評価方法	読書レポート提出、文献リスト提出、ゼミ論報告（いずれも2回）、ゼミ論の提出及びその出来栄		
受講生へのコメント	ゼミ論報告の前には、事前に担当講師にレジメ（案）を提出してもらう（約1週間前）。担当講師と個別に、テーマ設定や議論の方向性について電子メールによるやりとりや直接的な面談を頻繁に行うことになる。		
教材	高根正昭『創造の方法学』講談社現代新書、1979年 久米郁男『原因を推論する』有斐閣、2013年 加藤淳子、境家史郎、山本健太郎編『政治学の方法』有斐閣、2014年		
その他	文献の収集と読破、論文の構想・執筆には多大の時間がかかるので、特に後期は十分な空き時間をとっておくことが必要である。また、ゼミでは報告レジメ作成やゼミ論執筆でパソコンを使った作業が大幅に増えるので、個人で使用できるパーソナル・パソコンを予めもっておくことが望ましい。携帯電話で文章を読んだり書いたりすることも不可能ではないが、効率がたいへん悪い。学情のパソコンを使うことももちろん可能だが、自宅での作業を考えるとかなりの不便を覚悟しなければならない。ブラインド・タッチで高速で入力できる技量や、Excel・Power Pointなどのソフトの基本的操作があると望ましい。		
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J058110010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	演習論文（行政学）		
英語科目授業名	Thesis Seminar on Public Administration		
科目ナンバー	JASEM3305		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	手塚 洋輔		
科目の主題	平成の世相と行政活動の分析		
授業の到達目標	①学術的文章の書き方を体得すること ②自ら関心のあるテーマを設定できること ③計画的に演習論文を執筆し完成させること		
授業内容・授業計画	全員履修型の演習論文を開講する。専門演習に即したテーマを選び、進捗状況を適宜報告しつつ、論文指導を行う。スケジュールとしては、夏休み中にテーマの具体化を行い、12月までに第1次原稿を完成させて全員で中間報告を行い、その後ブラッシュアップをはかる。分量は、1万字以上2万字以内を標準とする。		
事前・事後学習の内容	授業時間外の作業が大半を占めるので、着実に作業を進める必要がある。		
評価方法	演習論文の内容（100%）		
受講生へのコメント	本演習の中核は各自が行う事例研究と論文執筆であり、それを相互にあれこれ問答する場を作り上げることにあります。3回生のみならず、4回生の参加も大いに歓迎します。		
教材	なし（参考書として、伊藤修一郎『政策リサーチ入門』東京大学出版会、2011年）		
その他			
履修可能最低年次	3年次生以上		

授業コード	J055090010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	外国語演習（英語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (English)		
科目ナンバー	JALNG2201		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	勝田 卓也		
科目の主題	アメリカ憲法制定過程		
授業の到達目標	アメリカ憲法成立過程についての優れた英語文献を読むことによって、憲法がいかにして成立したのか、民主主義社会において憲法がいかなる意味を持つのか、憲法に与えられた神聖な文書としての位置付けが正当なものなのか、といった問題についての理解を深める。		
授業内容・授業計画	英語の教材（Michael J. Klarman, The Framers' Coup: The Making of the United States Constitution, Oxford University Press, 2016）を輪読する。英語の内容を適切な日本語で表現する。翻訳や内容について意見交換を行い、英語の内容、日本語表現、憲法史にかかる問題についての理解を深める。		
事前・事後学習の内容	事前に教材を予習することによって一定の理解（何がわからないのかを明らかにする）を持って授業に臨む。授業終了後には、教材を読み直すなどして授業内容を再確認する。		
評価方法	出席状況、授業でのパフォーマンスによって評価する。		
受講生へのコメント	英語そのものについて一定の力を持っていることが前提となる。内容的には、アメリカ史について最低限の知識が求められる。予習復習のために、毎回少なくとも3時間程度は要すると思う。		
教材	教材を配布する。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J055090030	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	外国語演習（英語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (English)		
科目ナンバー	JALNG2201		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	川村 行論		
科目の主題	英米法		
授業の到達目標	英語による法律学の文献を理解し、外国法の基本的な知識を英語で習得すること。		
授業内容・授業計画	<p>初回の授業において、講読する文献について履修者と相談して決定する。現在予定している文献は以下のとおりである。</p> <p>Alisdair A. Gillespie &amp; Siobhan Weare, The English Legal System sixth edition, Oxford University Press, 2017  （同書は2019年に最新版が出版される可能性があるため、出版された場合にはそれを用いる）</p> <p>Catherine Barnard, Graham Virgo, Janet O'Sullivan, et al., What About Law?: Studying Law at University, Hart Publishing, 2011</p> <p>その後の演習の進め方は、担当部分を割り当てられた履修者が当該部分を日本語に訳し、その部分について報告するとともに、履修者との質疑応答・参加者との議論を行う、という形式をとる。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>割り当てられた履修者は担当部分について日本語に訳することは言うまでもないが、割り当てられなかった履修者も、その回に講読する部分について一読しておく必要がある。</p> <p>なお、日本語訳については、英語辞典を用いるだけでなく、田中英夫（編）『英米法辞典』（東京大学出版会・1991年）や小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社・2011年）といった辞典をも用いるよう注意されたい。</p>		
評価方法	演習の参加度合いにより評価する。		
受講生へのコメント	演習である以上、無断欠席した場合には成績評価を行わないことがある。		
教材	初回で決定した文献について、教員がコピーを配布するので、履修者はそれを受け取ること。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J055090020	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	外国語演習（英語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (English)		
科目ナンバー	JALNG2201		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	吉井 敦子		
科目の主題	アメリカの文献読解を通じて、株式会社の社会的位置づけについて一つの考え方を学ぶ。		
授業の到達目標	英語で書かれた論文をもとにして、近時の会社に関する学問的動向を知る。		
授業内容・授業計画	<p>I コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について学ぶ（1～2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その法的見地から及び政策的見地からの検討</li> </ul> <p>II シティズンシップ概念は、会社の理解に対してどのような示唆を与えるか（3～8回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランク分け、平等性の側面からの検討</li> <li>・権力、権威の側面からの検討</li> <li>・権力の束としての会社</li> <li>・権威と判断</li> <li>・会社にとっての最善の利益</li> <li>・株主からの声</li> </ul> <p>III シティズンシップ概念に対する異議について学ぶ（9～11回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参入と退出の自発性</li> <li>・株主デモクラシー</li> <li>・シティズンとしての議決権の行使</li> </ul> <p>IV 政策的、理論的アプローチについて学ぶ（12回）</p> <p>V ・上記検討からどのような差異が生まれてくるかについて学ぶ（13回）</p> <p>VI 結論（14回）</p> <p>進度はあくまで予定である。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>事前学習 該当箇所を読んで予習してくる</p> <p>事後学習 復習して学んだ内容についてまとめておく</p>		
評価方法	毎回の報告や質疑応答から評価する。		
受講生へのコメント	昨年度に進んだ領域を概観しつつ、さらに読みを進行させる。		
教材	Ian B.Lee ,Citizenship and Corporation		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J055090040	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	外国語演習（英語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (English)		
科目ナンバー	JALNG2201		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	野田 昌吾		
科目の主題	英語文献講読演習		
授業の到達目標	英語の文献を読み、その内容について議論できるようになること。		
授業内容・授業計画	<p>2016年2月に国連人権理事会に提出された「平和的な集会および結社の自由への権利」ならびに「集会の適切な管理」に関する特別報告者による共同報告書を読む (Joint report of the Special Rapporteur on the rights to freedom of peaceful assembly and of association and the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions on the proper management of assemblies, 2016.02.04, A/HRC/31/66)。</p> <p>日本では、米軍基地建設のための沖縄県辺野古の埋め立て工事に反対する人々による抗議活動が続けられているが、これに対し、警察官や機動隊員、海上保安官による暴力の使用や拘束、差別的発言、刑事特別法の適用や公務執行妨害による逮捕が一方で報じられ、また、ある在京地上波テレビ局は抗議運動参加者に対する中傷・差別を助長する内容の番組を放映し、放送倫理・番組向上機構（BPO）が「重大な放送倫理違反」を指摘する事態も生じた。</p> <p>自由で民主的な社会における市民の集会・結社の自由はいかに保障されるべきか—この問題に関し専門家として調査・報告を行うよう国連人権理事会が任命した特別報告者による報告書を読んで、考えてみたい。</p>		
事前・事後学習の内容	講読では、報告者ないし担当者をあらかじめ決めておくことを予定しているが、それ以外の参加者も事前に読み、授業における議論に参加できるようにしておくこと。		
評価方法	平常点および場合によってはレポートを課す。		
受講生へのコメント	必ず辞書を持参すること。欠席しないこと。		
教材	授業内容の項を参照。添付ファイルをダウンロードすること。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J055100010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	外国語演習（ドイツ語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (German)		
科目ナンバー	JALNG2202		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	守矢 健一		
科目の主題	外国語演習（ドイツ語）		
授業の到達目標	ドイツ語の文献を注意深く読解し、言葉に対する感覚を磨きながら、第二次大戦後のドイツ公法史の理解に努めること。		
授業内容・授業計画	Kötter, M., Fortbilden, um zu bewahren: Otto Bachof und der Wandel verwaltungsrechtlicher Dogmatik unter dem Grundgesetz, in: Die Verwaltungsrechtswissenschaft in der frühen Bundesrepublik (1949-1977), hg. von C. Kremer, 2017, 231-252, を読む。扱われているのはBachof、戦後ドイツにおける、極めて優れた、考え深い行政法学者である。戦後における公法学の役割について、多面的な考察を行うための素材を提供したい。		
事前・事後学習の内容	事前に、該当部分について、辞書を丹念に引きながら具体的な理解を行うこと。また事後には、誤訳の部分についてその所以を説明しておくこと。		
評価方法	平常点による。		
受講生へのコメント	ドイツ語に対する、そして言葉に対する関心があること。		
教材	授業内容・計画欄に記載。		
その他			
履修可能最低年次	2年次生以上		



授業コード	J055110010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	外国語演習（フランス語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (French)		
科目ナンバー	JALNG2203		
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	国友 明彦		
科目の主題	法律フランス語入門(もともと、以下に記載のように、変更の可能性あり)		
授業の到達目標	初學者向けの法律フランス語を読めるようになること (より高い目標を目指す受講生向けには一大学の教科書レベルの法律フランス語が読めるようになること)		
授業内容・授業計画	<p>1. テキスト 何を読むかは、第1回目の授業時に参加者の希望を聴いた上で決定する。民事法、EU法、欧州評議会 (Conseil de l'Europe, Council of Europe) と欧州人権条約、国籍法、比較法に対応可能。もし別段の希望がなかった場合には、下記の本を読む。 Christine Schmidt-Kœnig, Introduction à la langue juridique française, 3. Aufl. ([独]第3版) (Baden-Baden, 2011) ドイツなどフランス語圏以外の学生向けの法律フランス語入門のための教科書である。 別段の希望がなければ、このうち、"Titre 1: Notions introductives et méthodologiques (第1編[内容的に法学入門]), Chapitre 1: Les domaines et les sources du droit (第1章「法の諸分野と法源」)を読むことを考えている。そのほか、希望があれば、憲法(統治機構)、民法と民事訴訟法、商法、労働法に関する編・章を読んでもよい。 もともと、例えば大学院博士前期(修士)課程入試をフランス語で受験しようと考えている等のため、より学問的な文献を読みたいとの希望のある場合には、上記と並行して、より高度な文献(フランス語圏の大学の教科書)を読む。 別段の希望、上記サイトのうちで特にここが読みたいとの希望があれば、教材準備の都合上、第1回の授業の前(なるべく早く)に国友まで連絡されたい。また、より高度な文献が読みたいとの希望がある場合にも連絡されたい(この場合は授業開始後でもかまわない)。</p> <p>2. 進め方 事前に分担を決めて訳してもらい、その訳を原則として授業日の前日に設定した締切日時までにメールで送信してもらい、当日は訳を添削したもの配布する方法によることを予定している(より高度な文献も読むこととした場合、その文献の訳は希望者のみに担当してもらい、各授業時間の一部を割いてそれを読むこととする)。自分で調べることが難しいと思われる専門用語、該当箇所等で述べられている事項についての日本語参考文献および特に難解と思われる箇所などについては「訳のための注」をメールで送信して事前に説明する。</p>		
事前・事後学習の内容	<p>1. 事前学習 事前に自分の担当部分を訳しておくことはもちろん、自分の担当以外の部分も読んでおくこと。 訳に当たっては、辞書を引く手間を惜しまないこと(インターネットでの訳語の検索では全く足りない)。下記に挙げた参考書や授業時または「訳のための注」で挙げた日本語の参考文献を参照すること。</p> <p>2. 事後学習 授業内容を復習すること。特に文法について理解できていなかった点については文法書を復習すること。</p>		
評価方法	基本的に提出された訳による。出席状況も考慮する(授業時間数の3分の2以上の出席は最低限必要[法学部履修規程19条]。ここで言うのはそれ以上の出席状況。)		
受講生へのコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランス語基礎1-4をすでに履修していること(一般的な言い方をすると初級文法を履修していること)が必要である。</li> <li>・PCでe-mailを送受信し、添付ファイル(docファイル)を開けて印刷できることが必要である。</li> <li>・従来の例からして、おそらく、希望者全員を受け入れることができるだろう。ただし、万が一、最初の段階での履修登録者が多数にのぼる(20名を大きく超える)場合には第1回目の授業で試験等による選抜を行なうことがある。その場合、第1回目の授業に無断欠席した者は受講資格を失う。掲示に注意されたい。</li> </ul>		
教材	<p>テキストについては、「授業内容・計画 1. テキスト」を参照。 法律用語辞典 山口俊夫編『フランス法辞典』(2002, 東京大学出版会)、Termes juridiques研究会『フランス法律用語辞典[第2版]』(2002, 三省堂) フランス法の概説書 滝沢正『フランス法[第5版]』(2018, 三省堂) * EU法などフランス法以外の分野のものを読むこととなった場合には、参考書を授業の中で紹介する。</p>		
その他	内容についての希望や質問は: e-mail: kunitomo@law.osaka-cu.ac.jp, 研究室tel. 06-6605-2332までどうぞ。		
履修可能最低年次	2年次生以上		

授業コード	J055120010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	外国語演習（中国語）		
英語科目授業名	Seminar on Foreign Materials (Chinese)		
科目ナンバー			
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	王 晨		
科目の主題	中華人民共和国民法典各分編草案(婚姻家庭・相続編)を読む。		
授業の到達目標	中国語、中国法及び中国法文化の読解力、理解力を身につけることを目標とする。同時に中国語を通じてグローバル化社会において、コミュニケーション能力を高めることを目指す。		
授業内容・授業計画	中国民法典各分編(草案)における家族法の部分(2018年)を講読する。それと同時に中国語・中国文化に関する基礎的な文献も読む。授業は、主に民法典草案の婚姻家庭・相続編を和訳する形で行う。受講者に和訳された婚姻家庭・相続編の内容について、私は、解説する予定である。それと同時にテキストの内容について、受講者との自由な討論も予定されている。		
事前・事後学習の内容	テキストの指定された範囲を予習して理解するとともに、学習内容を身につけるために復習しておくこと。		
評価方法	演習への参加状況、報告に基づき、総合的に評価する。		
受講生へのコメント	私の外国語演習(中国語)への参加により、中国語及び中国法、中国社会に関する常識をマスターしてほしい。		
教材	中華人民共和国民法典各分編草案(婚姻家庭・相続編、2018年)を配布する。同時に補充教材として、毎回、段文凝ほか著『中国語で読む 我的ニッポン再発見』(研究社、2017年)を使う予定である。		
その他	履修要件として、中国語初級を修了したことを前提とする。		
履修可能最低年次	2年次生以上		